

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	1	第1	1	(4)			事業場所	「※膳所及び八屋戸浄水場の撤去工事は含まない」とありますが、当該浄水場の撤去工事については、本事業の期間中に貴市が別途発注するものであり、本事業費に含める必要はないという理解でよろしいでしょうか。また貴市が別途発注されるこれらの工事への立ち合い業務なども、民間事業者には求められないとの理解でよいか確認させていただきます。	前者については、ご理解のとおりです。 後者については、膳所及び八屋戸浄水場の撤去工事に限らず、本市が別途発注した工事について、事業者は工事管理を行いませんが、運転維持管理を行う者として、工事と運転維持管理の相互の影響等を把握するため立会を求める場合があり、それについては本業務に含みます。
2	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	②	事業概要	本事業はPFI事業として実施され、特別目的会社という独立した会社の設立が求められています。特別目的会社の収入は本事業から得られるものに限られますので、事業を効率的・安定的に運営し、且つ、VFM (Value For Money) を最大化できるよう、市と民間事業者との間のリスク配分や対価の支払い方法などにおいて、ご配慮いただくようお願いいたします。 例えば、3ページ目の②運転維持管理業務の対価について、「（前略）運転維持管理業務期間中に毎四半期に1回民間事業者に支払いを行うこととする。」とありますが、四半期毎の支払いとなると民間事業者はその間の運転資金を別途、借り入れる必要が生じるために資金調達コストが発生します。これを避けるために、四半期毎ではなく毎月として頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正し毎月払いとさせていただきます。
3	実施方針	2	第1	1	(7)	(ア)	①	更新改良業務	「別紙1の更新、耐震補強・・・移設及び再設置、新設等と含む」とありますが、「移設及び再設置」に関する説明がありません。業務内容についてご教示願います。	移設及び再設置業務は本事業に含みません。 ご指摘を踏まえて実施方針を修正します。
4	実施方針	2	第1	1	(7)	(ア)	①	事前調査業務	事業者の業務範囲に事前調査業務が含まれていますが、事前調査業務完了後であっても、事前に市から提示された資料に誤りがあるなど、提案段階で事業者が把握できず、事業者に帰責のない事由に基づく増額は、市側で負担頂けるようお願い致します。	ご指摘を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
5	実施方針	2	第1	1	(7)	(ア)	①	事前調査業務	PFI事業の特定業務として事前調査業務が入っていますので、当該事前調査業務で判明した事項であり事前調査業務において新たに判明したことにより事業者が生じたリスク・増加費用・事業期間延長は市の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。

真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
6	実施方針	2	第1	1	(7)	(ア)	①	対象業務	①更新改良業務のうち「d. その他付帯する業務」とありますが、現時点で想定し得る業務は大小構わず、全てご共有頂けますでしょうか。「その他」や「等」の表現は、事業開始後に想定外の追加業務が発生するリスクとなり、このリスクフィーによる事業費増大の要因となるため、避けて頂けますようお願い申し上げます。業務開始後に追加業務が発生した場合、市と事業者との間において当該業務の対応、費用負担等について協議できる仕組みを導入して頂くようお願いいたします。	前段については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。後段のご指摘の点につきましても、できる限り反映するとともに、協議の仕組みについては、募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
7	実施方針	2	第1	1	(7)	(ア)	①	対象業務	「その他付帯する業務」とは、具体的にどのような業務でしょうか。	「その他付帯する業務」とは、市との調整業務やセルフモニタリング業務等を想定しています。具体的な内容については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
8	実施方針	2	第1	1	(7)	(ア)	①	対象業務	別紙1に「移設及び再設置」の記載がありません。「移設及び再設置」の定義、対象の場所、対象の施設・設備、名称について教示願います。	移設及び再設置業務は本事業に含みません。ご指摘を踏まえて実施方針を修正します。
9	実施方針	2	第1	1	(7)	(ア)	②	対象業務	①運転維持管理業務のうち「f. その他技術業務」とあります。緊急時の対応業務、薬品等の受入れ業務、視察及び見学者対応業務等との記載がありますが、現時点で想定し得る業務は大小構わず、全てご教示頂けますでしょうか。「その他」や「等」の表現は、事業開始後に想定外の追加業務が発生するリスクとなり、民間企業の事業参画の判断に大きな影響を与えるため、最小限として頂たく存じます。また、業務開始後に想定外の追加業務が発生する場合に備え、市と事業者との間において当該業務の対応、費用負担等について協議できる仕組みを導入して頂くようお願いいたします。	前段については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。後段のご指摘の点につきましても、できる限り反映するとともに、協議の仕組みについては、募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
10	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)		民間事業者の収入	予定価格（提案上限価格）については、市側が想定する更新改良業務、運転維持管理業務それぞれの業務量を把握するため、更新改良業務費と運転維持管理業務費の内訳を参考として示して頂く方が、事業者としても提案検討期間に限られる中、適切な提案が可能になると考えますので、ご検討ください。	ご意見として承ります。

真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
11	実施方針	2	第1	1	(7)	(ア)	①	事前調査業務	「a. 事前調査業務」において判明した事項による設計変更の取扱いについてご教示ください。 本事業は大規模浄水場の統廃合を伴う複雑な事業ですが、3ページ目の(9)事業スケジュールによると、募集要項等の公表(10月)から提案書の受付期限(6月)まで最大9ヶ月と、正確な設計・積算を行うには期間が不十分であります。 そのため、より正確な設計・積算を実施するために「a. 事前調査業務」が設けられていると理解しますが、そこで判明した事項による設計変更に伴うコストの増額は、市の負担として頂くとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
12	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	「…それぞれ毎年度1回出来高の10分の9以内の額を支払うこととし、その残額は、所有権移転後に、民間事業者を支払うこととする。」とありますが、所有権移転後とは、浄水場ごとに引渡し(工事完成検査合格後)後との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
13	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	「その残額は、所有権移転後に、民間事業者を支払うこと。」とありますが、所有権移動は、各施設(真野浄水場、新瀬田浄水場、仰木低区配水池、真野低区配水池)それぞれ工事完了後の所有権移動と理解すればよいでしょうか。また、真野浄水場は、既設構造物撤去後に所有権を移動すると理解すればよいでしょうか。ご教示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
14	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	「・・・その残額は、所有権移転後に・・・」とありますが、所有権移転の当該年度に残額が支払われるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
15	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	「毎年1回出来高の10分の9以内を支払う・・・」とありますが、「以内」ということは出来高の10分の8や10分の7ということも想定されます。毎年度支払われる金額の決定方法についてご教示願います。	サービス対価の支払については、事業者の提案内容・請求及び各年度末のモニタリング結果を踏まえて支払いを行うものとしします。 詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
16	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	更新改良業務の対価の支払方法について、毎年出来高の10分の1以上が数年間留保されることとなりますが、留保分を外部から資金調達する場合、出来高が流動的なため融資契約時に資金調達額が確定できず融資枠を設定することになり金融関連費用が高みます。その費用も総事業費の予算に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	更新改良業務の対価の支払方法について、毎年出来高の10分の1以上が数年間留保されることとなりますが、工事竣工まで留保金の支払いを留め置かれることは事業者にとって立替負担が大きいため、支払は出来高の100%として頂けないでしょうか。もしくは、留保分も業務区分(設計完了時等)毎に精算して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。 詳細な支払方法につきましては、募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
18	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	出来高の10分の9以内とありますが、10分の9に満たないことも有り得るのでしょうか。	サービス対価の支払については、事業者の提案内容・請求及び各年度末のモニタリング結果を踏まえ支払いを行うため、ご指摘の点についてはありうるものと考えます。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
19	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	出来高の10分の9以内とありますが、お支払い頂く出来高は事業者の提案に委ねられているという理解でよろしいでしょうか。	サービス対価の支払については、事業者の提案内容・請求及び各年度末のモニタリング結果を踏まえて支払いを行うものとしします。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
20	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	念のための確認ですが、所有権移転とありますが、供用中の浄水場施設の改修工事ですので所有権の移転は無く、市の所有物を改修のために預り（管理し）、改修終了後、その所有者としての管理責任が市に戻るという考え方でよろしいでしょうか。	該当部分は、更新改良を行った部分についての所有権を移転の対象と想定しています。
21	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	更新改良業務の対価について前払金はお考えでしょうか。前払金の有無は事業者の資金計画に大きく影響するため、有無と前払率の想定をご回答頂けますでしょうか。	ご意見を踏まえて、設定に向けて検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
22	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	更新改良費の支払いについては、施設毎の区分に加え、工種（設計、土木・機械・電気・建築工事等）による区分で、完了したものから10分の1の留保分も支払われるような仕組みとして頂けますようお願い致します。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
23	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	更新改良費については、毎年度の出来高払いに加え、前払い制度を導入することで事業者による資金調達を軽減することが、事業費の低減にも繋がると考えますのでご検討ください。	No. 21の回答をご参照ください。
24	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	民間事業者の収入	「その残額は、所有権移転後に、民間事業者を支払うこととする」とありますが、支払いの方法が記載されておりません。所有権移転後に一括で支払われますでしょうか。それとも所有権移転から契約終了までの間に均等に支払われますでしょうか。	所有権移転後に一括で支払を予定しています。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
25	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	民間事業者の収入	①更新改良業務の対価について、「（更新改良業務の対価の支払方法については、真野浄水場、新瀬田浄水場、仰木低区配水池、真野低区配水池の更新改良の期間について、それぞれ毎年度1回出来高の10分の9以内の額を支払うこととし、その残額は、所有権移転後に、民間事業者を支払うこととする。」とありますが、施設単位の支払いとなると工事期間が長期となることから、事業者のキャッシュフローを最適化し、資金調達コスト（調達額及び支払金利）の抑制のため、工事区分単位（例：設計、土木、機械、電気）の完了をもってお支払いいただけないでしょうか。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
26	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	民間事業者の収入	①更新改良業務の対価について、安定した事業運営を図るため、工事費の「前払い制度」の活用を検討いただけないでしょうか。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
27	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	民間事業者の収入	既設構造物・管路の耐震補強について、所有権は貴市にあり、工事前後での所有権移転は発生しないと認識しておりますが、この場合に新瀬田浄水場、仰木低区配水池、真野低区配水池の更新改良の支払い条件はどのように考えられますでしょうか。	更新改良工事については、更新改良を行った部分についての所有権を移転の対象としております。
28	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	5頁及び別紙3の支払方式では、事前調査業務、設計業務が完了しても、その業務対価の10分の1については令和13年3月以降の支払いとなります。支払時期は所有権移転後ではなく、事前調査業務、設計業務完了時点で各業務対価の残額が支払われるような追記は必要ないでしょうか。	具体的な支払方法については、募集要項等に示す事業契約書をご確認ください。
29	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	更新改良業務の対価について、毎年度1回出来高の10分の9以内の額を支払い、所有権移転後に残額を支払うとありますが、所有権移転後とは真野浄水場であれば引渡し期限の令和13年3月末、新瀬田浄水場であれば引渡期限の令和15年3月末を示すのでしょうか。仮に、早期に完成引き渡しが可能となればその時点で残額をお支払いいただけるとの認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
30	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	真野浄水場の撤去工事については、所有権に関わらず、撤去工事完了後に残額をお支払い頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
31	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	所有権移転前の未稼働施設は事業者側の所有になることから、貴市資産課税へ固定資産の申告が必要となりますでしょうか。	固定資産税の申告については、内閣府HP(https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h17/zei/zei_pfi.html)をご確認ください。
32	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	②	運転維持管理業務の対価	毎四半期に1回民間事業者を支払うとありますが、昨今の物価上昇（特に燃料費）から事業者負担が大きくなります。そのため毎月支払いに変更いただけないでしょうか。	No.2の回答をご参照ください。
33	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	②	運転維持管理業務の対価	運転維持管理業務の対価が四半期に1回とありますが、支払いスパンが長いことで事業者による資金調達が必要になり、事業費の高騰に繋がります。毎月支払いにして頂けますよう、お願い致します。	No.2の回答をご参照ください。
34	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	③	任意提案に基づく業務の対価	本市水道事業にとって有益であると認められる場合とは、どのようなことを想定していますでしょうか。	本事業の費用削減、収益増加や環境負荷低減等の効果が発揮される業務を想定します。
35	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	③	任意提案に基づく業務の対価	任意提案に基づく業務の対価は、貴市からのお支払い対象となるのでしょうか。あるいは、事業者による独立採算を想定されているのでしょうか。	提案内容及び本市との協議結果によって決定することを想定していません。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
36	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	③	任意提案に基づく業務の対価	任意提案の有無およびその内容は、事業者選定の評価対象となるのでしょうか。	募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
37	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	③	任意提案	任意提案に基づく業務は、本業務の事業期間が対象であり、引継ぎ方法は事業者の提案に基づくという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業の実施方法などについては本市と協議の結果により決定を行います。
38	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	③	任意提案	任意提案に基づく業務は、本業務の事業期間が対象であり、引き継ぎ方法は事業者の提案に基づくという理解でよいでしょうか。また、事業期間の途中で提案業務を取りやめることは可能でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。事業の実施方法などについては本市と協議の結果により決定を行います。後段につきましては、原則として事業期間を通じ継続を求めるものとなります。
39	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	③	任意提案に基づく業務の対価	任意提案が可能ということですが、採用の可否はいつ決定されるのでしょうか。また、任意提案する事業に要する費用および事業による効果は、提案価格に含めないという理解で宜しいでしょうか。	任意提案採用の可否は、原則として優先交渉権者選定の時まで決定することを予定しています。任意提案する事業に要する費用および事業による効果が提案価格に含まれるか否かは、募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。
40	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	③	任意提案に基づく業務の対価	事業者の努力により本事業に含まれない費用（電力費等）の削減を達成した場合のインセンティブはあるのでしょうか。	電力費については、昨今の電力費高騰を考慮し本事業の対象外として考えています。ただし、電力費の削減の努力については、選定時の評価対象とすることを予定しています。詳細は、募集要項等公表時に示す事業契約書、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
41	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	③	任意提案に基づく業務の対価	「本事業の費用縮減、収益増加や環境負荷低減等の効果が発揮させれる業務」との事ですが、本事業の方に好影響を及ぼす提案は評価上も加点されるという事になりますでしょうか。例えば本事業の副産物等を利用する事で、任意提案による事業の方で収益をあげられるような事業が評価対象になりえることはありますでしょうか。	募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。
42	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	③	任意提案に基づく業務の対価	任意提案の実施場所としては、本事業の対象施設の敷地内で行う事を想定しておりますでしょうか。それとも対象施設敷地外で行う提案も可能でしょうか。	実施場所も含め、本事業の費用縮減、収益増加や環境負荷低減等の効果が発揮される業務について民間事業者の責任のもと提案することができ、本市との協議の結果、本市水道事業にとって有益であると認められる場合を想定しています。
43	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	③	任意提案に基づく業務の対価	任意提案に関して、何か具体的なお想定はありますでしょうか。	事業者の提案を踏まえ検討を行います。
44	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	③	任意提案	【意見】 提案書作成時にその事業性や地域の制約等すべてを検討し、実施することを確定して提案することは困難です。極めて公共性の高い水道事業の目的を達成することを第一に考えたとき、任意提案が評価対象となっている場合においても配点は低く設定して頂く事をお願いします。	ご意見として承ります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
45	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	③	任意提案	【意見】 任意提案は、提案時と市場環境の変化等により事業開始または継続が困難となる場合も想定できます。そのような場合は市と協議させていただき、時世を見計らったの同等事業への転換または実施後の撤退をお認めいただける建付けとさせていただくことをお願いします。	ご意見として承ります。
46	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	③	任意提案に基づく業務の対価	「民間事業者の責任のもと提案することができ…」とありますが、用地については市用地を無償で借用できるとの理解で宜しいでしょうか。	詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書および要求水準書をご確認ください。
47	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)	③	任意提案に基づく業務の対価	任意事業の収益は事業者側の収入となるとのことですが、本事業では民間事業者は電力代を負担しない中、太陽光パネルを設置し発電した電力を当該施設で消費する提案等は評価されるのでしょうか。	募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。
48	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)		募集要項等の公表	提案書提出の際の提案価格の最低制限価格の設定のご検討をお願いします。	ご意見として承ります。
49	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)		民間事業者の収入	公募条件として総事業費の上限額を提示する方針と理解して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
50	実施方針	3	第1	1	(7)	(イ)		民間事業者の収入	貴市が想定する総事業費には工事中に想定されるリスクを回避するための各種対策費も見込まれている前提で、貴市が設定した上限額を上回る提案を行えば失格に直結すると理解して宜しいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
51	実施方針	3	第1	1	(8)	(イ)	③	民間事業者の収入	③任意提案に基づく業務の対価において、「（前略）本事業の費用縮減、収益増加や環境負荷低減等の効果が発揮される業務について民間事業者の責任のもと提案することができ（後略）」と任意事業の提案が可能である旨の記載があります。任意事業に関する提案は可能とする一方、優先交渉権者選定時の評価対象からは除外して頂けないでしょうか。また提案内容の履行義務は無しとして頂けないでしょうか。 理由は、任意事業による事業の本来目的（義務事業）への貢献度合いを定量評価することが困難であり主観的になりがちであり、貴市市民の水道料金を事業費として実施する本事業の目的である、貴市水道システムの再構築及び水道事業の耐震化とは直接の関連がない提案への評価によって事業者が選定されるなど、本来事業の履行能力や提案内容の評価に影響を及ぼす恐れがあるためです。また任意事業は、提案書提出時に確実な履行を詳細を含めて確約することが困難であり、提案では概念的なものになってしまう傾向があります。例えば、発電事業（太陽光、小水力等）は、事業者選定の前には各種許可等の手続き等ができず、固定価格買取制度（FIT）などの条件も変更となる可能性があり、実施内容が提案書提出時の想定と異なるものとなる可能性が大きいです。	ご意見として承ります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
52	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	「真野浄水場の竣工期限は令和12年9月末日を期限とし、引渡期限は令和13年3月末日を期限とする。」とありますが、竣工期限と引渡し期限の間で試運転を行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細については募集要項をご確認ください。
53	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	「真野浄水場の竣工期限は令和12年9月末日を期限とし、引渡期限は令和13年3月末日を期限とする。新瀬田浄水場の竣工期限は令和14年9月末日を期限とし、引渡期限は令和15年3月末日を期限とする。」とありますが、竣工から引渡までの期間を6ヶ月置く理由をご教示願います。また、竣工が期限より早期に完了した場合は、引渡しも含めて前倒しでご対応頂けますでしょうか。	前段については、試運転及び完成確認等を予定しています。 後段については、募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
54	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	令和5年10月に事業契約の締結した後、令和6年4月に事業開始（運転維持管理業務の開始）とありますが、事業契約締結後、調査・設計業務に着手は可能ですか。ご教示下さい。	現時点では、事業開始前の準備行為は実施可能と想定していますが、実際の事業開始は令和6年4月を想定しています。
55	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	真野浄水場および新瀬田浄水場の竣工時期について明記されていますが、仰木低区配水池の増設（新設）の竣工時期について期限を定めるのでしょうか。もしくは事業者の任意提案でしょうか。	仰木低区配水池の増設（新設）の竣工時期は事業者提案となりますが、真野浄水場の工事中の水運用の負荷を軽減するため、事業期間の早い時期の竣工が望ましいと考えています。
56	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	(ア) 事業期間のスケジュール（予定）には真野浄水場及び新瀬田浄水場の竣工年月が示されていますが、仰木低区配水池及び真野低区配水池の竣工年月が示されていません。これら施設の竣工年月は事業期間内であればよい。との解釈でしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
57	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	真野・新瀬田共に竣工から引渡しまで6ヶ月と想定されていますが、試運転・試用等の期間でしょうか。その間に想定されている作業・手続き等を教えて下さい。	ご理解のとおりです。 詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
58	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	各施設の着工日は提案者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。市にとって、各施設の更新改良業務の優先順位があればご教示ください。	ご理解のとおりです。期限について遵守可能であれば、着手時期等につきましては、事業者提案により決定します。
59	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	各施設の引渡し後、当該施設の運転維持管理業務を開始するとの理解でよろしいでしょうか。提案時の想定よりも引渡しが早まった場合、運転維持管理業務の開始も早め、その分の運転維持管理費は市でご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	引渡の時期については、提案段階で決定します。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
60	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	設計業務の期間については、業務区分の明確化のため、発注者の完了検査等を持って完了とし、TECRIS登録もそのタイミングで認めて頂けますよう、お願い致します。本事業は整備期間が長期に亘る一方、設計実績は一定期間経過後は使用できなくなってしまうことから、整備期間終了まで実績が得られない条件では、設計企業として本事業へ参加する動機を失うことになります。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
61	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	「スケジュール（予定）」の記載がありますが、事業者提案による工程短縮が実現可能である場合、着手、竣工、引渡しの時期は早めることは可能でしょうか。また、そのような提案は評価対象となり得るでしょうか。	募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。
62	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	「真野浄水場の竣工期限は令和12年9月末日を期限とし、引渡期限は令和13年3月末日を期限とする。」と記載がありますが、竣工期限から引渡期限までの期間の具体的な事業内容をご教示ください。	試運転及び完成確認等を予定しています。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
63	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	「新瀬田浄水場の竣工期限は令和14年9月末日を期限とし、引渡期限は令和15年3月末日を期限とする。」と記載がありますが、竣工期限から引渡期限までの期間の具体的な事業内容をご教示ください。	試運転及び完成確認等を予定しています。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
64	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	真野浄水場と新瀬田浄水場の竣工期限の記載はありますが、記載されていない2機場（仰木低区配水池及び真野低区配水池）の竣工期限をご教示ください。	期限は設定していません。具体的な時期につきましては、事業者提案により決定します。
65	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	真野浄水場（旧系列撤去）の実施が令和15年4月以降となっていますが、それ以前の期間でも、運用に影響を与えない範囲において、真野浄水場の一部施設及び機器を撤去することは可能という認識でよろしいでしょうか。	真野浄水場（旧系列撤去）の撤去については、令和15年4月以降に着工するようお願いします。令和15年4月以降の撤去の時期については事業者の提案によって決定します。
66	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	真野浄水場（旧系列撤去）の実施が令和15年4月以降となっていますが、真野浄水場の竣工期限である令和13年3月から令和15年3月末までは残置しておき運用はしないという認識でよろしいでしょうか。	令和15年4月以降の撤去の時期については事業者の提案によって決定します。
67	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	「令和15年4月以降 真野浄水場（旧系列撤去）の実施」と記載がありますが、着手時期、撤去完了時期は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	No. 65の回答をご参照ください。
68	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	計画工程表を提示していただけますか。	ご意見として承ります。
69	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	令和15年4月以降：真野浄水場（旧系列撤去）の実施、とありますが、構造物（浄水場）の取壊しがこれに該当しますか。	ご理解のとおりです。
70	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	真野・新瀬田の両浄水場ともに、竣工から引渡しまで6か月の期間が設定されておりますが、その間は試運転を行うという想定でしょうか。	ご理解のとおりです。
71	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	真野・新瀬田の両浄水場ともに、竣工から引渡しまで6か月の期間が設定されていることにより、事業者に不動産取得税や固定資産税を課せられることが懸念されますが、課税されないという認識でよろしいでしょうか。	固定資産税の申告については、内閣府HP(https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h17/zei/zei_pfi.html)をご確認ください。
72	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	仰木低区配水池、真野低区配水池の竣工、引渡時期を提示していただけますでしょうか。	No. 64の回答をご参照ください。
73	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	令和5年10月の事業契約の締結から令和6年4月事業開始までの6か月間に調査・設計業務を着手しても良いですか？	No. 54の回答をご参照ください。

真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
74	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	真野浄水場は令和12年9月竣工、令和13年3月引渡しと期限が設けられていますが、竣工と引渡しの時期に差異がある理由をご教示ください。	試運転及び完成確認等を予定しています。 詳細については募集要項をご確認ください。
75	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	「真野浄水場の竣工期限は令和12年9月末日を期限とし、引渡期限は令和13年3月末日を期限とする。」及び「新瀬田浄水場の竣工期限は令和14年9月末日を期限とし、引渡期限は令和15年3月末日を期限とする。」とありますが、両浄水場の供用開始はいつを想定されていますでしょうか。	試運転・完成検査が完了したのちに引渡しを行うことを想定しています。 引渡後速やかに供用開始することを想定しています。
76	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	真野浄水場、新瀬田浄水場とも、竣工から引渡しに相当な期間が設けられていますが、この期間に実施を想定している作業等があればご教示ください。	試運転及び完成確認等を予定しています。 詳細については募集要項をご確認ください。
77	実施方針	3	第1	1	(9)	(イ)	③	任意提案に基づく業務の対価	「事業者は、本事業の費用削減…民間事業者の収入とする。」とありますが、これは事業契約締結前に提出している提案書の内容の他、提案書に記載のない項目についても事業期間中の協議によって、新たな提案を実施することができるという理解でよろしいでしょうか。また、その提案によって事業費が削減した場合も、設計変更による減額の対象とはならないという理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、基本的にはご理解のとおりですが、必要となる場合については合意により変更する場合があります。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
78	実施方針	3	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュール	P.3 (イ) 事業化スケジュールには、令和4年8月に実施方針に対する質問等への回答の公表とありますが、P.18の4. (4) 意見書・質問書に対する回答予定日として令和4年8月29日（月）と記載されています。どちらが正しいのかご教示下さい。	前者については、全体のスケジュール想定を示すものとなります。具体的な日付としては後者となります。
79	実施方針	3	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュール	募集要項等に対する質問等の受付・回答が、参加資格審査申請前の1回のみとなっています。検討の進捗度合いにより新たな質問が出てくることは十分に考えられますので、技術対話とは別に、参加資格審査後に再度質問等の受付・回答の機会を設けて頂けますよう、お願い致します。	ご意見として承ります。
80	実施方針	3	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュール	事業化スケジュールでは、現地見学会が実施方針公表後の1回しか設けられていませんが、既設の耐震補強は改良等を伴う本事業では、提案段階でも十分な現地確認が必要となります。そのため、募集要項の公表後にも、事業者が希望する際には適宜現地確認ができるよう、配慮をお願い致します。あわせて既存資料の公表・閲覧についても、できる限り早いタイミングで開示頂きたく、お願い致します。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項をご確認ください。
81	実施方針	3	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュール	令和4年10月に募集要項等（募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、基本協定書、事業契約書、関連資料集等）の公表、とありますが、既設関連図書及び運転維持管理資料等、公開可能な資料については、資料閲覧会の開催もしくは資料配布を募集要項等の公表よりも前に実施していただけないでしょうか。	ご要望を踏まえ、本市がこれまで調査・検討した本事業に関する資料（成果物等）の一部については、募集要項等の公表前に希望者に対し開示します。開示資料の内容及び開示方法については別途大津市HP等でお示しする予定です。
82	実施方針	3	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュール	質問の機会を複数回設けて頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
83	実施方針	3	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュール	既設完成図書等の資料の閲覧および提供の機会を複数回設けて頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。本事業の計画、設計等を十分検討頂けるよう情報提供の機会等について検討いたします。
84	実施方針	3	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュール	募集要項等の公表（10月予定）を待つことなく、本事業の対象施設に関連して貴市がコンサル企業等に発注された「真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託」、「新瀬田浄水場等耐震診断業務委託」などの成果物を全てご開示頂けないでしょうか。本事業の規模に対し、提案書の準備期間が短く、且つ、開示済みの情報量が少ないため、募集要項等の公表（10月）から提案書の受付期限（6月）までの期間において十分な検討を実施することが困難です。情報開示は可能な限り、早期に実施して頂くことを希望します。	No. 81の回答をご参照ください。
85	実施方針	3	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュール	提案事項の検討のため、現地調査や資料閲覧の機会を複数回、設けていただけないでしょうか。7/27～7/29の間に実施された現地見学会では、設計・積算を行うのに十分な情報を取得するのが困難でありました。信憑性の高い提案を提出させて頂くためには、現地調査や資料閲覧の機会をより充実して頂くことを希望します。調査時期は、募集要項等の公表（10月）から提案書の受付期限（6月）までの間で複数回（例えば、10～12月に1週間、1～3月に1週間、4～6月に1週間）などを希望します。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項をご確認ください。
86	実施方針	3	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュール	本件では、令和4年10月に募集要項等が公表されてから、その質問等の受付期限まで1ヶ月しかございませんが、この期限をもう少し後ろ倒しする事はございませんでしょうか。10月のタイミングで公表される資料が多く、1ヶ月では十分に読み込めない懸念がございます。他案件では、実施方針の公表の段階で、現時点の要求水準書(案)、事業契約書(案)、関連資料集等の公表がなされることで、募集要項等への質問期限まで十分な検討時間が取られていますが、本事業では初見から1か月となるため質問いたしました。	本事業では、ご指摘のとおり、募集要項等公表時に事業契約・要求水準書等の公表を予定しています。そのため、初見からの質問・確認期間が短いとのご指摘ですが、当該期間を後ろ倒しとした場合には、資格審査後の提案書作成や本事業の理解促進を目的とした技術対話等の期間設定が短期となる懸念がございます。そのため、実施方針に記載のとおりスケジュールといたします。
87	実施方針	3	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュール	提案書提出時の提案価格には、過度な価格競争を抑制するため、最低制限価格が設定されるとの認識でよろしいでしょうか。	No. 48の回答をご参照ください。
88	実施方針	4	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュール	P.4（イ）事業化スケジュールには、令和5年6月に提案書の受付期限令和5年8月に優先交渉権者選定・基本協定締結とありますが、提案書提出後、プレゼンテーション及びヒヤリング等をお考えでしょうか、ご予定をお示しください。	提案書提出後、プレゼンテーション及びヒヤリングを予定しています。詳細については参加資格審査後の代表企業に対してお知らせいたします。
89	実施方針	4	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュール	技術対話の実施後、要求水準書、事業契約書等が修正される可能性もあるとの理解でよろしいでしょうか。	技術対話については、事業者の理解促進のための質問や提案書概要の確認を行う予定です。一方で、契約の変更等は対象となりません。
90	実施方針	4	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュール	令和5年10月の事業契約の締結ののち、令和6年4月の事業開始までの期間は、現維持管理委託事業者からの引継ぎ期間との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
91	実施方針	4	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュール	本事業は複数の更新改良工事を含む大型事業である点や、市内全水道関連施設を管理対象とする長期契約であることに鑑み、十分な理解のもと提案活動を行いたいと考えます。そのため、技術対話は複数回の開催を希望いたします。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項をご確認ください。
92	実施方針	4	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュール	技術対話では、事業者側からの質問や貴市との協議事項も受け付けて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	技術対話については、事業者の理解促進のための質問や提案書概要の確認を行う予定です。一方で、契約の変更等は対象となりません。
93	実施方針	4	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュール	技術対話の出席者に、資格等の制約はないとの理解でよろしいでしょうか。また、出席人数はどの程度を考えられているでしょうか。	前段については、「資格等の制約」が何を指しているか不明確ですが、本事業への参加資格を有する応募者との間で実施する予定です。具体的な実施方法につきましては、参加資格審査後の代表企業に対してお知らせいたします。
94	実施方針	4	第1	1	(9)	(ウ)		事業期間終了時の措置	「本事業が終了する時点において、本事業の対象となる施設を要求水準書等に示す良好な状態に保持しなければならない。」と記載されていますが、良好な状態とは機能に支障がない状態との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
95	実施方針	4	第1	1	(9)	(ウ)		事業期間終了後の措置	「要求水準等に示す良好な状態」の「等」は何を想定されていますか？また、その判断は貴市と民間事業者の協議により確定される、という理解で宜しいでしょうか？	要求水準書のほか、提案書の内容、契約や合意によって定めた事項のほか、協議によって確定した事項を含む趣旨で、要求水準書等としております。
96	実施方針	4	第1	1	(9)	(ウ)		事業期間終了時の措置	事業期間終了時の措置にて、本事業が終了する時点において、本事業の対象となる施設を要求水準書等に示す良好な状態に保持していかねばならない。とありますが、具体的な保証期間等は要求水準書で示されるのでしょうか。	募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
97	実施方針	4	第1	1	(9)	(ウ)		事業期間終了時の措置	「本事業が終了する時点において、本事業の対象となる施設を要求水準書等に示す良好な状態に保持しなければならない。」とありますが、要求水準書において、良好な状態を具体的に示していただけますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
98	実施方針	4	第1	1	(9)	(ウ)		事業期間終了時の措置	「本事業が終了する時点において、本事業の対象となる施設を要求水準書等に示す良好な状態に保持しなければならない。」とありますが、イコールフットINGの観点から、本事業期間中に新設及び撤去される施設を除き、事業開始時と事業終了時における施設の状態は、経年劣化を考慮した同等の条件（要求水準）としていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
99	実施方針	4	第1	1	(9)	(エ)	①	施設を運転しながらの工事への対応	既存施設における設備の劣化状況や構造物の老朽度合い等を把握するために実施された各種調査の調査結果を公募資料として開示していただけますでしょうか。	No. 81の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
100	実施方針	5	第1	1	(10)			本事業に関する主な法令、基準、指針等	「なお、本事業の実施に必要なとなる許認可が生じた場合、本市は、可能な範囲で必要な協力を行うものとする」とありますが、水道事業等の認可を含む、水道管理者や市が実施すべき許認可の申請については、市が実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者に対しても必要な協力を求める予定です。
101	実施方針	5	第1	1	(10)			本事業に関する主な法令、基準、指針等	本事業に関連する法令の記載があります。公告後に法令等の改訂があった場合でも、本実施方針記載の発行年月に従ってよろしいでしょうか。	法令等の改訂があった場合は、当該法令の適用に従って法令を遵守する必要があります。
102	実施方針	5	第1	1	(10)			関連する仕様書等	「なお、記載が上記のものから優先する。ただし、同等以上の仕様を確保した場合などはこの限りではない。」とありますが、事業者の判断により仕様書等を変更出来るとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針に記載のとおりです。
103	実施方針	5	第1	1	(10)			本事業に関する主な法令、基準、指針等	「本事業の実施に必要なとなる許認可」とあります。現時点で想定されている許認可がありましたらご教示下さい。	募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
104	実施方針	5	第1	1	(10)			本事業に関する主な法令、基準、指針等	想定する許認可に対して、「可能な範囲で必要な協力」と記載されていますが、具体的にどのような支援をいただけるのかご教示下さい。	許認可にもよりますので一概には答えられませんが、本事業の実施に必要な許認可を取得できるよう、本市が実施可能な範囲で協力いたします。
105	実施方針	5	第1	1	(10)			本事業に関する主な法令、基準、指針等	「本事業に関係すると考える各種法令（例）は以下のとおりである。」と記載があり、「【法令等】その他本事業に関連する法令」、「【条例等】その他関連条例等」、「【関連する仕様書等】その他関連する仕様書等」、「【基準・指針等】その他関連する各種基準」と、全ての項目に「その他」と記載されております。「その他」は「（例）」には該当しないと考えられるため、削除いただけないでしょうか。	ご指摘いただいている「その他」は、いずれも無限定のものではなく、前に列挙されている項目と同種のものという限定がなされており、例示として不適切とは考えませんので原文のままとさせていただきます。
106	実施方針	5	第1	1	(10)			本事業に関する主な法令、基準、指針等	【法令等】、【条例等】、【関連する仕様書等】、【基準・指針等】は、全て事業提案書の提出時点における最新版を適用するとの理解でよろしいでしょうか。また、事業提案書の提出時点以降に改正となった場合、契約変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、提案書の提出時点以降に改正がなされ、契約の変更が必要となる場合には、協議によって定めるものとします。
107	実施方針	6	第1	1	(10)			本事業に関する主な法令、基準、指針等	【基準・指針等】において、「事業提案書の提出時点において最新版を適用する。」とありますが、事業提案書の提出以降に更新があり、提案時より仕様がアップとなる場合は、設計変更対象になると理解してよろしいでしょうか。	不可抗力の内容であるため、ご理解のとおり、設計変更の対象となります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
108	実施方針	6	第1	1	(10)			本事業に係る主な法令、基準、指針等	水道施設耐震工法指針・解説が2022年に変更になっていますが、既に実施されている耐震診断は変更前の指針に準拠していると思います。新しい指針との整合性についてどのように考えておられますか？	本事業対象施設の耐震診断は、平成26年度滋賀県地震被害想定地震動データを入力地震動とし、静的線形解析で行っています。その上で本事業における新設耐震設計及び既設耐震補強設計は、水道施設耐震工法指針・解説2022年に基づき実施することとします。静的非線形解析及び動的解析の指定は致しません。事業者の提案によります。また、解析手法の選定に伴う土質調査費、設計費及び工事費の増減が生じたとしても契約金額の変更は致しません。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。なお、既往の耐震診断報告書及び基本設計報告書については、別途定める事務手続きにより、公募前のできるだけ早い段階で提供させていただきます。
109	実施方針	6	第1	1	(10)			本事業に係る主な法令、基準、指針等	基準・指針等について、事業提案書の提出時点において最新版を適用すると記載がありますが、水道施設耐震工法指針が2022年6月に改訂されており、貴市の基本設計又は算出されたPSCには本指針が考慮されていないものと思料します。そのため貴市の要求により本指針を考慮することで、事業者の費用が増大した場合には、別途費用の清算が可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 108の回答をご参照ください。
110	実施方針	6	第1	1	(10)			本事業に係る主な法令、基準、指針等	【基準・指針等】水道施設耐震工法指針・解説 2022年版が公開されました。現段階で完工している耐震診断は、旧指針に準拠していると想定しますが、本事業の実施にあたり、2022年版指針との整合性について、考え方をご教示下さい。	No. 108の回答をご参照ください。
111	実施方針	6	第1	1	(10)			本事業に係る主な法令、基準、指針等	【基準・指針等】において、“記載が上記のものから優先する”となっています。上記に記載された基準・指針等が最新のものでない場合であっても上記のものが優先するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	実施方針	6	第1	2	(1)			特定事業の選定方法等に関する事項	「PFI 法第7条の規定に基づき、本事業を特定事業に選定する。」と記載されていますが、特定事業に選定され、公表される時期をご教示下さい。	2022年9月下旬から10月上旬頃を想定しています。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
113	実施方針	6	第1	2	(1)			特定事業の選定方法等に関する事項	昨今の物価上昇の影響で設計業務、建設業務、運転維持管理業務における、機器費、資材費、人件費、ユーティリティ費が大幅に高騰しており、民間企業の努力だけではカバーしきれない状況です。またそれらの影響で本事業と同様の事業が不成立になる場合も散見されます。そのため、本事業において特定事業の選定の際にPSC並びにVFMを試算されると思われますが、左記内容を考慮した制度設計もしくはPSCの再試算等のご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
114	実施方針	6	第1	2	(1)			特定事業の選定方法等に関する事項	「（前略）本市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に、（中略）本事業を特定事業に選定する。」とありますが、民間事業者（応募者）による本事業に関する理解を深め、より良い提案と本事業の履行に関する確実性を高める観点から、貴市が算出されるPSC、PFI-LCC及びVFMの考え方や根拠について開示いただけますでしょうか。	VFMについては算出方法及び評価結果について公表することを想定しています。 根拠等については開示する予定はありません。
115	実施方針	6	第1	2	(1)			特定事業の選定方法等に関する事項	本事業はPFI法に基づく事業であり、VFM創出のために性能発注方式による「民間の創意工夫の発揮」が求められています。従来型委託における契約では、「業務履行方法の詳細も含めて市に計画を提出するが、市との協議により、市の承諾が得られればその内容を変更できる」との形で民間の創意工夫を発揮するという考えのものがああります。一方、PFI事業における性能発注では、「市との協議、承諾が都度必要な事項は一部の重要事項に絞り、それ以外は市に対しては書面での報告、確認での内容変更を認めることにより、民間の創意工夫をより発揮しやすくする」というものが多くああります。本事業においては後者の考え方を採用して頂きたく存じますが、貴市のお考えをお示し頂けますでしょうか。	ご理解のとおり、後者の考え方に沿いたいと考えます。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書および要求水準書をご確認ください。
116	実施方針	6	第1	2	(2)			選定結果の公表	本事業を特定事業に選定した場合は、評価の内容とあわせて公表されるということですが、「VFM（Value For Money）に関するガイドライン（内閣府）」P11～に記載されるように、PSC及びPFI事業のLCCについては、VFMの評価過程や評価方法も併せて公表されるという理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	VFMについては算出方法及び評価結果について公表することを想定しています。
117	実施方針	7	第2	1				民間事業者選定の方法	本件は、優先交渉権者の選定方式として、「総合評価一般競争入札」ではなく、「競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式）」を採用されとの事ですので、令和4年10月の募集要項等の公表後、事業契約書（案）等に対して、修正案等の要望を申し上げる機会は頂けますでしょうか。「技術対話」が予定されている一方、事業契約書（案）などの内容に対して要望をお伝えする機会があるかどうかの質問でございます。	修正案等の要望を申し上げる機会としては、募集要項公表時に募集要項等に対する質問・回答の機会を設けることを想定しております。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
118	実施方針	7	第2	2	(2)			現地見学会への参加申し込み	実施方針で現地見学会の機会をいただいておりますが、技術提案を進めて行く中で再度現地見学会を行いたい場合などをご考慮いただき、技術提案期間中に時期を分けて複数回（例えば、募集要項等公表後および参加資格審査申請書の受付後など）の現地見学会の機会を設けていただくことは可能でしょうか。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項をご確認ください。
119	実施方針	7	第2	2	(2)			現地調査の機会	公募開始後、応募者は、必要時に現地調査を行うことができるようにしていただけますか。実施方針に記載されている現地見学会だけでは現地状況を把握しきれないと考えております。なお、貴市職員のご同行は求めません。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項をご確認ください。
120	実施方針	7	第2	2	(4)	(イ)		実施方針に対する質問への回答の公表	8/29の回答に対して疑義が生じた場合は該当項目について再度質問させていただきますことは可能でしょうか。	本件意見を踏まえまして、募集要項等の検討を行います。募集要項等公表時についても同様に質問書を受け付ける予定です。
121	実施方針	7	第2	2	(4)	(イ)		実施方針に対する質問への回答の公表	質問事項についての回答は、都度公表されるのでしょうか、もしくはまとめて公表されるのでしょうか	まとめて公表を予定しています。
122	実施方針	7	第2	2	(4)	(イ)		実施方針に対する質問への回答の公表	質問に対する回答が公表されたのち、再質問の機会をいただけないでしょうか。	No. 120の回答をご参照ください。
123	実施方針	7	第2	2	(4)	(イ)		実施方針に対する質問への回答の公表	【意見】 8月29日の回答に対して疑義が生じた際は、当該項目に対して再度質問できる建付けとしてください。	No. 120の回答をご参照ください。
124	実施方針	7	第2	2	(5)			募集要項等の公表	事業費限度額が募集要項等で公表されることを前提に更新改良業務と運転維持管理業務とで貴市の予算措置に相違があるため、個別に設定されているものと考えて宜しいでしょうか。	本事業の見積上限額については、募集要項等公表時に示す予定です。詳細については募集要項をご確認ください。
125	実施方針	7	第2	2	(5)			募集要項等の公表	P.3の事業化スケジュールには募集要項等の公表は、10月と記載されていますが、具体的な募集要項等の公表日時をご教示下さい。	詳細なスケジュールについては、募集要項等公表時に示す予定です。
126	実施方針	7	第2	2	(5)			募集要項等の公表	募集要項公表時にて事業費限度額が公表される場合、更新改良業務と運転維持管理業務は個別に設定されていると考えてよろしいでしょうか。	No. 124の回答をご参照ください。
127	実施方針	7	第2	2	(5)			募集要項等の公表	最低制限価格の公表をお願いします。	No. 48の回答をご参照ください。
128	実施方針	7	第2	2	(5)			募集要項等の公表	土木建築工事・設備工事・電気工事・維持管理工事・設計業務、それぞれにおいて事業費限度額の公表をお願いします。	No. 124の回答をご参照ください。
129	実施方針	7	第2	2	(5)			募集要項等の公表	事業費限度額は募集要項等の公表の際に提示されるものと考えてよろしいでしょうか。事業費限度額が公表されない場合、事業者は過度な価格競争を強いられ、貴市が求める定性的なVFM、評価が得られないことが想定されます。	No. 124の回答をご参照ください。
130	実施方針	7	第2	2	(5)			募集要項等の公表	事業費限度額が募集要項等の公表されることを前提に、更新改良業務と運転維持管理業務とで貴市の予算措置に相違があるため、個別に設定されているものと考えてよろしいでしょうか。	No. 124の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
131	実施方針	7	第2	2	(5)			募集要項等の公表	提案書提出の際の提案価格の最低制限価格の設定のご検討をお願いいたします。最低制限価格の設定がされない場合、事業者は過度な価格競争を強いられ、貴市が求める定性的なVFM、評価が得られないことが想定されます。	No. 48の回答をご参照ください。
132	実施方針	7	第2	2	(5)			募集要項等の公表	上限価格・最低制限価格・調査基準価格の設定について募集要項で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	上限価格については公表予定です。詳細については募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。 最低制限価格・調査基準価格についてはご意見として承ります。
133	実施方針	7	第2	2	(5)			募集要項等の公表	本事業のプロポーザル方式においても、技術提案の審査について、過度な価格競争によりサービスの質が低下することを避けるため、一定以上上札価格を下げても、価格点は変わらない基準価格の設定をお願い致します。	ご意見として承ります。
134	実施方針	7	第2	2	(5)			募集要項等の公表	【意見】 応募者としては、更新改良業務と運転維持管理業務が個別に予算化され事業費限度額をご提示いただいた方が事業採算性の具体的検討が速やかに進むため参入意欲が向上します。事業限度額の公表を希望しますが、その際は是非とも個別に公表して頂きたく存じます。	No. 124の回答をご参照ください。
135	実施方針	7	第2	2	(6)			募集要項等に対する質疑回答	P. 3の事業化スケジュールには募集要項等の公表は、10月と記載されていますが、10月公表の質疑締切として11月では、スケジュールがタイトですが、ここで言う締切は、参加資格等の募集要項等のみを示していると解釈してよろしいですか。ご教示下さい。	本件意見を踏まえまして、募集要項等の検討を行います。募集要項等公表時についても同様に質問書を受け付ける予定です。
136	実施方針	7	第2	2	(9)			参加表明書、参加資格確認申請書の提出	「本プロポーザルに応募を希望する者は、参加表明書、参加資格確認申請書を提出すること。」と記載されていますが、P. 4事業化スケジュールには令和4年12月とあり、具体的な日時をご教示ください。	詳細については募集要項をご確認ください。
137	実施方針	7	第2	2	(9)			参加表明書、参加資格確認申請書の提出	参加表明書、参加資格確認申請後に、辞退届を提出可能な期間・その要領をご教示願います。	辞退は優先交渉権者の選定まで可能です。辞退を行う場合の様式については、募集要項をご確認ください。
138	実施方針	8	第2	2	(9)			技術対話の実施	「本事業への参加資格を有する応募者との間で、市が必要と判断した場合に技術対話の実施を予定している。」と記載がありますが、必要と判断される具体例をご教示ください。	事業者に対する本事業の理解促進や技術提案の内容について事前に協議を行う必要がある場合を想定しています。
139	実施方針	8	第2	2	(9)			技術対話の実施	「市が必要と判断した場合に技術対話の実施を予定している。」とありますが、実施しないこともありますでしょうか。	原則として実施を予定しています。 詳細な実施方法については、参加資格審査後の代表企業に対してお知らせいたします。
140	実施方針	8	第2	2	(9)			技術対話の実施	「市が必要と判断した場合に技術対話の実施を予定している」とありますが、応募事業者側から技術対話を要望することは可能でしょうか。	No. 139の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
141	実施方針	8	第2	2	(9)			技術対話の実施	「技術対話の実施」とありますが、他のPFI事例で設定される「競争的対話の実施」もご検討頂けないでしょうか。仮りに競争的対話が実施されない場合、事業契約書（案）等の事業スキームについて、市と応募企業との間で協議ができる仕組みをご検討下さい。本事業は事業費・期間ともに大きいため、参画判断にはその条件を事前に協議できる場が望まれます。	ご意見として承ります。
142	実施方針	8	第2	2	(10)			提案書の提出	「また、応募者に対するヒアリングを市が必要と判断した場合に行うことを予定している。」と記載がありますが、必要と判断される具体例をご教示ください。	応募者に対するヒアリングについては、原則として実施します。詳細な実施方法については、参加資格審査後の代表企業に対してお知らせいたします。
143	実施方針	8	第2	2	(10)			提案書の提出	令和5年6月に提案書を提出したのち、事業者提案に関するプレゼンテーションやヒアリング、技術対話は実施する予定でしょうか。実施時期、内容、実施方式について想定している内容があれば、ご教示願います。	技術対話については、実施方針に記載のとおり、提案書の受付期限の前に実施を予定しています。詳細な実施方法については、参加資格審査後の代表企業に対してお知らせいたします。
144	実施方針	8	第2	2	(10)			提案書の提出	技術対話の前に提案書の提出も求められることがありますか	詳細な実施方法については、参加資格審査後の代表企業に対してお知らせいたします。
145	実施方針	8	第2	2	(10)			提案書の提出	「応募者に対するヒアリングを市が必要と判断した場合に行うことを予定している」とありますが、提案に関するプレゼンテーション実施後に、追加でヒアリングが必要と判断された場合との理解でよろしいでしょうか。	詳細な実施方法については、参加資格審査後の代表企業に対してお知らせいたします。
146	実施方針	8	第2	2	(10)			提案書の提出	ヒアリングは、提案書の提出後どのくらいの時期に実施することを予定されているのでしょうか。	スケジュールについては、募集要項等公表時に示す予定です。また、詳細な実施方法については、参加資格審査後の代表企業に対してお知らせいたします。
147	実施方針	8	第2	2	(10)			提案書の提出	ヒアリングの出席者に、資格等の制約はないとの理解でよろしいでしょうか。また、出席人数はどの程度を考えられているのでしょうか。	前段については、「資格等の制約」が何を指しているか不明確ですが、本事業への参加資格を有する応募者との間で実施する予定です。具体的な実施方法につきましては、参加資格審査後の代表企業に対してお知らせいたします。
148	実施方針	8	第2	2	(13)			事業契約締結	貴市は優先交渉権者が組成するSPCと事業契約を締結すると記載があります。貴市は「『施設包括管理業務委託の導入検討の開始』について(令和4年2月17日)(以下、本委託)」において、貴市市内の維持管理業務を包括して管理するマネジメント業者を選定することに言及されています。本事業は「本委託」に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
149	実施方針	8	第2	2	(13)			事業契約締結	貴市は優先交渉権者が組成するSPCと事業契約を締結すると記載があります。 一方、貴市は「大津市公共施設等総合管理計画（平成28年8月）（以下、管理計画）」で貴市のインフラ施設のマネジメント方針を示しています。 本事業と管理計画は、関係しないとの理解でよろしいでしょうか。	大津市公共施設等総合管理計画において湖都大津・新水道ビジョンは個別計画と位置付けられており、大津市公共施設等総合管理計画は上位計画にあたります。その観点からすると関係しないということはありません。
150	実施方針	8	第2	3	(1)	(オ)		応募者の構成等	「コンソーシアム構成員は、設立するSPCから業務を受託または請け負うことを予定しておりSPCに出資する者を言う。SPCから業務を受託または請け負うことを予定しておりSPCに出資しない者を協力会社という。」とありますが、SPCから直接仕事を発注されない会社（協力会社から仕事を発注される会社）は協力会社ではなく、提案書作成時の記載は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。 また、地域への貢献という観点から、地元企業についても提案書への記載を求める予定です。 詳細については募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準及び様式集をご確認ください。
151	実施方針	8	第2	3	(1)	(オ)		応募者の構成	「SPCから業務を受託または請け負うことを予定しておりSPCに出資しない者を協力会社という」とありますが、「SPCから直接的に業務を受託または請け負うことを予定しており・・・」と理解してよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正を行います。 協力会社については、直接・間接を問わず対象とする予定です。
152	実施方針	8	第2	3	(1)	(カ)		応募者の構成等	「応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない」とありますが、協力企業の変更は認められるでしょうか。その後の文言にて「コンソーシアム構成員、協力会社を変更せざるを得ない～」の記載がある事から、協力会社の変更は原則認められないとも読み取れるため、ご教示願います。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。 当該協力会社が、第2 3(3)に記載する各業務の資格要件を充足する者に該当する場合には、変更について認められない場合があります。
153	実施方針	8	第2	3	(1)	(カ)		応募者の構成等	貴市が認めた場合はコンソーシアム構成員を変更できることとされており、コンソーシアム構成員の一員である代表企業も同様に、貴市が認めた場合は変更できるという認識でよろしいでしょうか。	原則として、変更は認めません。ただし、本市との協議の結果やむを得ない事業がある場合にはこの限りではありません。
154	実施方針	8	第2	3	(1)	(キ)		応募者の構成等	「応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない」とありますが、協力会社についてはこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。 当該協力会社が、第2 3(3)に記載する各業務の資格要件を充足する者に該当する場合には、複数グループへの参加が認められない場合があります。
155	実施方針	8	第2	3	(1)	(キ)		応募者の構成等	事業開始後、他の応募企業またはコンソーシアム構成員でしか保守対応等ができない場合、他の応募企業またはコンソーシアム構成員に業務委託等を発注することは可能との理解でよろしいでしょうか。	具体的な委託内容にもよりますが、全部または主たる部分の委託に当たらなければ委託は可能です。
156	実施方針	8	第2	3	(1)	(キ)		応募者の構成等	協力会社は、同時に複数の応募企業又はコンソーシアムの協力会社となることは妨げられないという理解でよろしいでしょうか。	No. 154の回答をご参照ください。
157	実施方針	8	第2	3	(1)			応募者の構成等	共同企業体の形態について、甲型または乙型の指定はありますでしょうか。	特に指定することは想定していません。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
158	実施方針	8	第2	3	(1)			応募者の構成等	「参加資格審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。」とありますが、協力会社についてはどのようにお考えでしょうか。	No. 154の回答をご参照ください。
159	実施方針	8	第2	3	(1)			応募者の構成等	応募者の構成等の中には、地元企業に関する記載がありませんが、コンソーシアム構成員や協力会社に地元企業を含めることは参加資格要件ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	実施方針	8	第2	3	(1)	(イ)		本事業への参加資格要件	「コンソーシアムにより応募する場合は、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。」と記載されていますが、参加表明書に名称と役割を明記すると理解します。また、名称については、基本契約時前までは変更可能と理解してもよろしいですか。ご教示下さい。	コンソーシアムの名称の変更は想定しておりません。
161	実施方針	8	第2	3	(1)	(エ)		本事業への参加資格要件	「応募企業又はコンソーシアム構成員は、本議決権株式のすべてを保有するものとする。」と記載されていますが、代表構成員の制限株式数を設定されていますか。設定されているならば、具体的な数値をご教示下さい。	募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
162	実施方針	8	第2	3	(1)	(オ)		応募者の構成等	S P Cへの出資比率は、代表者が最大であれば、各構成員の事業実施の比率と一致する必要は無いと考えておりますがよろしいですか。	ご理解のとおりです。
163	実施方針	8	第2	3	(1)	(オ)		応募者の構成等	「SPCから業務を受託し・・・SPCに出資しない者を協力会社という。」の記載の中で「請け負うことを予定しており・・・」との記載があるため、本事業開始後において構成員もしくは協力企業ではない企業がSPCから業務を受託することは可能であると考えてよろしいでしょうか。	可能です。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書を確認ください。
164	実施方針	8	第2	3	(1)	(オ)		応募者の構成等	(オ)に協力会社はS P Cに出資せずにS P Cから業務を受託した場合は請け負うものと記載されており、(カ)には協力会社の変更は貴市の承認が得られることを前提とする、と記載があります。提案書に記載が必要、かつ、変更における貴市の承認が必要な協力会社は、9ページの「(3) 応募企業、コンソーシアム構成員、協力会社の各業務を実施する者の資格要件」を満たす者が協力会社である場合に限定されるという理解でよろしいでしょうか。S P Cから業務を受託した場合は請け負う企業は大小含めると多数想定され、全てを提案書に記載し、貴市の承認を都度得るとするのは非現実的かつ非効率的であると思われま。	ご理解のとおりです。 ただし、地域への貢献という観点から、地元企業についても提案書への記載を求める予定です。 詳細については募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準及び様式集をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
165	実施方針	8	第2	3	(1)	(オ)		応募者の構成等	<p>コンソーシアム構成員と協力会社の定義が記載されていますが、本事業において想定される協力会社は多種多様であるため、整理させていただきます。9ページ(3)に「応募企業又はコンソーシアムの構成員、協力会社のうち、設計、建設、運転維持管理の各業務を実施する者は、それぞれ以下の資格を有している者でなければならない。」と記載があり、8ページ(1)に「参加資格審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。」と記載がありますが、協力会社は複数のコンソーシアムに参加が可能であり、各コンソーシアムは当該協力会社の実績等の資格要件を入札参加資格として利用できるということでしょうか。その場合、複数のコンソーシアムが共通の協力会社の実績を入札参加資格として用いることが懸念されます。</p> <p>設計業務、建設業務、運転維持管理業務の資格要件を満たすものは、本事業において非常に重要であり、コンソーシアムにおいては中心的役割を担う企業となります。それらの企業が複数のコンソーシアムに加入するということは前例が無く、競争環境を著しく歪めることとなります。</p> <p>9ページに記載の資格要件（設計業務、建設業務、運転維持管理業務）を充足し当該業務を受託しまたは請け負うことを予定しておりSPCに出資しない者は、協力会社ではなく、SPCに出資をしないコンソーシアム構成員（非出資構成員）として定義し、非出資構成員の他コンソーシアム構成員としての参加は認めない、として頂けないでしょうか。また、資格要件（設計業務、建設業務、運転維持管理業務）の充足には必要とされない会社は、現行のとおり、協力会社として定義し、他コンソーシアム構成員としての参加も認める、として頂けないでしょうか。</p>	No. 154の回答をご参照ください。
166	実施方針	8	第2	3	(1)	(オ)		応募者の構成等	<p>コンソーシアム構成員と協力会社の定義が記載されていますが、コンソーシアムの構成を整理する上で、SPCからの再委託が認められる（または禁止される）業務、再々委託が認められる（または禁止される）業務を確認させていただきます。例えば、SPCが運転維持管理業務を単独企業（構成員または協力会社）に再委託し、その企業が更に別企業に再々委託することは認められますでしょうか。一般には、運転維持管理業務のような主たる業務は、SPCへの出資企業（構成員）または出資企業を含むJVや新たなSPCへの再委託は認められるものの、そこからの再々委託は禁止されています。貴市の見解をご教示ください。</p>	設計、工事、運転維持ごとに、SPCから業務を委託され担当する企業をあらかじめ定めたいうで、各担当企業からの全部、または主要な一部の委託は禁止とする予定です。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
167	実施方針	8	第2	3	(1)	(オ)		協力会社	<p>協力会社が他の応募企業又はコンソーシアムの協力会社になることは認められるのでしょうか。</p>	No. 154の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
168	実施方針	8	第2	3	(1)	(オ)		協力会社	S P Cから直接に業務を受託しましたは請け負うことを予定しており S P Cに出資しない者を協力会社というとの理解でよろしいでしょうか。	No. 154の回答をご参照ください。
169	実施方針	8	第2	3	(1)	(オ)		応募者の構成等	コンソーシアム構成員、協力会社の別は、提案書作成時に記載とありますが、参加資格審査申請時点では未決でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	「参加資格審査書類の提出以降事業契約の締結まで、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。」とあるとおり、参加資格申請時点からの変更は認めません。
170	実施方針	8	第2	3	(1)	(オ)		応募企業、コンソーシアム構成員、協力会社に共通の資格要件	「・・・営業停止期間中である者」との記載がありますが、「・・・営業停止期間中でない者」という内容の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	実施方針	8	第2	3	(1)	(カ)		代表企業の変更について	参加資格審査書類の提出以降事業契約の締結までの構成員の変更については、ただし書きで、コンソーシアム構成員の変更は市の承諾により可能との理解ですが、同様に代表企業の変更も可能との理解でよろしいでしょうか。	原則として、変更は認めません。ただし、本市との協議の結果やむを得ない事由がある場合にはこの限りではありません。
172	実施方針	8	第2	3	(1)	(カ)		構成員の変更	「参加資格審査書類の提出以降事業契約の締結まで、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。」とあり、「協力会社」の変更についての記載はありません。一方で、次の文では「・・・協力会社を変更せざる・・・」とあります。協力会社の変更は認めていただけるのでしょうか。また変更の際には大津市様との協議は必要となりますでしょうか。	No. 152の回答をご参照ください。
173	実施方針	8	第2	3	(1)	(カ)		応募者の構成等	「ただし、コンソーシアム構成員、協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし、本市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。」と記載がございますが、変更せざるを得ない事情には営業停止や指名停止に該当した場合も含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	実施方針	8	第2	3	(1)	(カ)		応募企業、コンソーシアム構成員、協力会社に共通の資格要件	「市から指名停止を現に受けていない事」とありますが、指名停止の理由が死亡事故等で故意や重過失に拠らないもの場合は対象外にする、など協議対象としていただけませんか。PPP事業の場合は参加資格保持期間が長期であり、非常に厳しい規定と考えます。	ご意見として承ります。
175	実施方針	8	第2	3	(1)	(キ)		応募者の構成等	特定されなかったコンソーシアムの協力会社が特定された他の事業者の下請け会社として参画することは可能でしょうか。	可能です。
176	実施方針	8	第2	3	(1)	(キ)		応募者の構成等	特定されなかったコンソーシアムの構成員が特定された他の事業者の下請け会社として参画することは可能でしょうか。	可能です。

真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
177	実施方針	8	第2	3	(1)	(キ)		応募者の構成等	「応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。」とありますが、9ページの「(3) 応募企業、コンソーシアム構成員、協力会社の各業務を実施する者の資格要件」を満たす者が協力会社である場合、当該協力会社にも同様の条件を課して頂けないでしょうか。設計業務、建設業務、運転維持管理業務の資格要件を満たすものは、本事業において非常に重要であり、コンソーシアムにおいては中心的役割を担う企業となります。それらの企業が複数のコンソーシアムに加入するということは前例が無く、競争環境を著しく歪めることとなります。技術対話や提案書プレゼンテーション等は当然のことながら、提案書作成や見積り作業において、協力会社が複数のコンソーシアムにて参加するようなことがあれば、競争の公平性確保が著しく困難となります。	No. 154の回答をご参照ください。
178	実施方針	9	第2	3	(1)	(キ)		応募者の構成等	協力会社は他のコンソーシアムへの同時参画を認めるとの理解で宜しいでしょうか。その場合、協力会社へ委託できる業務の範囲を限定する必要はないでしょうか。	No. 154の回答をご参照ください。
179	実施方針	9	第2	3	(2)	(オ)		応募企業、コンソーシアム構成員、協力会社に共通の資格要件	「・・・営業停止処分を受け、営業停止期間中である者」と記載がありますが、今回の条件は参加表明書、参加資格確認申請書の提出段階(参加資格要件確認基準日)における条件であり、参加資格確認通知の受領後においては、当該事象が発生したとしても参加資格が喪失することはないと考えてよろしいでしょうか。同項(カ)においても同様にご回答をお願いいたします。	第2-3(4)に記載の通り、優先交渉権者選定までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合には失格とします。ただし、第2-3(1)(カ)に記載のとおり変更を認める場合があります。
180	実施方針	9	第2	3	(2)	(ク)		本事業への参加資格要件	「市が出資する法人でないこと。」とは、大津市が出資する法人をさしていると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	実施方針	9	第2	3	(2)	(ケ)		本事業への参加資格要件	「審査委員会の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと。」と記載されていますが、審査委員の予定者を公表されますか。また、公表する予定がない場合は、関係性がないことの確認はどのようにして行われますか。	審査委員会の委員は公表予定です。詳細については募集要項公表時に示す募集要項をご確認ください。
182	実施方針	9	第2	3	(2)	(ケ)		本事業への参加資格要件	審査委員会の委員は、別途公表される予定でしょうか。	募集要項等公表時に示す予定です。
183	実施方針	9	第2	3	(2)	(コ)		応募企業、コンソーシアム構成員、協力会社に共通の資格要件	「・・・該当する者」との記載がありますが、「・・・該当しない者」という内容の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
184	実施方針	9	第2	3	(2)	(サ)		本事業に係る業務の受託者	真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務、新瀬田浄水場等耐震診断業務の受託者及び協力業者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある者は、参加資格制限の対象としていただけないでしょうか。参加資格制限の対象とならない場合は、当該業務の成果物を速やかに公表していただけないでしょうか。	真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務、新瀬田浄水場等耐震診断業務の受託者及び協力業者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある者は、参加資格制限の対象とすることは考えておりません。また、ご要望を踏まえ、本市がこれまで調査・検討した本事業に関する資料（成果物等）の一部については、募集要項等の公表前に希望者に対し開示します。開示資料の内容及び開示方法については別途大津市HP等でお示しする予定です
185	実施方針	9	第2	3	(2)	(サ)		本事業に係る支援業務の受託者	事業者選定支援業務の受託者等が掲載されておりますが、基本設計業務、導入可能性調査業務等を担当された企業も掲載されているとの理解で宜しいでしょうか。	ご要望を踏まえ、本市がこれまで調査・検討した本事業に関する資料（成果物等）の一部については、募集要項等の公表前に希望者に対し開示します。開示資料の内容及び開示方法については別途大津市HP等でお示しする予定です
186	実施方針	9	第2	3	(2)	(サ)		本事業に係る支援業務の受託者	公平な競争環境の確保の観点から真野浄水場の更新改良検討や新瀬田浄水場の耐震診断等、本事業に強く関連する基本設計等の業務受託者も参加資格を制限するべきではないでしょうか。また、もし制限されない場合においては、関連する基本設計等の成果物を募集要項等の公表に先立ち早期にご開示いただけませんかでしょうか。	No. 184の回答をご参照ください。
187	実施方針	9	第3	3	(3)			本事業への参加資格要件	「なお、応募企業又はコンソーシアムの構成員が、複数の業務の資格要件を満たす場合に複数の業務を実施することは認めるものとする。」とありますが、協力企業についても、複数の業務の資格要件を満たす場合に複数の業務を実施することが認められると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	実施方針	9	第2	3	(3)	(ア)	③	設計業務を実施する者	“平成14年度以降の公称能力10,000 m ³ /日以上浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の浄水池の設計実績及び配水池（5,000 m ³ /日以上）の設計実績を有すること。”とありますが、浄水池の設計実績と配水池の設計実績は同一業務でなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	実施方針	9	第2	3	(3)	(ア)		設計業務を実施する者	本事業に含まれない「浄水池」の設計実績を必須要件とし、本事業の主要施設である沈殿池や急速ろ過池の設計実績は要件となっておりません。沈殿池や急速ろ過池は建築業務では建設実績が要件とされており、設計業務に求めない理由をご教示ください。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
190	実施方針	9	第2	3	(3)	(ア)		設計業務を実施する者	配水池（5,000 m ³ /日以上）について、一日当たりの水量（計画・実績、平均・最大、配水・送水の区分の記載なし）の標記となっておりますが、水量では設計実績として確認ができない可能性があるため、配水池有効容量での標記に変更して頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
191	実施方針	9	第2	3	(3)			設計業務を実施する者	構成員と協力会社に求められる要件が同じであり、また、コンソーシアム構成員のみで各業務を網羅することを条件とする記載もありません。例えば、設計業務を実施するものは、SPCに出資しない「協力会社」のみとし、構成員としての設計企業数はゼロでも応募可能であると読めますが、この理解で問題ないでしょうか。また、この場合、この設計企業としての協力会社は、他のコンソーシアムにも参加できることとなりますが、公正な応募条件として問題はないでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については、ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
192	実施方針	9	第2	3	(3)			資格要件	建設業務のうち、コンソーシアム構成員または協力会社が実施しなければならない業務（言い換えると、コンソーシアム構成員または協力会社以外が実施してはならない業務）には何がありますでしょうか。	特段、制約は設けておらず、あくまで事業者の提案によるものとなります。
193	実施方針	9	第2	3	(3)			応募企業、コンソーシアム構成員、協力企業の各業務を実施する者の資格要件	協力会社と構成員の資格要件が同じとなっています。協力企業が資格を有していれば、構成企業が資格を有していなくても応募が可能なのでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	実施方針	9	第2	3	(3)			応募企業、コンソーシアム構成員、協力企業の各業務を実施する者の資格要件	協力会社の定義について、いわゆる下請企業としての意味合いであるのか、構成員に準ずる企業としての意味合いであるのか、定義を明確にする必要はないでしょうか。 現在の記載内容では、前者の解釈の場合は、いわゆる下請企業にも、構成員と同等の資格要件を求められることになり、後者の場合は、構成員に準ずる企業が他のコンソーシアムへ参画することを可能とするものとなり、いずれの解釈でも問題があるように感じます。	No. 154の回答をご参照ください。
195	実施方針	9	第2	3	(3)			入札参加資格者名簿への登録	貴市建設工事等入札参加資格者名簿等への登録がされていることが要件として示されておりません。問題ないかご確認ください。	問題ございません。
196	実施方針	9	第2	3	(3)			(ア) (イ) (ウ) によらない業務を実施する者	(ア) (イ) (ウ) によらない業務を実施する者の参加資格要件は、「(2) 応募企業、コンソーシアム構成員、協力会社に共通の資格要件」を満足すればよろしいでしょうか。 (公募時に、貴市建設工事等入札参加資格者名簿等を(ア) (イ) (ウ) それぞれで示される場合、「(エ) その他の業務 (ア) (イ) (ウ) に示す業務以外の業務を実施する企業が参加する場合、市が発注する契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。」などと示していただく方法が考えられます。)	ご理解のとおりです。
197	実施方針	9	第2	3	(3)			各業務を実施する者の資格要件	設計業務、建設業務、運転維持管理業務についてJVで参加する場合、大津市又は大津市企業局への競争入札参加資格は1社が持っていればよろしいでしょうか。	大津市又は大津市企業局への競争入札参加資格は資格要件として課しておりません。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
198	実施方針	9	第2	3	(3)			応募企業、コンソーシアム構成員、協力会社の各業務を実施する者の資格要件	設計業務、建設業務、運転維持管理業務を、SPCに出資しない協力会社が担当することも認めるとの理解でよろしいでしょうか。そのような場合においても、貴市との指示・命令等の窓口はSPCまたはSPC構成員として頂くようお願いいたします。本事業における貴市との契約関係は、あくまでもSPCにあり、契約関係にない協力会社が貴市から直接指示・命令等を受けることは、SPCとしての事業管理・ガバナンスを困難にします。貴市のお考えをご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、各事業者における責任者の設定方法によるものと思います。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書及び事業契約書をご確認ください。
199	実施方針	10	第2	3	(3)	(ア)	③	設計業務を実施する者	配水池（5,000m ³ /日）と記載されていますが、設計単位として5,000m ³ の理解でよろしいでしょうか	No. 190の回答をご参照ください。
200	実施方針	10	第2	3	(3)	(ア)	③	設計業務を実施する者	配水池（5,000m ³ /日）と記載されていますが、通常設計単位はm ³ ですので、5,000m ³ 以上と理解しても宜しいでしょうか。	No. 190の回答をご参照ください。
201	実施方針	10	第2	3	(3)	(ア)	③	設計業務を実施する者	浄水池の設計実績と記載されていますが、ろ過池の耐震補強設計でも設計実績として該当しますか。	本件につきましては、実施方針について修正を行うため、修正後の実施方針をご確認ください。
202	実施方針	10	第2	3	(3)	(ア)	③	設計業務を実施する者	配水池（5,000. m ³ /日以上）と記載されていますが、通常、配水池の設計単位はm ³ なので、5,000m ³ 以上と解釈してよろしいでしょうか。	No. 190の回答をご参照ください。
203	実施方針	10	第2	3	(3)	(ア)	③	設計業務を実施する者	配水池（5,000. m ³ /日以上）の設計実績と記載されていますが、耐震補強設計も設計実績として該当しますか。	耐震補強設計につきましては、設計実績に含めることは可能です。
204	実施方針	10	第2	3	(3)	(ア)	③	設計業務を実施する者	配水池（5,000m ³ /日以上）の設計実績を有する。と記載されていますが、この表記は次のいずれの解釈かをご教示下さい。 ①5,000m ³ 以上の配水池容量 ②5,000m ³ /日以上の日最大給水量を対象とする配水池	①の解釈です。ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
205	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)	③	建設業務を実施する者	配水池（5,000m ³ /日）と記載されていますが、設計単位として5,000m ³ の理解でよろしいでしょうか	No. 190の回答をご参照ください。
206	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)	③	建設業務を実施するもの	資格要件(イ)建設業務を実施する者 ③浄水処理施設の実績要件ですが、これは各工種(土木一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事)で満たす必要はなく、いずれかの工種で満たすという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)	③	建設業務を実施するもの	沈殿池、ろ過池、浄水池の実績は、同一工事の実績である必要はないという理解でよいでしょうか。	問題ありません。
208	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)	③	建設業務を実施するもの	本事業では浄水池は含まれないため、実績要件から外していただくようご検討をお願いします。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
209	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)	③	建設業務を実施する者の施工実績について	「浄水処理施設の建設業務を実施する者は、平成14年度以降の公称能力10,000 m ³ /日以上を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の建設実績（ただし、元請としての実績で、建設実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池、浄水池が含まれていること。）及び配水池（5,000 m ³ /日以上）の建設実績を有すること。」との記載がありますが、各池（設備）それぞれ別の工事を施工実績として認めて頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
210	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)		建設業務を実施する者	配置技術者は事業期間において工場機器製作期間、現場施工期間など分離配置は可能でしょうか。	配置技術者においては、工場機器製作期間と現場施工期間を分離配置することは認めません。
211	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)		建設業務を実施する者	配置技術者の配置について、現場施工期間に入った後、一旦現場施工が無い期間があり、その後再び現場施工期間に入る工程の場合、現場施工期間の配置技術者は現場施工がある期間のみでよろしいですか。	現場施工期間の間に、工場機器製作期間がある場合は、工場機器製作期間を含めて同一の者を配置する必要があります。
212	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	建設実績について、建設工事請負契約を締結していれば、竣工していない工事でも実績としてよろしいでしょうか。	竣工していない工事については、実績として認めません。詳細については募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。
213	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	建設実績について、平成14年以降に竣工した工事であれば、平成14年より前に着工した工事でも実績としてよろしいでしょうか。	問題ありません。
214	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	建設実績について、浄水場及び配水池の建設実績が求められていますが、複数の建設実績の組み合わせでもよろしいでしょうか。例えば、ある工事で浄水場の建設実績があり、別の工事で配水池の建設実績があれば、2件の実績を提出することで条件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	問題ありません。
215	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	建設企業は機械、電気、水道施設すべての工種について水量等の条件を満たす必要がありますでしょうか。また上記の実績は協力会社も含めて1社が満たせばよろしいでしょうか。	前段については、元請としての実績であれば、工種は指定しておりません。後段については出資しない企業も含めて1社が満たせばよいという観点では、ご理解のとおりです。
216	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	建設企業の建設実績は、土木一式工事、機械器具設置工事、電気工事、水道施設工事のそれぞれについて実績を満たす必要がありますでしょうか。	元請としての実績であれば、工種は指定しておりません。
217	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	建設業務を実施する者の建設実績のうち、機械、電気については、水槽の躯体をそのまま、あるいは耐震補強を行ったものに対して、機械設備あるいは電気設備を更新した工事についても資格要件として認めていただけますでしょうか。	機械設備あるいは電気設備を更新した工事についても資格要件として認めます。
218	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	建設業務を実施する者の建設実績は、沈殿池と急速ろ過池、浄水池は別々の工事であっても実績として認めていただけますでしょうか。	問題ございません。
219	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)	③	参加資格要件 建設業務を実施する者	建設実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池、浄水池が含まれていることとありますが、実績となる工事は対象範囲が同一工事ではなく、それぞれ別工事での組み合わせでもよろしいでしょうか。	問題ございません。
220	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	「沈殿池及び急速ろ過池、浄水池が含まれていること」とありますが、それぞれ別々の工事での建設実績でよろしいでしょうか。	問題ありません。詳細については募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。
221	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	建設業務を実施する者が複数である場合は、複数者の建設実績で貴市が求める建設実績の要件を満足すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細については募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。

真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
222	実施方針	10	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	建設実績の工事種別は、土木一式工事、機械器具設置工事、電気工事、水道施設工事のいずれかであればよろしいでしょうか。	問題ありません。詳細については募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。
223	実施方針	10	第2	3	(4)			参加資格要件確認基準日	参加資格要件を欠く事態が発生した場合に失格となるのは、当該会社のみであり、コンソーシアム全体が失格となるわけではない点、確認させて下さい。	参加資格要件を欠く事態が発生した場合は、コンソーシアム全体が失格となります。ただし、本市が認め、かつ、応募要件を満たす企業への変更が可能な場合はその限りではありません。
224	実施方針	10	第2	3	(4)			参加資格要件確認基準日	「なお、優先交渉権者選定までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。」と記載されていますが、8頁第2章3節（カ）…変更せざるを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし…」とあります。本件については、参加要件を欠く事態が生じた場合、別の企業（参加要件を満たす企業）を構成員として変更を申し出ることを否定するものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	実施方針	10	第2	3	(4)			参加資格要件の欠格	「優先交渉権者選定までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合には失格」とありますが、資格要件を欠くのが応募企業及び代表企業ではなく、コンソーシアム構成員又は協力企業の場合は、貴市と協議し、貴市がその事情を検討の上、変更を求めた場合はこの限りではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	実施方針	10	第2	3	(4)			参加資格要件確認基準日	優先交渉権者選定までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合でも、第2 3(1)(カ)に記載のとおり、資格要件を欠いた構成員等を、資格要件を満たす構成員等に変更することで、失格を免れる場合（市が変更を認める場合）もあると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	実施方針	11	第2	4	(1)			基本的な考え方	「本事業の優先交渉権者選定方式は、価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式によることとする。」と記載されていますが、価格点と技術点の割合はどの程度を想定されていますか。価格評価に重きを置かれた場合、民間事業者の提案はコストダウンに傾注され、高品質や新技術に繋がる提案がされにくくなります。それを防ぐためには、例えば「性能：価格＝80：20」の評価基準の採用について、ご検討頂けますでしょうか。	募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。価格点と技術点の割合につきましては、ご意見として承ります。
228	実施方針	11	第2	4	(1)			基本的な考え	「本事業の優先交渉権者選定方式は価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式によることとする。」と記載されていますが、価格点と技術点の総合判断という理解で宜しいでしょうか。また価格点と技術点の割合もご教示いただけますでしょうか。価格評価に重きを置かれた場合、民間事業者の提案はコストダウンへ流され高品質や新技術に繋がる提案がされにくくなるため例えば、性能：価格＝80：20の評価基準の採用についてご検討いただけますでしょうか。	価格点と技術点の総合判断については、ご理解のとおりです。価格点と技術点の割合については、募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。性能：価格＝80：20の評価基準につきましては、ご意見として承りません。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
229	実施方針	11	第2	4	(1)			基本的な考え方	「本事業の優先交渉権者選定方式は、価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式によることとする。」と記載されていますが、価格点には最低制限価格が設定されていると考えてよろしいでしょうか。	No. 48の回答をご参照ください。
230	実施方針	11	第2	4	(1)			基本的な考え方	価格点に最低制限価格が設定されない場合、過度な価格競争によりサービスの質の低下を防ぐため、一定基準以下の価格点は満点になるという考え方もありますが、貴市ではどのようにお考えでしょうか。	ご意見として承ります。
231	実施方針	11	第2	4	(1)			基本的な考え方	「本事業の優先交渉権者選定方式は、価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式によることとする。」と記載されていますが、価格点と技術点の総合判断と理解してよろしいですか。その場合、過度な価格競争によりサービスの質の低下を防ぐため、他では技術点と価格点の割合を8：2に設定してある事例を多く見かけますがこの度はどうお考えでしょうか。	募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。
232	実施方針	11	第2	4	(1)			基本的な考え方	審査委員会のメンバーは公表されるでしょうか。	募集要項等公表時に示す予定です。
233	実施方針	11	第2	4	(1)			基本的な考え方	品確法に従い、過度な価格競争にならないような価格評価点の設定をお願いします。	ご意見として承ります。
234	実施方針	11	第2	4	(1)			基本的な考え	提案上限額をご教授ください。	No. 124の回答をご参照ください。
235	実施方針	11	第2	4	(1)			募集要項等の公表	「本事業の優先交渉権者選定方式は価格面のみならず・・・」と記載がありますが、価格の評価において一定基準以下の提案価格は満点になるといった制度、方式の検討をお願いします。	ご意見として承ります。
236	実施方針	11	第2	4	(1)			審査及び選定に関する事項 基本的な考え方	「本事業の優先交渉権者選定方式は、価格面のみならず・・・」と記載がありますが、価格の評価において一定基準以下の提案価格は満点になる制度のご検討をお願いいたします。価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価すると記載いただいておりますが、一定基準以下の提案価格が満点になる制度がなければ、事業者としては価格競争を強いられ、貴市が求める定性的なVFM、評価が得られないことが想定されます。	ご意見として承ります。
237	実施方針	11	第2	4	(2)			審査手順に関する事項	「審査は「資格審査」と「事業提案審査」に分けて実施する。」と記載されていますが、資格審査の可否回答の時期について具体的にご教示下さい。	募集要項等公表時に示す予定です。
238	実施方針	11	第2	4	(2)			審査手順に関する事項	応募者が1グループの場合でも提案は有効でしょうか。	有効です。
239	実施方針	11	第2	4	(2)	(イ)		事業提案審査	技術提案の審査について、過度な価格競争によりサービスの質が低下することを避けるため、技術提案及び提案価格の評価に当たっては、加算方式を採用いただくようお願い致します。	ご指摘を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
240	実施方針	11	第2	4	(2)	(イ)		事業提案審査	技術提案の審査について、過度な価格競争によりサービスの質が低下することを避けるため、技術提案及び提案価格の評価に当たっては、技術点重視の評価（例えば技術点8：価格点2）としていただくようお願い致します。	ご意見として承ります。
241	実施方針	11	第2	4	(3)			優先交渉権者の選定	優先交渉権者の選定における価格評価において、安全で安心な水道事業の持続に必要な業務の質を確保するため、あらかじめ最低制限価格の設定をご検討いただけますでしょうか。	No. 48の回答をご参照ください。
242	実施方針	11	第2	4	(4)			結果及び評価の公表方法	審査結果については、評価ポイント、事業費、や評価理由等も各項目ごと併せて公表されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	実施方針	11	第2	4	(5)	(ア)		著作権	「本市は提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする」とありますが、具体的にどのような使用を想定されているかご教示願います。また、かかる使用について、応募者提案の公開を伴う場合は、事前に作成者である応募者に確認の上、承諾のある範囲に限って公開される、と理解してよろしいでしょうか。	具体的な使用例をすべて上げることはむずかしいですが、優先交渉権者の選定のほか、契約に至った場合には契約において必要な範囲での利用を行います。また、公表については、事前協議のうえ、了承を得た範囲について行う予定です。
244	実施方針	11	第2	4	(5)	(ア)		提出書類の取扱い（著作権）	「提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業の公表及びその他、本市が必要と認めるときには、本市は提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。」とありますが、提案書は民間ノウハウを含んでおり、著作権は応募者に帰属するものであることから、提案書の全部の公表等はお控えいただければ幸いです。 また、提案書の一部を公表等する場合にも、開示範囲や開示方法に関する貴市と応募者による事前の協議・合意プロセスがあることを確認させていただきます。	公表については、事前協議のうえ、了承を得た範囲について行う予定です。
245	実施方針	11	第2	4	(5)	(ア)		提出書類の取扱い（著作権）	「契約に至らなかった応募者の提案については、優先交渉権者選定結果の公表以外には使用しない。」とありますが、提案書は民間ノウハウが多く含まれているため、契約に至らなかった応募者の提案については、大津市において履行義務が発生しないことから、公表は控えていただけないでしょうか。	優先交渉権者の選定結果の公表については、選考過程を示す限度での公表であり、ノウハウに関する事項の公表は予定されておりませんので、原文のままいたします。
246	実施方針	11	第2	4	(5)	(ア)		著作権	提案書の著作権は応募者に帰属するとある一方で本事業の公表及びその他、本市が必要と認めるときには、提案書の全部または一部を無償で使用できるとあります。提案書の内容は民間企業のノウハウに関わるものであることから、公開範囲について協議をし、両社が合意した上で公表いただけるよう、変更いただけないでしょうか。	公表については、事前協議のうえ、了承を得た範囲について行う予定です。
247	実施方針	11	第2	4	(5)	(ア)		著作権	「本市が必要と認めるときには、本市は提案書の全部または一部を無償で使用できる」とありますが、応募者に事前に確認し、応募者が了承した場合に使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業に必要な場合については、事前の了承なく使用させていただく場合があります。なお、公表については、事前協議のうえ、了承を得た範囲について行う予定です。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
248	実施方針	11	第2	4	(5)	(ア)		著作権	「本市が必要と認めるときには、本市は提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする」とありますが、技術上の秘密情報等を含む場合がございますので、通常の情報公開請求の対応と同様に企業のノウハウ等は非開示対象とする等公表に先立ち事前に内容確認の機会をお願い致します。	公表については、事前協議のうえ、了承を得た範囲について行う予定です。
249	実施方針	11	第2	4	(5)			提出書類の取扱い	提案書に含まれる秘密情報の取り扱いについてご教示をお願いします。貴市が第三者に開示する場合、事前に応募者の承諾を得ると考えてよろしいでしょうか。	本事業において必要な場合には、事前に承諾を得ることなく、外部のアドバイザー、有識者等に開示することがあり得ます。公表については、事前協議のうえ、了承を得た範囲について行う予定です。
250	実施方針	11	第2	4	(6)			地元企業への配慮	「…本市内に本社を有する企業の活用に努めること。」とありますが、地元企業を構成員に含める事が必須ではなく、提案で地元企業への発注額が評価となる、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
251	実施方針	11	第2	4	(6)			地元企業への配慮	「本市内に本社を有する企業の活用に努めること」とありますが、これは提案段階での協力予定企業の本社所在地が審査及び選定の評価項目になるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。
252	実施方針	11	第2	4	(6)			地元企業への配慮	地元企業の活用は、提案の評価対象になるのでしょうか。	募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。
253	実施方針	11	第2	4	(6)			地元企業への配慮	市内企業の活用については、今後公表される事業者選定基準において、加点要素として採用されるかと考えてよろしいでしょうか。また、例えば市内に本社を有する企業からの資料調達なども、市内企業の活用に該当すると考えてよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。
254	実施方針	11	第2	4				審査及び選定に関する事項	【意見】 「本事業の優先交渉権者選定方式は、価格面のみならず…」と記載があります。 本事業は、費用削減の困難な原材料や法定委託、専門企業への委託を多く含んでいます。そのため、価格評価については、運転維持管理に関わる人件費の極端な圧縮につながらないように、一定価格以下（例：90～95%）の評価点数に差が生じない計算方法の設定をお願いします。	ご意見として承ります。
255	実施方針	11	第2	4				審査及び選定に関する事項	【意見】 「本事業の優先交渉権者選定方式は、価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式によることとする。」と記載があるとおおり、本事業は技術的な提案が重要であると思慮します。よって点数配分について、例えば技術点：価格点＝80：20と技術点に重きを置いて頂くようご検討をお願いします。	ご意見として承ります。
256	実施方針	12	第2	5				SPCの設立等	代表企業の出資比率は単独で最大とすることとありますが、出資比率が過半数を超えている必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
257	実施方針	12	第2	5				SPCの設立等	「すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。」と記載されていますが、建設期間と運転期間では民間事業者のメインプレイヤーが変わります。ですので、建設工事と運転業務のメインプレイヤーがSPCの最大出資者となれる様、引渡し終了後のSPC構成企業内部での株式譲渡をご了解頂けますでしょうか。	本市が同意した場合には、出資後の株式の譲渡は可能です。
258	実施方針	12	第2	5				SPCの設立等	「代表企業の出資比率は、単独で最大とすること」とありますが、出資比率が最大であればよく、過半数を超える必要はないという理解でよろしいでしょうか。	No. 256の回答をご参照ください。
259	実施方針	12	第2	5				SPCの設立等	「代表企業の出資比率は、単独で最大とすること」とありますが、代表取締役を代表企業から選任する等の役員を選任についての制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	実施方針	12	第2	5				SPCの設立等	「優先交渉権者と事業契約を締結する」となっていますが事業契約はSPCと締結するので標記の誤りでしょうか。	お示しの箇所が不明ですが、事業契約はSPCと締結する点についてはご理解のとおりです。
261	実施方針	12	第2	5				SPCの設立等	SPCへ出資する企業の出資比率は、変更することが可能でしょうか。また出資企業の変更も可能でしょうか。ご教示下さい。	設立後であれば株式の譲渡は可能です。詳細については募集要項等公表時に示す基本協定書をご確認ください。
262	実施方針	12	第2	5				SPCの設立等	本PFI事業ではSPCが設計業務、建設業務、運転維持管理業務等に関する事業契約を市と締結し、SPCが全業務の契約当事者となるとの理解です。市と事業者との間の指示、報告、通知、承諾、質問等は全て、SPCを通して行われるものであるとの理解でよいでしょうか。SPCからの業務受託業者等は市との契約関係にありませんので、市からの直接の指示・命令等は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。 なお、DBO契約では、SPCが全体を包含する基本契約を結び、それとは別に建設JVが市と建設に関する契約を、維持管理SPCが市と維持管理に関する契約を締結するということが一般であり、市は建設JVや維持管理SPCにも直接の指示・命令ができるとの理解です。	ご理解のとおりですが、SPCには本市からの指示・命令等をSPCからの受託事業者に遵守させる義務がありますのでご注意ください。
263	実施方針	13	第3	1	(2)			リスク分担	「本市と民間事業者のリスク分担は・・・」とありますが、貴市はSPCと事業契約を締結されるため、「本市とSPCのリスク分担は・・・」という内容と理解してよろしいでしょうか。また、民間事業者、事業者、SPCという民間側を指す言葉が出てきますが、それぞれの定義をお示し頂けますでしょうか。	実施方針においては、民間事業者は一般的な用語として用いているため、文脈に応じて、設立予定のSPCを指す場合や、応募企業またはコンソーシアム構成員を指す場合もあります。事業者については基本的に本事業において設立されるSPCを指します。また、事業契約は本市とSPCの間で締結するため「本市とSPCのリスク分担」という理解で問題ありません。
264	実施方針	13	第3	1	(3)			保険	事業開始後、貴市が付保する予定の保険についてご教示願います。	事業開始後に新たに付保する保険は予定していません。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
265	実施方針	13	第3	1	(3)			保険	募集要項等の公表時点で、事業者が付保すべき最低限の保険は指定があると想定しますが、維持管理期間中の火災保険については、公共側で付保する方が価格的に優位性があると想定されるため、公共側での付保を検討願います。	ご意見として承ります。
266	実施方針	13	第3	1	(3)			保険	「民間事業者は、保険により費用化できるリスクについては合理的な範囲で付保するものとする。」とありますが、要求水準での規定など、付すべき保険として最低限度の基準等を公表されるご予定はございますでしょうか。	募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
267	実施方針	13	第3	1	(3)			保険	現在、貴市及び維持管理受託企業が付保されている保険をお教えください。その上で、本事業開始後も貴市が継続加入される保険があればお教えください。	No. 266の回答をご参照ください。
268	実施方針	13	第3	1	(3)			保険	「民間事業者は、保険により費用化できるリスクについては合理的な範囲で付保するものとする。」とありますが、貴市が加入されている共済保険や協会保険等でカバーできるリスクについては事業者に移転せず、貴市にて負担いただけないでしょうか。 一般的に、自治体と民間事業者では保険料に違いがあるため（保険料＝自治体＜民間事業者）、貴市の加入保険でカバーする方が結果として事業費を抑制できると思われれます。例として、「全国市有物件災害共済会（建物総合損害共済事業）」の保険制度が考えられます。	ご意見として承ります。
269	実施方針	13	第3	3				対象業務におけるサービス水準	過年度までのサービス水準や維持管理上の特性を理解する意味から、現在の包括維持管理業務に関する実施体制、業務報告書（日報、月報、年報）等の開示をお願いいたします。	ご要望の点については、ご意見として承ります。開示する場合は、募集要項等公表時に参考資料として提示いたします。
270	実施方針	13	第3	3				サービスの水準	「市が満足する内容のサービス」とは要求水準及び提案者の提案であるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業開始後、要求水準及び提案において双方に疑義が生じた場合は、協議により確認、合意されるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
271	実施方針	13	第3	4	(1)			設計・工事段階	設計・工事段階のKPI又はこれに類する指標は、入札公告において示されるとの理解でよろしいでしょうか。あるいは提案者からの提案に委ねられているという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
272	実施方針	13	第3	4	(1)			本市による民間事業者の事業実施状況への監視（モニタリング）	モニタリングでは、KPI又はこれに類する指標等を設定して確認するとありますが、モニタリング方法及び内容とともに指標の詳細についても募集要項で明らかにして頂けますでしょうか。	募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
273	実施方針	13	第3	4	(1)			設計・工事段階	「KPI又はこれに～確認を行う」とありますが、KPIの内容は要求水準書内で提示されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
274	実施方針	13	第3	4	(2)			運転維持管理段階 KPI等	「運転維持管理業務についてKPI等を設定し定期的に確認を行う。」との記載がありますが、これらに使用するKPI等の基準に関しては大津市様の基準を採用すると考えて宜しいでしょうか。その場合、大津市様の基準内容について詳細な内容を開示いただくことは可能でしょうか。	No. 273の回答をご参照ください。
275	実施方針	13	第3	4	(2)			運転維持管理段階	「KPI又はこれに～確認を行う」とありますが、KPIの内容は要求水準書内で提示されるという理解でよろしいでしょうか。	No. 273の回答をご参照ください。
276	実施方針	13	第3	4	(2)			本市による民間事業者の事業実施状況への監視 (モニタリング)	(2) 運転維持管理段階に「事業者の実施する運転維持管理業務についてKPI等を設定し定期的に確認を行う。」とあります。本事業は性能発注の原則に基づくPFI事業であるとの理解ですので、水道法に定められる水質、水圧、水量等の基準にもとづく結果に関してはKPI等が設定される一方、それらを達成する手段については民間の裁量に任せることとして頂きたく存じます。この理解でよいか確認させて下さい。また現在、KPI等として検討されている具体的な指標を2～3程度、お示し頂けますでしょうか。	No. 273の回答をご参照ください。
277	実施方針	13	第3	4	(2)			運転維持管理段階	「サービスの対価の減額基準等については、募集要項等において明らかにする」とあります。本事業はSPCによる運営が前提であり、SPCはその性質上、本事業以外には収入がないため、対価の減額は会社の倒産に直結する可能性があります。SPCの倒産は、安全で安心の水道事業の持続に深刻な影響をもたらすおそれがあります。さらに、サービスの対価の減額基準等は、民間事業者による本事業への参画判断に大きな影響を与えます。募集事業等においては、減額等の基準、減額の判断方法、是正期間のあり方など、減額の仕組みを可能な限り具体的に事象例等も盛り込みながらお示しいただけますでしょうか。	募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
278	実施方針	14	第4	1	(1)			更新改良施設	当該箇所では、真野浄水場に増設の記載がありませんが、別紙1では増設に○があります。その他施設についても、別紙1といくつか齟齬がありますが、別紙1が正と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。別紙1が正となります。ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
279	実施方針	14	第4	1	(2)			運転維持管理に関する事項	導水管、送水管及び配水管を除くとありますが、事業者の維持管理項目ではないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
280	実施方針	15	第5	1				事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	市と事業者の紛争解決に向けては、中立な立場の第三者で構成される協議会を設置し、そこで審議することが有効と考えますのでご検討ください。	ご意見として承ります。
281	実施方針	15	第5	1				事業契約の解釈疑義	協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う、とありますが、想定されている具体的措置は入札公告において示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
282	実施方針	15	第5	1				事業契約の解釈 疑義	協議が調わない場合、事業者が合理的に納得できない措置を強いられることはないとの理解でよろしいでしょうか。また、協議が整わない場合に市が裁定するまでのプロセスを入札公告においてお示し頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
283	実施方針	15	第5	1				事業契約の解釈 疑義	柳ヶ崎DB案件での公表契約書において、「受注者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用し得るすべての情報及びデータを十分検討した上で、この契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、工事の設計・施工その他この契約の履行の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。」という条件が入っております。事業者が把握、確認できなかった情報、事実等について、事業者が把握、確認が合理的に困難であったことが証明できれば、事業者の負担にならないとの理解でよろしいでしょうか。また、これらの確認の事実が発生した場合、市と事業者とで協議が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書案については現在検討中です。募集要項等公表時に事業契約書案として提示予定です。 なお、本市から提供した図面や調査結果等の資料及び応札前に事業者が実施する現地調査等によって目視確認できる情報から推測できる事項については「事前に推測できること」といたします。
284	実施方針	15	第5	1				事業契約の解釈 について疑義が 生じた場合にお ける措置	「疑義が生じた場合、本市と民間事業者は誠意をもって協議」とあり、「事業契約に関する紛争については、大津地方裁判所」とあります。当事者間での協議が整わない場合であっても裁判にまで至る前に、紛争の解決方法や意見調整を目的としたより中立的な第三者も参加する協議会の設置をご検討頂けないでしょうか。他のPFI事例においては、当事者である市と民間事業者に加え、両者が合意する外部有識者が構成される協議会などが設置され、紛争の解決や意見の調整が行われています。	ご意見として承ります。
285	実施方針	15	第6	2	(1)	(ア)		事業の継続が困 難となった場合 の措置	(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合の(ア)及び(3)いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合の(イ)に「一定(の)期間内に」とあります。業務の改善・復旧に必要とされる期間は、発生した事象により異なるものと考えますが、事業契約の解除の取扱いは、民間事業者として参画の判断に大きく影響を与えます。貴市が想定している具体的な事象例と想定する期間を複数、ご教示ください。	ご指摘のとおり、具体的な事象毎に期間は異なります。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
286	実施方針	15	第6	2	(1)	(イ)		事業の継続が困 難となった場合 の措置	(1)(ウ)では「市が事業契約を解除した場合は、市は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。」とあり、(2)(イ)では「事業者が事業契約を解除した場合は、市は事業者に生じた増加費用を負担する。」となっております。事業契約の解除の当事者によって対応が異なる理由についてご教示ください。契約の対等性からは同じであるべきと考えます。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
287	実施方針	15	第6	2	(1)	(イ)		事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	事業者とは、優先交渉権者が設立するSPCを指すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
288	実施方針	15	第6	2	(1)	(ウ)		事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	損害賠償は通常損害・直接損害に限定され、特別損害・間接損害については除外されるよう、ご検討願います。	ご意見として承ります。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
289	実施方針	15	第6	2	(1)	(ウ)		事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	事業者の事由により事業契約を解除した場合、市が事業者に損害賠償請求を行えるのに対し、市の事由により事業契約を解除した場合には、事業者の増加費用を負担するとの記載になっています。この2つの記載の差はどういった意図によるものでしょうか。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
290	実施方針	15	第6	2	(2)			本市の帰責事由により事業継続が困難となった場合	(1)で事業者の帰責事由で事業契約を解除した場合、貴市は損害賠償の請求を行うことができますが、貴市の帰責事由で事業契約を解除した場合、事業者は損害賠償の請求を行うことができません。官民平等の観点から同様の対応にしていただけではないでしょうか。	ご意見として承ります。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
291	実施方針	15	第6	2	(3)	(イ)		事業契約の解除	「一定の期間内に協議が調わないときは、本市及び事業者は～」と記載がありますが、「一定の期間内」は今後公表される募集要項等で明示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、検討を行います。
292	実施方針	16	第7	1				法制上、税制上の措置に関する事項	本市所有財産の無償使用があります。無償使用できる財産とは、具体的にどのようなものを想定しているか。ご教示下さい。	募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
293	実施方針	16	第7	2				財政上、金融上の措置に関する事項	「本事業は国庫補助対象事業ではない。また、本市として補助金、出資等の支援は行わない。」とありますが、不可抗力等に起因して水道施設災害復旧費国庫補助の交付が受けられる場合などについては貴市から申請のうえ、交付額に応じた事業者への支払い（補充）をいただけるという理解でよろしいでしょうか。	施設は本市が所有することから、実施方針記載のとおりとします。
294	実施方針	16	第7	3				その他の支援に関する事項	本事業で必要となるであろう許認可としてご想定のものがあればご教示下さい。	具体的な内容については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
295	実施方針	16	第7	3				その他支援に関する事項	5頁第1章1.10では「本事業の実施に必要な許認可が生じた場合、本市は、可能な範囲で必要な協力をを行うものとする。」との記載がありますが、本項では「本事業実施に必要な許認可等が生じた場合、本市は必要に応じて協力をを行う。」と記載されております。文面の差異が意味する具体的内容についてご教示願います。	同様の意味ととらえていただいて構いません。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
296	実施方針	17	第8	1	(1)			議会の議決	債務負担行為に関する記載がありますが、本業務に係る事業費上限額を、①更新改良業務と②運転維持管理業務それぞれ募集要項等の公表時にご開示いただけないでしょうか。 理由として、本業務の事業範囲が多岐にわたること、提案書提出までの期間が短いことから、最適な技術提案を検討するため公表が必要と考えます。	No. 124の回答をご参照ください。
297	実施方針	17	第8	1	(2)			情報公開及び情報提供	情報公開の対象となる図書に提案書の内容も含まれるのでしょうか。提案書の内容を情報公開する場合、事前に応募者の承諾を得ると考えてよろしいでしょうか。	提案書については、情報公開の対象となります。公表については、事前協議のうえ、了承を得た範囲について行う予定です。
298	実施方針	17	第8	1	(2)			情報公開及び情報提供	真野浄水場、新瀬田浄水場の使用薬品、濃度、注入率（最小、最大、平均）についてご教示ください。	ご要望の点については、募集要項等公表時に参考資料として提示することを検討いたします。
299	実施方針	17	第8	1	(2)			情報公開及び情報提供	各既設設備の図面、CADデータを供与ください。	本事業に関する情報については、可能な限り募集要項等公表時に参考資料として提示予定です。
300	実施方針	17	第8	1	(2)			情報公開及び情報提供	真野浄水場、新瀬田浄水場それぞれの原水水質データについて供与ください。	本事業に関する情報については、可能な限り募集要項等公表時に参考資料として提示予定です。
301	実施方針	17	第8	3	(1)			現地見学会	7月最終週の現地調査では時間に限りがあり、十分に確認することができなかった箇所があります。後日、要求水準を公表された後などに、今回見学した場所を含めてあらためて現地調査をさせていただくことはできますでしょうか。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
302	実施方針	17	第8	3	(1)			現地説明会	現地説明会では、真野浄水場と新瀬田浄水場の主として浄水施設をご案内頂きました。両浄水場の排水施設（脱水機など）、及び柳ヶ崎浄水場、膳所浄水場、八屋戸浄水場の見学をお願いしますでしょうか。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
303	実施方針	17	第8	3	(1)			現地見学会	次回の現地見学会においては、維持管理の対象施設である柳が崎浄水場等の更新対象外の浄水場や集中監視拠点である浄水管理センターの見学を希望いたします。また公告よりも早い段階で中央監視設備の機能やシステム構成に係る資料をご開示いただけますと幸いです。	ご要望の点については、ご意見として承ります。
304	実施方針	17	第8	3	(1)			現地見学会	【意見】 7/27～29に実施された現地見学会では、真野浄水場、真野低区配水池、仰木低区配水池、新瀬田浄水場の更新改良業務の対象施設のみが見学対象となっていました。一方、運転維持管理対象施設の多くは見学説明がなされなかったため、再度、運転維持管理対象施設を対象とした現地見学会を希望します。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
305	実施方針	18	第8	4	(3)			意見書・質問書に対する回答方法	意見及び質問のうち、本市が必要と判断したもの及びその回答を本市のホームページにおいて公表するとありますが、各社からのすべての質問について回答をお願いします。	本事業に関する適切な意見及び質問については、原則として全ての質問及び回答の公表を予定しています。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
306	実施方針	18	第8	4	(3)			意見書・質問書に対する回答方法	意見及び質問は、市が必要と判断したものの回答を公表と記載がありますが、公平性・透明性の観点から、提出者自信の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、全ての質問及び回答を公表頂けますようお願い致します。	本事業に関係する適切な意見及び質問については、原則として全ての質問及び回答の公表を予定しています。
307	実施方針	18	第8	4	(3)			意見書・質問書に対する回答方法	「意見及び質問のうち、本市が必要と判断したものと及びその回答を、本市のホームページにおいて公表する。」とありますが、すべての質問と回答を公表いただけませんか。ただし、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、公平性・透明性の観点からの公表が望ましいと考えます。	本事業に関係する適切な意見及び質問については、原則として全ての質問及び回答の公表を予定しています。
308	実施方針	18	第8	4	(3)			意見書・質問書に対する回答方法	質問に対する回答は、全ての質問に対してお願いできますでしょうか。他自治体においては過去に、類似する質問として複数の質問がまとめられ、回答頂けない質問があったことがあります。類似するものでも、それぞれの確認させて頂きたい事項が細かく異なる場合がありますので、ご配慮頂けますようお願い致します。	本事業に関係する適切な意見及び質問については、原則として全ての質問及び回答の公表を予定しています。
309	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象業務	基本設計図面や耐震補強診断結果等の公表資料及び現地確認だけでは判明しない事実により事業者が発生した増加費用は市にご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。これらの公表資料だけでは詳細に見積を行うことが困難です。	ご理解のとおりです。なお、本市から提供した図面や調査結果等の資料及び応札前に事業者が実施する現地調査等によって目視確認できる情報から推測できる事項については「事前に推測できること」といたします。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
310	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	P. 23の別紙1 (1) 対象施設一覧の仰木低区配水池と真野低区配水池に撤去欄に該当の○がありますが、P. 25 (3) 対象業務一覧 (ア) 施設更新業務の撤去業務の欄には、真野浄水場のみが撤去対象となっています。どちらが正しいのか、ご教示下さい。	ご理解のとおりです。真野浄水場の撤去工事は、既設系統の撤去工事を指しており、工事規模が大きいため、P25の対象業務一覧に記載しています。各施設の撤去対象物は、要求水準書においてお示しします。
311	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	新瀬田浄水場設備の更新及び改良の中で、耐震補強(D)の対象となる構造物において、「耐震補強時に支障となる設備」とあります。支障となる設備の詳細についてご教示願います。	「対象設備のリスト一覧」については募集要項等公表時に示す要求水準書においてお示しします。
312	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	新瀬田浄水場設備の更新及び改良の中で、耐震補強(D)の対象となる構造物において、「耐震補強時に支障となる設備」とあります。対象設備は更新及び改良とあることから、移設及び再設置、再利用ではないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
313	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	新瀬田浄水場設備の更新及び改良の中で、耐震補強(D)の対象となる構造物において、「耐震補強時に支障となる設備」とあります。耐震補強時に支障とならない設備は今回対象外となり、それに係るリスクは貴市という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
314	実施方針	23	別紙	1	(1)			撤去対象施設	撤去対象施設として、真野浄水場だけでなく、新瀬田浄水場、仰木低区配水池、真野低区配水池にも○が付いています。一方で、P3の(9)(ア)事業スケジュール予定表では真野浄水場(旧系列撤去)の実施しか、またP25の(3)対象業務一覧表では真野浄水場撤去業務しか撤去の記載がありません。新瀬田浄水場、仰木低区配水池、真野低区配水池の撤去は本事業に含まれるのでしょうか。含まれる場合、具体的な撤去対象の施設及び設備について教示願います。	募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
315	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	真野浄水場の更新及び改良対象として薬品注入設備等が挙げられていますが、粉炭注入設備は薬品注入設備に含まれるのでしょうか。	粉末活性炭注入設備は既設流用を想定しており、新設する粉末活性炭接触池への注入配管及び攪拌用のブロウ配管の更新改良を想定しています。
316	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	各浄水場等の更新対象設備については、事業費の検討において重要な情報となりますので、今後詳細な一覧を公表して頂けるようお願い致します。	No. 311の回答をご参照ください。
317	実施方針	23	別紙	1	(1)			真野浄水場	対象施設の表において、真野浄水場の活性炭注入設備は既設を流用するものと考えられますが、粉末活性炭接触池の攪拌用ブロウを新設の活性炭接触池の攪拌のために流用してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。攪拌用ブロウ配管を新設の活性炭接触池に流用することは可能です。
318	実施方針	23	別紙	1	(1)			真野浄水場	対象施設の表において、真野浄水場の粉末活性炭接触池は更新となっていますが、形状、寸法、容量、滞留時間等は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
319	実施方針	23	別紙	1	(1)			真野浄水場	対象施設の表において、真野浄水場の濃縮槽は増設となっていますが、形状、寸法、容量等は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
320	実施方針	23	別紙	1	(1)			真野浄水場	更新対象として記載されていない既設機器を継続使用する場合(例えば、真野浄水場の送水ポンプ、浄水池の仕切弁等)、これらの機器に不具合があったときは、本事業とは別に大津市様の責任と費用負担において修繕していただけると考えてよろしいでしょうか？	既設機器を継続使用する場合には、既設の修繕補修と同様の扱いとなります。
321	実施方針	23	別紙	1	(1)			新瀬田浄水場	設備について、「更新及び改良」との記載がありますが、この設備は現状のものと同等の容量、能力を有するものであれば良いとの考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	真野浄水場の増設(C)の対象に濃縮槽が含まれておりますが、一方で別紙6の事業対象施設平面図には名称等の記載がありません。本事業対象外と考えてよろしいでしょうか。	濃縮槽の増設は本事業に含みます。ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
323	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	真野浄水場の更新及び改良の名称に「送水流量計・・・必要となる設備」と記載がありますが、浄水場の運用を考慮し、新旧の併用運用が必須だと思われま。新旧の併用のためには受変電設備、監視制御設備等、運用のために必要な設備については、更新・改良対象と考えておりますがよろしいでしょうか。また更新・改良の対象であれば、PSCに計上されていると考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、PSCの内訳に関してはお答えできません。
324	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	「・・・必要となる設備」もしくは「・・・支障となる設備」と記載がありますが、想定される設備の更新及び改良の費用は本事業のPSC算出時に計上されているという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。詳細は予定価格の積算に関連するためお答えできません。
325	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	新たな系列に移行させる上で、切替時など設備停止が必要になります。が、浄水処理の停止可能時間はどのくらいでしょうか。	電力設備点検（全停作業）での作業可能時間である4時間程度と考えています。 仰木低区配水池の増設により、取水停止可能時間は増える可能性があります。
326	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	更新または更新及び改良において、既設設備の改良(本事業対象外の既設監視制御設備の機能増設等)が必要になった際は、事業者の提案によって別途貴市にてご発注いただけるものと考えてよろしいでしょうか。公平性の担保のためにもご配慮いただきたくお願いいたします。	監視制御については独立した設備としており、既存設備の機能増設を必要としないものと想定しています。 またITVについても既存設備の機能増設を必要としない取替程度を想定しています。 なお新瀬田浄水場については、既存設備の流用は可能と想定していますが、既存設備の機能増設が必要な場合、事業者の負担にて、機能増設を行ってください。
327	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	「設備」とは浄水処理に必要なプラント機械設備、プラント電気設備との認識でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
328	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	真野浄水場の事業対象範囲について、更新（A）の範囲である中央監視室は、構造物・管路及び設備の双方に記載されております。前者は中央監視設備更新に伴う中央監視室の構造物の改良、後者は中央監視設備の更新という理解でよろしいでしょうか。また、別紙6で示されている対象施設に管理本館は含まれておりませんが、管理本館内における本事業の対象範囲をご教示いただけますようお願いいたします。	前者（中央監視設備更新に伴う構造物の改良、設備の更新の考え方）についてはご理解のとおりです。 後者について、ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。管理本館の事業範囲は、1F薬注室、2F電気室及び3F中央監視室となります。設備の撤去及び設置に伴い発生する各室の床補修や壁補修等までを事業範囲と考えております。
329	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	新瀬田浄水場の事業対象について、設備の更新及び改良は耐震補強時に支障となる設備とあります。別紙6の耐震補強対象施設の内、耐震補強対象の詳細な範囲、あるいは支障となる設備をご教示いただけますようお願いいたします。	耐震補強対象施設については、No.108の回答をご参照ください。 耐震補強に伴い更新する設備については、No.311の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
330	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	新瀬田浄水場の薬品注入設備が更新及び改良に位置付けられています が、これはプラント機械設備のみの更新という理解でよろしいで しょうか。 電気設備の更新も含まれる場合、既存設備の改良に関する内容は本 事業対象外との理解でよろしいでしょうか。	機械設備については、ご理解のとおりです。また電気設備について は、注入量や注入率調整に係る動力制御盤は既設同様プラント機械設 備工事に含まれるため、本事業の対象となります。
331	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	真野浄水場、新瀬田浄水場、仰木低区配水池、真野低区配水池の撤去 にそれぞれ〇の記載がありますが、25頁（3）対象業務一覧では、真 野浄水場撤去業務のみ記載があります。真野浄水場については、旧系 列の構造物・管路・設備、その他施設（新瀬田浄水場、仰木低区配水 池、真野低区配水池）については耐震補強に合わせて取外しとなる設 備のうち、更新が必要な設備を撤去するという理解でよろしいでし ょうか。	ご理解のとおりです。
332	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	真野浄水場の中央監視室が更新対象となっておりますが、既設中央監 視設備の更新に伴う、中央監視室内の床補修、壁補修等という理解で よろしいでしょうか。	No. 328の回答をご参照ください。
333	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	要求水準書（案）は別途公表されることと理解しておりますが、電気 設備の改築については、既存業者でないと対応出来ない業務が発生す ることが想定されます。その場合、既存業者でないと対応出来ない業 務は事業外として頂きますよう、お願いします。	No. 326の回答をご参照ください。
334	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	「土砂・洪水ハザードマップ真野学区」によると、堅田断層（確実度 Ⅱ）が真野浄水場の一部の建屋直下に到達しています。この活断層の直 上にある建屋は耐震補強の対象であるとの理解でよろしいでし ょうか。	ご質問にある建屋は管理本館として回答します。管理本館の地上部に あたる建築物は、建築基準法に基づく耐震補強工事を実施済みです。 また、管理本館地下部の土木構造物（送水ポンプ室、浄水地、管理本 館と一体構造となっている連絡管廊）については、平成18年度の耐震 診断業務によりレベル2地震動（2009年版及び2022年版耐震工法指針 による方法4のレベル2地震動）に対する耐震性を有しているとの結果 を得ています。よって本事業における耐震補強の対象としていた せん。
335	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	「土砂・洪水ハザードマップ真野学区」によると、マップが一部切れ ており、真野取水場と活断層の位置関係が不明となっておりますが、真 野取水場は耐震補強の対象外となっております。真野取水場の耐震補強 は問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。真野取水場の取水井は「真野浄水場更新基本設 計及び耐震診断業務委託」においてレベル2地震動に対する耐震性を 有していることを確認しています。
336	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	活断層が新たに発見され、耐震補強が追加で必要となった場合、耐震 補強にかかわる費用は貴市負担をお願いします。	ご意見として承ります。
337	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	真野浄水場の更新（A）対象施設のうち、場内配管の位置づけをご教示 ください。 ①更新対象施設に関連・付属する場内配管 ②真野浄水場、場内全ての場内配管	本事業で対象とする場内配管は、「①更新対象施設に関連・付属する 場内配管」です。ただし、既設管と本事業で整備する管路との接続の 関係上、公道部の接続配管工事が、一部必要となります。詳細につ いては要求水準書においてお示しします。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
338	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	仰木低区配水池の耐震補強（E）対象施設には場内配管が明記されていますが、真野低区配水池の耐震補強（E）対象施設には場内配管が明記されていません。これは、仰木低区配水池の場内配管には伸縮可とう管がないなど、耐震性が無いために、これを解消するとの解釈でしょうか。ご教示下さい。	仰木低区配水池は耐震補強を行う既設配水池（容量3,150m ³ ）があり、増設配水池（容量8,000m ³ ）を整備しますが、それらを接続する場内配管を整備対象としています。真野低区配水池は土木構造物の耐震補強を想定しており、場内配管は整備対象としていません。
339	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	真野浄水場の増設（C）濃縮槽は事業対象施設平面図に記載がありません。増設（C）と解釈してよろしいでしょうか	No. 322の回答をご参照ください。
340	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	対象施設一覧にて、新瀬田浄水場・仰木低区配水池ならびに真野低区配水池の撤去の範囲が図面等で読み取れません。図面等にて明示していただけますか	No. 310の回答をご参照ください。
341	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	一覧表に記載がある『撤去』の定義について、ご教示ください	撤去とは、既存施設・設備を取り除くことをいいます。
342	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	対象施設一覧について、真野浄水場の設備「…、耐震補強（B）及び増設（C）によって必要となる設備」とありますが、詳細については、要求水準書で示されるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 311の回答をご参照ください。
343	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	対象施設一覧について、新瀬田浄水場の設備「耐震補強（D）の対象となる構造物において、耐震補強時に支障となる設備」とありますが、詳細については、要求水準書で示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
344	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	真野浄水場の設備について、送水ポンプは「更新対象及び改良」の対象ではないため既設流用と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
345	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	「対象施設一覧」以外の施設において既設設備の改造や機能増設が必要な場合、本事業の範囲外（別途工事）と考えてよろしいでしょうか。	No. 326の回答をご参照ください。
346	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	「対象施設一覧」以外の施設において、新瀬田浄水場中央監視制御設備や場外施設遠方監視設備などの機能増設が必要な場合、本事業の範囲外（別途工事）としていただきたく要望いたします。	No. 326の回答をご参照ください。
347	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	「耐震補強（B、D、E、G）の対象となる構造物において、耐震補強時に支障となる設備」と記載がありますが、対象となる設備が不明確の場合には提案額の見積りが困難であることから、対象設備一覧を公表頂けますでしょうか。	「対象設備のリスト一覧」については募集要項等公表時に示す要求水準書においてお示しします。
348	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	「耐震補強（D）の対象となる構造物において、耐震補強時に支障となる設備」と記載がありますが、対象となる設備はすべて更新対象設備であり、撤去再設置で再利用する設備は存在しないという認識でよろしいでしょうか。	取外し・再設置を想定する設備は原則としてありません。ただし仰木低区配水池及び真野低区配水池を耐震補強する際、水位計等の設備が干渉する場合はそれらの設備を取外し再設置してください。ただし取外した設備が、取外し前と同等の機能を有することが困難な場合は、事業者負担にて、設備の更新をお願いします。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
349	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	今回提示された対象施設一覧には、対象施設の「名称」に関する記載はありますが、対象施設に含まれる「対象設備」を把握することが出来ないため、市が現在検討されている「対象設備のリスト一覧」にしても、募集要項等の公表前にご提示いただけないでしょうか。 理由として、募集要項等の公表から提案書提出までの期間が短いほか、現地設備を確認するために必要な資料閲覧や機能確認を行う日程が設定されていなく、提案額の見積りや提案事項の検討が行えないことから、早期の公表が必要と考えます。	No. 311の回答をご参照ください。
350	実施方針	23	別紙	1	(1)			対象施設一覧	各施設全てで撤去に○が付いていますが、真野浄水場以外はそれぞれの施設の耐震補強等に伴い必要となる部分の撤去で、各施設の整備工事に含む位置付け、真野浄水場は上記を含みつつ、別途整備工事に伴わない部分の撤去工事（真野浄水場の整備工事とは別の位置付け）があるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 310の回答をご参照ください。
351	実施方針	24	別紙	1	(2)			運転維持管理対象施設一覧	運転維持管理対象施設として「浄水管理センター」とあることから、本事業の業務範囲には浄水管理センターにおける運転監視操作業務（柳が崎浄水場のほか大津市の全水道施設の統合監視）が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
352	実施方針	25	別紙	1	(3)	(ア)		設計業務	本事業の設計業務には、基本設計は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	基本設計についても設計業務に含まれます。
353	実施方針	25	別紙	1	(3)	(ア)		対象業務一覧 施設更新業務	設計業務の内容として実施設計業務のみ記載がありますが、提案時の設計に関する基本設計業務については成果物の提出は求められないとの理解でよろしいでしょうか。	提案時において基本設計業務の成果品の提出は不要です。
354	実施方針	25	別紙	1	(3)	(イ)		補修業務	別紙1 対象業務・対象施設一覧について、「詳細な業務内容については、募集要項等出提示する」と記載がありますが、募集要項において、補修業務の対象範囲（対象物）及び業務内容の提示をお願い致します。	募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
355	実施方針	25	別紙	1	(3)	(イ)		計画修繕業務	更新及び改良対象機器以外の設備（機器）が事業期間中に、お客様が考える設備更新時期を迎えた場合は、別途工事との認識でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。 修繕業務の範囲等については要求水準書においてお示しします。
356	実施方針	25	別紙	1	(3)	(イ)		物品調達業務	電気設備用消耗交換品と記載がありますが、更新及び改良対象機器については受注者が定める消耗交換品でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
357	実施方針	25	別紙	1	(3)	(イ)		対象業務一覧 運転維持管理業務	計画修繕業務に「浄水場沈殿池設備修繕・・・加圧ポンプ設備修繕」と記載がありますが、左記の対象施設、設備のみと考えてよろしいでしょうか。また対象業務には既設設備も含まれ、事業者が性能を保証をすることは困難であるため、業務内容や仕様を明示するよう、ご検討をお願いいたします。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。 修繕業務の範囲等については要求水準書においてお示しします。
358	実施方針	25	別紙	1	(3)	(イ)		運転維持管理業務	機器保全に関わる範囲では、保全管理業務、補修業務、計画修繕業務とありますが、補修業務の内容についてご教示いただけますでしょうか。	No. 357の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
359	実施方針	25	別紙	1	(3)	(イ)		対象業務一覧 (運転維持管理業務)	(イ) 運転維持管理業務として「補修業務」及び「計画修繕業務」とありますが、計画外（突発）修繕業務も本事業の対象業務に含まれますでしょうか。 含まれる場合、突発修繕費は、別紙3 (1) サービス対価の種類（表）のうち、どのサービス対価に該当しますでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。ご理解のとおりです。別紙3のサービス対価として、C及びEに含まれます。
360	実施方針	25	別紙	1	(3)			対象業務一覧	その他技術業務の最後に、「等」との記載があります。この「等」には、どういった業務が含まれるでしょうか。応募検討をするにあたり、予見できない業務が含まれますと、事業費の検討が困難となりますのでご教示ください。	募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
361	実施方針	25	別紙	1	(3)			対象業務一覧	事前調査業務に試掘調査が明記されていません。設計段階での試掘調査を含むと解釈してよろしいですかご教示下さい。	ご理解のとおりです。
362	実施方針	25	別紙	1	(3)			対象業務一覧	建築確認申請に関する項目が明記されていませんが、建築確認申請が必要となった場合に、本事業に含むと解釈してよろしいですかご教示下さい。	ご理解のとおりです。
363	実施方針	25	別紙	1	(3)			対象業務一覧	「計画修繕業務」について、応募者としてはその内容について無制限に対応することが困難であると考えます。ご想定されている対象施設や修繕内容、実施時期等の詳細を開示願います。また、事業期間内の保守点検結果や故障発生状況等を踏まえ、計画修繕の内容を変更する事は可能でしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
364	実施方針	25	別紙	1	(3)			運転維持管理対象施設	各施設ごとの運転データ、水質データ、保証点検記録等が記録された各日報、月報、年報（直近3年分）をご教示いただけますでしょうか。	本事業に関係する情報については、可能な限り募集要項等公表時に参考資料として提示予定です。
365	実施方針	25	別紙	1	(3)			運転維持管理対象施設	直営当時の、場外施設（加圧ポンプ場、配水池等）の巡回点検経路図をご教示いただけますでしょうか。	ご指定の経路図等の資料はないため、ご提示できません。
366	実施方針	25	別紙	1	(3)			運転維持管理対象施設	各施設ごとの機器台帳をご教示いただけますでしょうか。また、機器ごとの保全記録、修繕履歴（直近5年分）がわかるものをご教示いただけますでしょうか。	ご要望の情報については、ご意見として承ります。開示する場合は、募集要項等公表時に参考資料として提示いたします。
367	実施方針	25	別紙	1	(3)			運転維持管理対象施設	2022年8月に公表された「水道施設運転管理業務 要求水準書」の「第42条 (1) 維持管理業務の再委託」の項に記載された23業務について、それぞれ大津市直営当時に、市から委託されていた企業名、担当部署、連絡先等をご教示いただけますでしょうか。	ご要望の情報については、ご意見として承ります。開示する場合は、募集要項等公表時に参考資料として提示いたします。
368	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 共通 不可抗力	※2に関して「追加費用が一定以下の場合、事業者負担とする」とありますが、一定以下の基準をご教示願います。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
369	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 共通 不可抗力	「戦争、風水害、地震他、本誌及び事業者の双方の責めに帰することのできない事由等」の定義について、例えば、震度6強以上は不可抗力といったように明確に示していただけないでしょうか。	不可抗力に具体的な基準を設けた場合、当該基準に満たない場合や想定以外の事象が発生した場合に対象とならないおそれがあります。そのため、実施方針に記載のとおりとさせていただきます。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
370	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 設計・建設	測量・調査や用地の項目で「推測することが困難なもの」とあります。推測することが可能な資料は提示いただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本市から提供した図面や調査結果等の資料及び応札前に事業者が実施する現地調査等によって目視確認できる情報から推測できる事項については「事前に推測できること」といたします。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
371	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 測量・調査	遺産・遺跡の存在に関するもの（事前に推測することが困難なものに限る）とありますが、括弧内の「事前に推測することが困難な」とは遺産・遺跡のみ該当するということでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書を確認ください。
372	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 測量・調査	施設更新業務に係る事前調査の中で仮に不発弾が発覚した場合、この処理に係る費用は貴市負担という認識でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
373	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 法制度	本事業に直接関わる法制度とはP5（10）【法令等】で示されたものが該当するのでしょうか。それ以外に該当する法令がありましたらご教示願います。	該当部分記載に拘わらず、法制度の新設や変更により、本事業の業務内容や要求水準の変更が必要となる法制度の新設・変更が該当します。
374	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 住民対応	調査、工事及び運転維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するものとありますが、内容が不明確であるため、具体的に示していただけないでしょうか。（例えば、異臭・騒音など）	異臭・騒音なども含め、事業者が行う業務（調査、工事及び運転維持管理等）に関する住民対応については、事業者がリスクを最もよく管理することができる者と考えられますので、費用等をご負担いただきます。
375	実施方針	26	別紙	2				共通－政治	※1で「事業者としても、～協議等に適切に対応すること」とありますが、対応の結果、工期延長や費用増が生じた場合には、設計変更対象（市負担）との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
376	実施方針	26	別紙	2				共通－第三者賠償リスク	事業期間中に事業者が調査、建設運転維持管理する敷地内で、貴市が委託する別工事が行われるケースがあると思います。この別工事に帰責する第三者賠償は事業者の負担でないという理解でよろしいでしょうか。	ケースによって異なりますが、第三者に発生した損害のうち本市に帰責すべき事由により生じた損害については本市の負担となります。詳細については募集要項等公表時の事業契約書をご確認ください。
377	実施方針	26	別紙	2				共通－第三者賠償リスク	事業者が付保する適切な工事保険や水道保険でカバーできない第三者賠償（例：第三者の機会損失に係る賠償）は、事業者の負担でないという理解でよろしいでしょうか。	例とされている機会損失等が賠償すべき範囲となるかについては、個別の事由により判断されます。損害を賠償すべき場合については、付保された保険に拘わらず賠償義務が生じます。詳細については募集要項等公表時の事業契約書をご確認ください。
378	実施方針	26	別紙	2				共通－住民対応	「本事業に対する住民反対運動等」か、「調査、工事及び運転維持管理に関する住民反対運動等」か、その区別をどのように判断するのでしょうか。	No. 374の回答をご参照ください。
379	実施方針	26	別紙	2				共通－不可抗力	※2で「一定以下の場合～」とありますが、一定以下の具体的な基準は募集要項等で提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
380	実施方針	26	別紙	2				共通－測量・調査	上記以外の測量・調査に関するリスクが事業者の分担となっていますが、募集要項等で提示される資料や閲覧・提供される資料等（既往ボーリング調査結果等）では不明だった地質条件が事業開始後の調査で判明した場合には、設計変更対象（市負担）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本市から提供した図面や調査結果等の資料及び応札前に事業者が実施する現地調査等によって目視確認できる情報から推測できる事項については「事前に推測できること」といたします。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
381	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	第三者賠償リスクについて、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動等により第三者に損害を及ぼした場合は、公共工事標準請負契約約款に準じて市負担として頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
382	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	見学者事故について、見学者とは、市から事業者が要請された見学者であるとの理解でよろしいでしょうか。第三者損害賠償の整理のためにご教示ください。	市からの要請により事業者が実施するのではなく、事業者が直接、要請を受けて対応することを想定しています。詳細については募集要項公表時に示す要求水準書をご確認ください。
383	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	本事業には施設全体の警備業務は含まれておりませんが、見学者事故について、当該警備業務の不備（立入禁止措置をしていたにも関わらず侵入者が事故）等による事故対応、責任は市負担という理解で宜しいでしょうか。	ケースによって異なりますが、例示のケースであれば、立入禁止措置が適切であったか等に基づき帰責性の判断がされることが想定されます。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
384	実施方針	26	別紙	2				不可抗力	不可抗力の中には、新型コロナウイルスのような感染症の蔓延は含まれるでしょうか。	ご理解のとおりです。
385	実施方針	26	別紙	2				不可抗力	追加費用が一定以下の場合には事業者負担とありますが、具体的な費用をご教示ください。また、損害が一定以上の場合、事業者からの費用負担割合はないと考えてよいでしょうか。	前段については、募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。後段については、ご理解のとおりです。
386	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	リスク分担表にて明確化されず受注後に判明したリスクについては、協議の上適正にリスク分担されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
387	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (募集要項等)	貴市から提示された情報に不備や誤りがあったことに起因する損害及び費用増加リスクは貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。ただし、本市から提供した図面や調査結果等に不備や誤りがあったとしても、事業者が本来実施すべき調査や確認事項が不足していた場合に生じた損害や費用増加については事業者にご負担頂くことも考えられます。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
388	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (政治)	「浄水業務の縮小・拡大に伴い、事業の対象範囲の変更に関わるもの」のリスク分担は事業者が従負担として、「事業者としても、対象範囲変更に伴う協議等に適切に対応することとする。」とございます。かつ、協議の際にその具体的な作業内容の明示をお願いいたします。且つ、変更があった際は設計変更とし、費用は発注者負担としていただくようお願いいたします。	必要になった場合は、具体的な作業内容を明示する予定です。費用負担については、募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
389	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (法制度)	法制度（水道法等）に含まれるものはP5及びP6に記載されている法令、基準、指針等を指すとの理解で宜しいでしょうか。また、法制度の新設・変更リスクは事業者でコントロールすることができず、事業に直接影響を及ぼすか否かに関わらず、発注者負担としていただきたいと考えております。	前段については、該当部分記載に拘わらず、法制度の新設や変更により、本事業の業務内容や要求水準の変更が必要となる法制度の新設・変更が該当します。後段については、例えば、会社一般に対して適用される会社法、金融商品取引法、労働法等の改正などが考えられますが、これらについては事業者の一般的に負担すべきものであり、原文のままいたします。
390	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (税制度)	本事業に直接関わる税制度の変更は、法制度の変更と同様、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	変更される税制度の具体的な内容にもよりますが、税制度の変更に伴う負担については、当該税制度の納税義務者が負うこととなります。

真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
391	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (見学者事故)	建設期間中に安全確保のため社会学習等の見学会はないと考えてよろしいでしょうか。	建設期間中に安全確保のため社会学習等の見学会は中止しても差し支えありませんが、安全を確保した上で（例えば管理本館の屋上から説明する等）工事中の見学会の実施を提案することも可能です。
392	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (見学者事故)	「事業者の維持管理範囲内の施設の劣化又は維持管理の不備によって見学者に事故が発生した場合」とございますが、既設施設の劣化状況や健全度等を把握できず、適切な修繕計画を検討することができないため、更新対象外施設は発注者負担としていただくようお願いいたします。	ご指摘を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。
393	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (住民対応)	受注者負担の「住民対応」の項目がありますが、既存施設において、既に住民との間で結ばれている協定や、ルール化されている制約等があればご教示いただけますでしょうか。	既存施設において、質問にあるような協定及びルール化されている制約等はありません。
394	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (住民対応)	調査、工事及び運転維持管理は本事業の一部ですので、調査、工事及び運転維持管理に関する住民反対運動と、本事業に対する住民反対運動との線引きは現実として難しいものと考えます。事業者が公募資料に基づき調査、工事及び運転維持管理を適切に実施し、事業者に帰責事由が認められない場合については、住民反対運動は貴市が主で対応頂きたく存じます。	No. 374の回答をご参照ください。
395	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (住民対応)	工事開始に伴う近隣への説明会については、貴市によりご対応いただけるのでしょうか。	近隣住民への説明等については、本市が主体ですが、事業者の協力のもと実施する予定です。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
396	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (不可抗力)	不可抗力には感染症や伝染病などの疫病も含まれ、その影響により工程の遅延または納期の遅延により資材調達等のコストが増大した場合も不可抗力との理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、個別事象によって判断するものと考え、協議によって決定するものと考えます。
397	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (不可抗力)	不可抗力事象が発生した場合、発生当該年度に事業者は費用を負担(例えば1%)することになりますが、当該不可抗力事象が次年度以降においても、事象が収束せず継続発生している場合は、次年度以降の事業者負担は無いものと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
398	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (不可抗力)	不可抗力の対象となる設備は本事業で新設する設備に限定され、既設設備については対象外（貴市にて負担）であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
399	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (不可抗力)	不可抗力はいずれの当事者の帰責事由にも該当しないものを広く含むものと解釈しています。昨今の激甚災害の増加等により、今後保険料率が増額されることも考えられますが、当該増額はいずれの当事者もコントロール不可能な事象であることから、募集要項等において貴市の要求で加入する保険の料率増額は「不可抗力」として扱っていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	保険料率の増額については、物価変動としてその増額への対応を行います。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。

真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
400	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (不可抗力)	不可抗力について、国土交通省中建審第5号として令和4年5月18日に公表された公共工事標準請負約款の30条の改正は本事業の工事請負契約書に適用いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 *改正30条：工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担することとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。	本件については、募集要項等公表時に示す事業契約書および事業契約書をご確認ください。
401	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (測量・調査)	設計・建設、測量・調査の上記以外の測量・調査に関するもののリスクが事業者となっておりますが、市が実施した測量調査に関するものは「市」、事業者が実施した測量に関するものは「事業者」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
402	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (測量・調査)	事業者が過度なリスク費を見込むことで事業費が高騰することを避けるため、“上記以外”ではなく、“事業者で実施した”としていただきたいと考えております。	募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
403	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 (用地)	「事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保」とございますが、用地の追加的確保とは、建設時の施工ヤードや資材置き場を想定すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
404	実施方針	26	別紙	2				法制度	「本事業に直接関わる法制度」とは、新設、変更等により、本事業の費用や計画等に影響が生じる法制度という理解でよろしいでしょうか。	実施方針に記載のとおりです。 詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
405	実施方針	26	別紙	2				第三者賠償リスク	施設・設備の老朽化および劣化を起因とするリスクについては市負担でよろしいでしょうか。	実施方針に記載のとおりです。 詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
406	実施方針	26	別紙	2				見学者事故	「事業者の運転維持管理範囲内の施設の劣化又は運転維持管理の不備によって見学者に事故が発生した場合」と記載がありますが、施設の劣化が原因での事故については別途協議とさせていただきます。	No. 392の回答をご参照ください。
407	実施方針	26	別紙	2				従事者の不正・犯罪	「情報漏洩」は事業者側のリスク分担となっておりますが、発注者起因による情報漏洩のリスクも考慮し、発注者起因、事業者起因の項目に分けて頂けないでしょうか。	募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
408	実施方針	26	別紙	2				設計・建設 測量・調査	「遺産・遺跡の存在に関するもの（事前に推測することが困難なものに限る）」と記載がありますが、仮に事前に遺産・遺跡の存在が判明していた場合でも、文化財保護の観点から撤去等の対応には貴市の判断が必要になると推察されます。そのため、「事前に推察することが困難なものに限る」の文言を削除いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
409	実施方針	26	別紙	2				設計・建設 計画・設計・仕 様変更	市負担のリスクは市の請求による変更・不備に限らず、提案時に公開されている情報では予見できない変更（追加で開示された情報に伴う設備容量変更等）についても含めて頂けないでしょうか。	具体的なケースによって異なりますが、公開されている情報では予見できない変更については、公開されていた情報の程度によって不備が判断されます。
410	実施方針	26	別紙	2				設計・建設 用地	「事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保」について、事業者側のリスクと分担されています。用地確保に関わる費用は事業者側での負担とすべきかと思いますが、用地確保について貴市と協議・相談させていただくことは可能でしょうか。	ご質問の協議・相談の時点が事業契約締結後と理解しました。その前提であれば問題ございません。
411	実施方針	26	別紙	2				設計・建設 用地	「事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保」について、事業者側のリスクと分担されています。用地確保に必要な関係機関との協議は、発注者側にて主体的に行って頂けないでしょうか（協議に必要な根拠資料の作成は事業者側で行います）	詳細については募集要項等公表時に示す実施契約書をご確認ください。
412	実施方針	26	別紙	2				不可抗力	（予め対策が可能な事象）の判断基準をご教示願います。	例えば、天気予報等から事前に風水害の発生が予測される中、必要な対策を怠った場合など受託者としての善管注意義務を想定しています。
413	実施方針	26	別紙	2				別紙2リスク分 担表 仕様変更	設計段階において、提案時から仕様変更となった場合、 貴市請求による増 →増額変更対象 貴市請求による減 →減額変更対象 事業者請求による増減 →変更対象でない という理解でよろしいでしょうか？	事業者請求の場合でも、費用の増減が生じた場合は変更される場合があります。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
414	実施方針	26	別紙	2				政治	「浄水業務の縮小・拡大に伴い、事業の対象範囲の変更に関わるもの」の欄で事業者側に△：従負担となっていますが、具体的にどのような事案を想定されていますか。ご教示下さい。	例えば事業開始後に広域連携等により浄水業務の縮小・拡大が起こる可能性を想定しております。（現時点で確定したものではありません。）事業者としても、対象範囲変更に伴う協議等に適切に対応することを求める想定です。ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
415	実施方針	26	別紙	2				見学者事故	「事業者の運転維持管理範囲内の施設の劣化・・・場合」とありますが、施設建物自体の劣化による事故は、市サイドのリスクと理解しますがよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご指摘を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。
416	実施方針	26	別紙	2				第三者賠償リス ク	事業者の帰責事由による第三者賠償等で、帰責理由が特定できないもの（事業者が保険求償できないもの）は貴市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	事業者の帰責事由による場合は、事業者がリスク負担をすることになります。
417	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	貴市に起因する損害又は損害に対する費用は、貴市にてご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	リスクの種類ごとに異なります。詳細は、リスク分担表または募集要項等公表時に示す要求水準書及び事業契約書をご確認ください。
418	実施方針	26	別紙	2				住民対応	「住民対応」の項目のうち、本事業に関する住民説明等は貴市が主体となって行うとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No. 395の回答をご参照ください。
419	実施方針	26	別紙	2				政治※1	【意見】 対象範囲変更に伴う協議等に適切に対応することは、リスクを負担することではないとの理解です。「政治」に係るリスクは市で負担すべきと考えます。事業者の△は削除してください。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
420	実施方針	26	別紙	2				不可抗力※2	【意見】 「追加費用が一定以下の場合、事業者負担とする」とありますが、戦争、風水害、地震等の不可抗力に起因するリスクについて、施設の所有権を持たない事業者がそのリスクを負う事は、受け入れられないと考えます。「追加費用が一定以下」がどういった内容を考えられているのか、明示頂けますようお願い致します。	No. 368の回答をご参照ください。
421	実施方針	26	別紙	2				住民対応	【意見】 「調査、工事及び運転維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの」⇒事業者のリスク 上記のように整理されていますが、「善管注意義務を怠ったことによる」もしくは「事業者の責による」を追記して頂けないでしょうか。事業者側でコントロールできないリスクかと思料します。	ご意見として承ります。
422	実施方針	26	別紙	2				見学者事故	【意見】 「事業者の維持管理範囲内の施設の劣化又は維持管理の不備によって見学者に事故が発生した場合」リスク分担は事業者となっていますが、受託以前からの施設の劣化については、貴市の負担として頂くようお願いいたします。	ご指摘を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。
423	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 募集要領等	記載内容の変更及び誤りに関するものは貴市のリスクとの記載があります。貴市から提示された情報に不備があった場合、それに起因する損害・費用について貴市のリスクと理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。ただし、本市から提供した図面や調査結果等に不備や誤りがあったとしても、事業者が本来実施すべき調査や確認事項が不足していた場合に生じた損害や費用増加については事業者にご負担頂くことも考えられます。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
424	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 政治	「浄水業務の縮小・拡大に伴い、事業の対象範囲の変更に関わるもの」の欄で事業者側に△：従負担となっていますが、具体的にどのような事案を想定されていますか。また、本件事由により事業の対象範囲が入札条件と異なった場合には、契約変更として協議頂けるという理解で宜しいでしょうか。	前段は実施方針について修正します。 後段はご理解のとおりです。
425	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 法制度	リスクの種類が共通・法制度の項目において、本事業に直接関わる法制度（水道法等）の新設、変更等とありますが、法制度は、実施方針5頁に記載されている（10）本事業に関係する主な法令、基準、指針等を指していると理解してよろしいでしょうか。	実施方針に記載した主な法令、基準、指針等は特に遵守が必要なものとなります。
426	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 法制度	リスクの種類が共通・法制度の項目において、本事業に直接関わる法制度（水道法等）の新設、変更等以外の法制度の新設、変更についても、民間事業者の責任の範疇を超えており、貴市の分担にご変更いただけませんか。	No. 389の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
427	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 税制度	税制度について、事業者の利益に関する税の新設・変更は事業者の負担となっておりますが、SPCに想定外の税負担が生じることで経営に悪影響を及ぼし、事業の遂行に支障が生じることが懸念されます。またリスクが事業費に加算され、事業費が高くなるのと同時に、このリスクを発生の有無の判断だけで、事業費に差が出てくると考えられるため、税の新設・変更について貴市の負担としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
428	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 第三者賠償リスク	事業者の帰責事由による第三者賠償等のうち、事由が特定できないものについては貴市のリスクと理解してよろしいでしょうか。	事業者の帰責事由と特定された場合は、事業者がリスク負担をすることになります。
429	実施方針	26	別紙	2				リスクの分担表 共通・住民対応	リスクの種類が共通・住民対応の項目において、事業開始後に本事業自体に対する反対運動等が生じた場合のリスクは、貴市にて分担していただけますか。	No. 374の回答をご参照ください。
430	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 共通・見学者事故	リスクの種類が共通・見学者事故の項目が事業者にリスクがあることとされていますが、想定されている見学施設をお示し頂けますでしょうか。	一般市民や小学4年生のような一般的な見学は、浄水場を想定しています。他水道事業体や議会関係からの視察等についても基本的には浄水場が想定されますが、視察目的によっては、全水道施設が想定されます。
431	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 共通・不可抗力	リスクの種類が共通・不可抗力の項目において、経済安全保障等（例：ウクライナ問題）など事業者の責に依らないことより、資器材の調達が困難となった場合、不可抗力に該当すると理解してよろしいでしょうか。	実際の内容により判断されると想定します。
432	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表 共通・不可抗力	リスクの種類が共通・不可抗力の項目において、事業者の負担について「追加費用が一定以下の場合は、事業者負担とする。」とありますが、一定とはあいまいなため、明確な数字をお示し頂けないでしょうか。	募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
433	実施方針	26	別紙	2				第三者賠償リスク	事業者の帰責事由による第三者賠償等で、帰責理由が特定できないもの（事業者が保険求償出来ないもの）は貴市のリスクと理解して宜しいでしょうか。	事業者の帰責事由による場合は、事業者がリスク負担をすることになります。
434	実施方針	26	別紙	2				募集要項等	貴市から提示された情報に不備や誤りがあったことに起因する損害および費用増加リスクは貴市にてご負担いただけるという理解で宜しいでしょうか。	本市から提示された情報に起因した損害・費用については、協議により決定いたします。
435	実施方針	26	別紙	2				法制度	「本事業に直接関わる法制度（水道法等）の新設、変更」とありますが、法制度はP5第1章（10）に記載のある各種法令、条例等という解釈で宜しいでしょうか。また、「上記以外の法制度の新設、変更等」について判別が難しい場合等の疑義が生じた場合は協議をいただけるのでしょうか。	No. 389の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
436	実施方針	26	別紙	2				環境問題	原因不明の環境汚染が発見され処理コストの増加が生じた場合のリスクはどちらが担いますでしょうか。	本市から提供した図面や調査結果等の資料及び応札前に事業者が実施する現地調査等によって目視確認できる情報から推測できる事項については「事前に推測できること」として事業者のリスクとします。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
437	実施方針	26	別紙	2				従業員の不正、犯罪	情報漏洩について発注者または事業者の責を明確にリスク分担する必要がありますと考えますがご検討いただけますでしょうか。	該当箇所については、民間側の従業員を指すものとしております。なお、本市職員による不正等については、国家賠償法に基づき本市は責任を負うこととなります。
438	実施方針	26	別紙	2				住民対応	事業者〇のリスク概要に「事業者の帰責事由による」を冒頭に追記いただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
439	実施方針	26	別紙	2				見学者事故	「事業者の運転維持管理範囲内の施設の劣化又は運転維持管理の不備によって見学者に事故が発生した場合」全て事業者のリスクとなっておりますが、事業者による点検の不備、貴市への報告を怠っていた場合を除き、施設の劣化に起因する事故は貴市のリスクでとお考えいただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。
440	実施方針	26	別紙	2				共通（第三者賠償）	「事業者の帰責事由による第三者賠償等（調査、建設、運転維持管理段階における騒音、振動、光、臭気等に関するもの）」については事業者リスクとありますが、今回更新する施設ではなく、既存施設の従来の能力による騒音、振動等の第三者賠償等が発生した場合は貴市帰責事由という理解でよろしいでしょうか。	該当箇所は、更新改良施設に限られず、既存施設についても含まれます。
441	実施方針	26	別紙	2				設計・建設（用地）	「事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保」が事業者のリスク負担となっておりますが、真野浄水場は施工用地が非常に狭隘ですので、浄水場地内だけの施工が難しいと考えております。用地確保のためには貴市のご協力もお願いしたいと考えます。	ご意見として承ります。
442	実施方針	26	別紙	2				運転維持管理（原水の水量・水質変化）	「合理的に予測できる範囲を超える原水の水量・水質の変動」について、考え方をご教示ください。	募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
443	実施方針	26	別紙	2				第三者賠償リスク	第三者賠償リスクについては、帰責事由により事業者と市の分担が決められていますが、帰責事由の不明のものは市のご負担でしょうか。	詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
444	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	リスク分担表において、「更新対象施設」と「更新改良施設」との言葉の使い分けがありますが、言葉の使い分けの意図をご教示頂けますでしょうか。同意と捉えてよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
445	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	「本事業の計画外である施設の統合・廃止によるもので、契約の中断・変更に関わるもの」及び「浄水業務の縮小・拡大に伴い、事業の対象範囲の変更に関わるもの」が「政治」リスクとして整理されていますが、ここでいう「政治」とは具体的に何（誰）を指し、かつ、どういった場合が想定されるものでしょうか。	基本的には議会における議決を想定しております。内容としては例えば広域連携などが想定されますが、現時点で確定しているものではありません。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
446	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	法制度に関するリスクについて、貴市の条例についても追記（以下、案）いただけないでしょうか。 「本事業に直接関わる法制度（水道法等）又は条例の新設、変更等」	本市の条例であっても、リスク分担の区分けは本事業に直接かかわるものであるか否かによって区分されます。
447	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	住民対応リスクのうち、「調査、工事及び運転維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの」は事業者に「○」が付されておりますが、事業者が要求水準書や事業契約書を遵守しているにも関わらず発生する住民対応については、委託者に「○」としていただけないでしょうか。（例：配水池出口の水質を満たしているのにも関わらず、管路起因の水質悪化が発生したときの住民反対運動への対応は市のリスク。）	ご意見として承ります。
448	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	住民対応リスクにおいて、市と事業者とのリスク分担の境界をより明確にするため、市が負担するリスクの例、事業者が負担するリスクの具体例を、複数ご提示頂けますでしょうか。（例：過去の実績からは合理的に予測が困難な原水水質悪化が発生し、住民の反対運動が開されたとき。過去の実績からは予測が困難なものであるため、住民反対運動への対応は市のリスク。）	ご意見として承ります。
449	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	環境問題リスクのうち、「事業者の提案内容、業務に起因する環境問題」は事業者に「○」が付されておりますが、事業者が要求水準書や事業契約書を遵守しているにも関わらず発生する環境問題については、委託者に「○」としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。 詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
450	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	見学者事故リスク（事業者の運転維持管理範囲内の施設の劣化又は運転維持管理の不備によって見学者に事故が発生した場合）は事業者「○」とあることから、見学者の受け入れ可否（時期）や見学ルートの設定については、事業者に裁量があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
451	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	不可抗力リスクについて、事業者に「△※2」とあり、※2には「不可抗力については、発注者負担とするが、追加費用が一定以下の場合、事業者負担とする。」とありますが、事業者負担となる「一定以下の追加費用」は、具体的にいくら以下になりますでしょうか。 事業費（リスク費）の積算に必要となるため確認させていただくものです。	募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
452	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	不可抗力リスクについて、事業者に「△※2」とあり、※2には「不可抗力については、発注者負担とするが、追加費用が一定以下の場合、事業者負担とする。」とありますが、災害の規模が大きく国により激甚災害に指定された場合は、事業者負担は免除として頂けないでしょうか	ご意見として承ります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
453	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	不可抗力リスクについて、「戦争、風水害、地震他、本市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等（予め対策が可能な事象の準備対策不足に伴うものを除く）」とありますが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のまん延についても不可抗力に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。予め対策が可能ではない、感染症のまん延が生じた場合には、不可抗力に該当します。
454	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	不可抗力リスクについて、事業者に「△※2」とあり、※2には「不可抗力については、発注者負担とするが、追加費用が一定以下の場合には、事業者負担とする。」とありますが、不可抗力については事業者がコントロールできないものであることから、不可抗力による追加費用については、すべて市の負担「○」としていただきたいと思えます。	本件については、他事例などを参考に軽微な損害について除外することを目的に設定を検討しております。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
455	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	設計・建設に関するリスク分担において、事業者に「○」のあるリスクは全て更新対象施設に含まれる更新対象設備を対象にしたものであるとの理解ですが、その理解で正しいか確認させて下さい。	ご理解のとおりです。
456	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	測量・調査に関するリスクについて、「遺産・遺跡の存在に関するもの（事前に推測することが困難なものに限る）」とあります。事前に推測することが困難なものについては、遺産・遺跡に限定することなく、市のリスクとして頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
457	実施方針	26	別紙	2				リスク分担表	測量・調査に関するリスクについて、「遺産・遺跡の存在に関するもの（事前に推測することが困難なものに限る）」とあります。「事前」とは具体的にいつを指していますでしょうか。「事前」が提案書提出までの期間ということでしたら、何が推測できる（またはできない）かを客観的に判断することは困難であり、曖昧さが残りますので、「市による開示情報で判断することができないもの」と理解してよいでしょうか。または、「事前」が更新改良業務における「事前調査業務」を指すものであれば、事前調査業務を行ったにも関わらず判明した「遺産・遺跡の存在」と理解いたします。	「事前」は提案時前の期間という理解のとおりです。提案時には、本市による情報開示のほか、現地確認の機会を設けておりますので、これらにより知りうべきものについては「事前に推測することが困難なもの」には該当しません。
458	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	地中埋設物は究極的には掘ってみないと分からないものであり事前に100%推測が出来ませんので、全て市のご負担として頂けないでしょうか。	ご意見として承りますが、リスク分担を整理した上で事業者にて工事等を実施頂くことを想定しています。
459	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	性能の要求仕様不適合（施工不良含む）について、柳が崎DB案件での公表契約書のように契約不適合期間を3年間とすることは、公共工事標準請負契約約款に照らしても民間事業者の負担が大きく、その分の予備費を計上せざるを得ません。つきましては、契約不適合期間は、公共工事標準請負契約約款に準じて2年間として頂きたいと思えます。	ご意見として承ります。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
460	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	一定の費用変動以上の場合に費用改定を行うとありますが、昨今の著しい物価高騰は民間事業者にとって著しい負担であり、入札段階において物価上昇分を加味して応札せざるを得ません。物価上昇については市の負担として頂けないでしょうか。	実施方針に記載のとおり、一定の費用変動が生じた場合には費用改定を行います。
461	実施方針	27	別紙	2				施設性能	更新対象施設が要求水準が満たさないため改修が必要な場合は事業者の負担となっていますが、要求水準をみたまない事由が事業者がコントロールできないような場合は市の負担でよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。
462	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 用地	地中埋設物（埋設管、電気ケーブル等事前に推測できるもの）は事業者リスクとなっております。推測できないものについては貴市リスクと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本市から提供した図面や調査結果等の資料及び応札前に事業者が実施する現地調査等によって目視確認できる情報から推測できる事項については「事前に推測できること」といたします。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
463	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 用地	地中埋設物（埋設管、電気ケーブル等事前に推測できるもの）について、図面上に正確に示されたもの以外は推測できないと考えてよろしいでしょうか。	No. 462の回答をご参照ください。
464	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 原水水量・水質 変化	過去の実績から合理的に予測できる範囲を・・・とありますが、表現が曖昧でトラブルの原因となります。水量・水質の変化（予測できる範囲）について明確に示していただけませんか。	明確な基準を示すことを想定しています。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
465	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 運転維持管理	需要変動、物価変動、水量・水質変動等について、指標と範囲を明確に示していただけませんか。	指標と範囲について明確に示す予定です。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書及び要求水準書をご確認ください。
466	実施方針	27	別紙	2				設計・建設一用 地	地中埋設物のリスクが事業者の分担となっていますが、募集要項等で提示される資料や閲覧・提供される資料等（既設完成図書等）では不明だった埋設物が事業開始後の調査や工事で判明した場合には、設計変更対象（市負担）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本市から提供した図面や調査結果等の資料及び応札前に事業者が実施する現地調査等によって目視確認できる情報から推測できる事項については「事前に推測できること」といたします。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
467	実施方針	27	別紙	2				設計・建設一工 事遅延	（関連工事等の）他の事業者等の帰責事由による工事遅延は、貴市の責任にて対応するという認識でよろしいでしょうか。	ケースによって異なりますが、実施方針に記載のとおり、本市の帰責事由による遅延の場合には本市の負担となります。詳細については募集要項等公表時の事業契約書をご確認ください。
468	実施方針	27	別紙	2				運転維持管理一 施設の損傷	※3（事業者が知りえた場合や一定期間経過後は事業者負担とする）とありますが、P29のサービス対価Eにある「毎年度協議に基づいた計画・工事实績」の計画が上がっていない場合や協議の結果取替・補修工事を実施しなかった場合は、貴市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
469	実施方針	27	別紙	2				運転維持管理一 原水の水量・水 質変化	原水の水量の変動範囲は、P44別紙8の各浄水場の②施設能力に記載の1日最小浄水量～1日平均浄水量～1日最大浄水量の範囲との理解でよろしいでしょうか。	原水の水量の変動範囲については、募集要項等公表時に示す要求水準書にてお示しする予定です。

真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
470	実施方針	27	別紙	2				運転維持管理－ 原水の水量・水 質変化	原水の水質の変動範囲（最小～平均～最大）は、募集要項等で提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
471	実施方針	27	別紙	2				その他－物価変 動	※5で「一定の費用変動以上の場合に費用改訂を行う」とありますが、一定の費用変動以上の具体的な基準は募集要項等で提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
472	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	工事費の増大について、事業開始後の市の帰責事由の具体的な想定がありましたらご教示ください。	現時点で想定される具体的な事例はございません。仮に事象が発生した場合の取扱いについては、募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
473	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する運転維持管理費の増大は市が負担とありますが、市が本事業とは別に行う更新等の工事による運転維持管理費の増大も市負担との理解でよろしいでしょうか。この点、事業契約書において示されるとの理解でよろしいでしょうか。	本市の工事との調整に含まれる内容について、本業務の対象範囲に含まれます。それを超える範囲については、ご理解のとおりです。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書・要求水準書をご確認ください。
474	実施方針	27	別紙	2				性能	要求仕様とは、要求水準と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
475	実施方針	27	別紙	2				施設損傷（設 計・建設）	更新対象施設の竣工・引渡し前に生じた施設損傷が事業者負担となっておりますが、これは事業者へ帰責があった場合に限り理解してよろしいでしょうか。	実施方針に記載のとおりです。
476	実施方針	27	別紙	2				施設損傷（運転 維持管理）	更新改良施設（竣工前）の劣化による損傷は、一定期間経過後は事業者負担となっております。一定期間について具体的な期間をご教示ください。また、一定期間経過後であっても、通常事業者が知り得ることが困難な部分の損傷により損害が生じる場合には、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
477	実施方針	27	別紙	2				終了手続き	新会社とありますが、これは優先交渉権者が設立するSPCを指すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
478	実施方針	27	別紙	2				原水の水量・水質変化	過去の実績から合理的に予測できる範囲とありますが、合理的に予測できる範囲は、今後市側で定量的にお示し頂けますようお願い致します。	募集要項等公表時に示す要求水準書にてお示しする予定です。
479	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	枠外の※2において、「追加費用が一定以下の場合」とあります。「一定」の基準額あるいは基準額の設定方法を明示していただけますでしょうか。	詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書にてお示します。
480	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	枠外の※3において、「一定期間経過後」とあります。「一定期間」の具体的な期間あるいは期間の設定方法を明示していただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
481	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	枠外の※5において、「一定の費用変動以上の場合」とあります。「一定」の具体的な金額あるいは変動幅の設定方法を明示していただけますでしょうか。	詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書にてお示します。
482	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 (用地)	「地中埋設物(埋設管、電気ケーブル等事前に推測できるもの)」が事業者リスクとなっておりますが、リスク有無を検討するための図面等は、すべてご提示頂けるものと理解してよろしいでしょうか。また、ご提示頂いた資料から判断ができないリスクが生じた場合には、貴市にご負担いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本市から提供した図面や調査結果等の資料及び応札前に事業者が実施する現地調査等によって目視確認できる情報から推測できる事項については「事前に推測できること」といたします。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
483	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 (施設の損傷)	「更新改良施設(竣工前)の劣化による損傷」※3の記載に、「事業者が知りえた場合や一定期間経過後は事業者負担とする。」とありますが、事業者が知り得たかどうか、一定期間経過しているか、「竣工前」や「竣工後」に関係なく、事業者側に更新改良の工期遅延や運転維持管理業務上の帰責事由が認められない限り、不可抗力事象と同様に追加費用が一定額を超える場合には貴市の負担として頂きたく存じます。	ご意見として承ります。
484	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 (施設の損傷)	※3に「事業者が知りえた場合」とありますが、事業者は応札前にそのリスクを見積もる必要があるため、適正なリスク評価のために「応札前に事業者が知りえた場合」に修正いただけないでしょうか。また、「一定期間経過後」とありますが、一定期間の定義は公告時に公表されるという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す募集要項及び要求水準書をご確認ください。
485	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 (施設の契約不適合、施設の損傷、機器更新、修繕費の増大)	実施方針の本文及びリスク分担表の表中において、「更新改良施設」との記載がありますが、この対象は新たに事業者が設置した機器又は工事を実施した設備であるという理解でよろしいでしょうか。一例として、既設土木構造物を流用して、そこに機器を設置する場合は、機器については更新改良施設であり、既設土木構造物は更新改良施設の対象外と考えておりますが、この理解でよろしいでしょうか。また既設設備、既設流用部分については事業者では健全度等が把握できないため、貴市のリスク負担として検討をお願いいたします。	前段についてはご理解のとおりです。ご指摘の設備等については、リスク分担表の更新対象外施設にあたり、基本的には本市のリスク負担となります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
486	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 (運転維持管理 費の増大)	「上記以外の事由による運転維持管理費の増大（物価の変動によるものは除く）」とございますが、「上記以外の事由」の対象範囲が広く、限定されていないため事業者は過度なリスク費を見込む必要があり、事業費が高騰する可能性があります。それらを避けるために、「上記以外の事由」ではなく「事業者の帰責事由」としていただき、発注者が「上記以外の事由」による運転維持管理費の増大を負担いただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
487	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 (原水の水量・ 水質変化)	「上記以外の運転維持管理費の増大」とございますが、「上記以外の事由」の対象範囲が広く、限定されていないため事業者は過度なリスク費を見込む必要があり、事業費が高騰する可能性があります。それらを避けるために、「上記以外の事由」ではなく「事業者の帰責事由」としていただき、発注者が「上記以外の事由」による運転維持管理費の増大を負担いただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
488	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 (物価変動)	物価変動時の改定手続きは、都度の契約変更は不要で、「協議・確認・通知」レベルで対応可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
489	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 (物価変動)	物価変動により対価の改定が行われる場合、募集要項等に記載いただく物価指標等を用いて、物価変動の費用清算をされるものと思料しますが、その場合、市場の実勢価格と大幅な乖離が見られることが多々あります。そのため指標の変動と市場価格の変動に乖離があった場合は、事業者の提案に応じて別途協議をさせて頂きたくご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
490	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 (物価変動)	令和4年2月18日付『「機械設備工事積算に係わる令和4年3月から適用する標準賃金について」の運用に係る特例措置について（国会公契第47号ほか）』、『「令和4年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について（国会公契第50号ほか）』、『「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について（国会公契第49号ほか）』の通知をうけて、滋賀県においても令和4年3月1日付「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」について特例措置が公表されておりますが、貴市においても同様な対応措置が図られる場合、令和4年10月に公表される募集要項等に記載された上限価格は変更せずに、価格評価と提案評価を実施し、優先交渉権者を確定後、契約を締結し、その後特例措置の算定により契約金額の変更を行うことと理解でよろしいでしょうか。	本件事業における改定については、募集要項等公表時に示す事業契約書にてお示しする予定です。
491	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 【凡例】※2、 ※3、※5	△：従負担に「一定～」との記載がございますが、定量的な数値は、募集要綱の公表時に契約書案等の資料に条件が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
492	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表【凡例】※5	「物価変動については、発注者負担とし、一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う。」とありますが、一定の費用変動までは従負担である事業者が負担をするという理解でよろしいでしょうか。事業者としては提案書提出の際に、物価が高騰することを前提にこの一定の費用変動分をリスク費として計上する必要があり、一方で物価が下落する場合は一定の費用変動分を貴市が負担することになり、双方でリスクを見込まないためにも、本項における事業者の従負担について再考いただきたくお願いいたします。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、協議の頻度等について募集要項等公表時に示す事業契約書にてお示しする予定です。一方で、全ての費用について清算を行うものではないため、「従負担」というものは一定存在するものと理解しております。
493	実施方針	27	別紙	2				用地	地中埋設物(埋設管、電気ケーブル等事前に推測できるもの)は事業者負担となっております。ご提示頂いた資料に記載が無い、あるいは記載内容と現地施工状況に相違のある地中埋設物に関するリスクは、発注者負担として頂けますようお願い致します。	ご意見として承ります。なお、本市から提供した図面や調査結果等の資料及び応札前に事業者が実施する現地調査等によって目視確認できる情報から推測できる事項については「事前に推測できること」といたします。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
494	実施方針	27	別紙	2				施設の損傷	更新改良施設(竣工後)の劣化による損傷が事業者負担となっておりますが、適切な維持管理を行った上でも発生する経年劣化等の補修費用は発注者負担として頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
495	実施方針	27	別紙	2				共通 不可抗力	「不可抗力については、発注者負担とするが、追加費用が一定以下の場合、事業者負担とする」と記載がありますが、追加費用の一定以下の具体的定義をご教示ください。	募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
496	実施方針	27	別紙	2				運転維持管理 施設の損傷	更新改良施設(竣工前)の劣化による損傷について「事業者が知りえた場合や、一定期間経過後は事業者負担とする。」と記載がありますが、一定期間経過後の損傷については、通常、発注者負担となるものと考えますが、具体的にどのような場合を想定されているかご教示ください。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
497	実施方針	27	別紙	2				運転維持管理 施設の損傷	更新改良施設(竣工前)の劣化による損傷について「事業者が知りえた場合や、一定期間経過後は事業者負担とする。」と記載がありますが、一定期間の具体的な定義をご教示ください。	No. 496の回答をご参照ください。
498	実施方針	27	別紙	2				運転維持管理 施設の損傷	更新改良施設(竣工前)の劣化による損傷について「事業者が知りえた場合や、一定期間経過後は事業者負担とする。」と記載がありますが、具体的にどのような事例を想定されているのかご教示ください。また一定期間の具体的な期間をご教示ください。	No. 496の回答をご参照ください。
499	実施方針	27	別紙	2				その他 物価変動	「物価変動については、発注者負担とし、一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う。」と記載がありますが、一定の費用変動の具体的定義(起日点、増減率、増減費等)をご教示ください。	詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
500	実施方針	27	別紙	2				その他 物価変動	「物価変動については、発注者負担とし、一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う。」と記載がありますが、費用変動に関する具体的な定義や改定条件は別途入札公告時に明示頂けるものという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
501	実施方針	27	別紙	2				工事費の増大	「事業者の帰責事由による工事費増大」は、事業者負担とありますが物価高騰によるコスト増大は事業者の帰責事由による工事費増大に該当しないと理解よろしいでしょうか。ご教示下さい。	物価高騰による事業費の増大については該当しません。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
502	実施方針	27	別紙	2				施設の損傷	△：従負担で事業者が知りえた場合や一定期間経過後は事業者負担とします。とありますが一定期間とは後の程度の期間を示していますか。ご教示下さい。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
503	実施方針	27	別紙	2				運転維持管理費増大	△：従負担で想定需要と比較した需要変動に起因した薬品費等の増減で需要量に応じ支払費用の変更する仕組（変動費）を導入する。と記載されていますが、変更する仕組（変動費）とは具体的にどのような仕組（変動費）でしょうか。ご教示下さい。	詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
504	実施方針	27	別紙	2				物価変動	△：従負担で一定の費用変動以上の場合に費用改訂とあるが、一定の費用変動とは具体的にどの程度の変動を示しているのですか。ご教授下さい。	詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
505	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表備考	※5 物価変動について、発注者負担としたうえで一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う。とあります。ここで明記された『一定の費用変動以上』に関しては今後の協議対象と考えてよろしいでしょうか？	詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書にてお示します。
506	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	工事費の増大について、いつ時点の工事費が増減の基準となるか契約手順をご教示下さい。	詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
507	実施方針	27	別紙	2				施設性能	「更新対象施設が要求水準を満たさないため、改修が必要となった場合」のリスク分担は事業者となっていますが、募集要求等の情報に誤り等があった場合は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	具体的な原因によりませんが、本市から提供された情報に不備や誤りがあった場合は基本的に市のリスクとして設計変更対象とすることを想定しています。
508	実施方針	27	別紙	2				施設の損傷	「更新改良施設（竣工後）の劣化による損傷」は事業者のリスクとありますが、これは令和21年3月までの事業期間中であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
509	実施方針	27	別紙	2				施設の損傷	【意見】更新改良施設（竣工前後）での劣化による損傷について記載されていますが、瑕疵と劣化とを区分する方が望ましいかと思料します。また、劣化の定義についても、明確にすることが難しく、あくまでも事業者の責（保守管理や補修等を怠った場合等）によるもの、と変更して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
510	実施方針	27	別紙	2				施設の損傷※3	「事業者が知り得た場合や一定期間経過後」とは、具体的にご教示頂けますでしょうか。	ご質問を踏まえ、実施方針について修正します。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
511	実施方針	27	別紙	2				運転維持管理費増大	【意見】想定需要について、今後の募集要項等の中で、年度毎の数値を明記願います。	ご意見として承ります。
512	実施方針	27	別紙	2				要求水準の未達	【意見】不可抗力による要求水準の未達は、事業者の負担とならないよう配慮をお願いします。	ご指摘を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
513	実施方針	27	別紙	2				修繕費の増大	「修繕費が長期修繕計画における予想を上回った場合」は事業者のリスクとありますが、物価変動に起因する修繕費の上昇は、同リスク分担表_その他_物価変動に従うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
514	実施方針	27	別紙	2				物価変動※5	物価変動については、発注者負担とし、一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う。とありますが、一定の費用変動とはどの程度でしょうか。また、物価変動の基準は何を対象とされるのでしょうか。別途詳細が公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	別途詳細を公表するという点についてはご理解のとおりです。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
515	実施方針	27	別紙	2				修繕費の増大	修繕費が長期修繕計画における予想を上回った場合は事業者のリスクと記載されていますが、事業者の責ではない予期せぬ事象が生じた場合については除く、との理解でよろしいでしょうか。	実施方針に記載のとおりです。
516	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 物価変動	物価変動については発注者にてご負担いただけるとの事ですが、負担額算定方法については今後の協議と理解してよろしいでしょうか。	詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
517	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 その他・物価変動	水光熱費の変動リスクは物価変動リスクに含まれるという認識でよろしいでしょうか。	本事業につきましては、電力費を市側の負担とする予定です。そのため、個別の水光熱費に関する指標等の設定は想定しておりません。
518	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 その他・物価変動	物価変動については発注者にご負担いただけるとの事ですが、物価変動による契約変更の際には、変更前の金額の積算基準日が必要と思料します。その基準日についてご教示頂けませんか。	募集要項等公表時に示す事業契約書にてお示しする予定です。
519	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表 その他・物価変動	リスクの種類がその他・物価変動の項目において、※5に一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う、との記載があります。この一定について、明確な数字・比率をご教示ください	募集要項等公表時に示す事業契約書にてお示しする予定です。
520	実施方針	27	別紙	2				運転維持管理 修繕費の増大	更新改良施設についての修繕は、受注者側が機器の更新改良を行って以降の施設に対する修繕と考えますが、更新改良を行うまでの既設施設についての修繕は、更新対象外施設と同じく、大津市様から提示される計画修繕と同様の扱いとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
521	実施方針	27	別紙	2				共通／不可抗力	「※2 不可抗力については、発注者負担とするが、追加費用が一定以下の場合は、事業者負担とする。」とありますが、「追加費用」とはどのようなものでしょうか。	No. 368の回答をご参照ください。
522	実施方針	27	別紙	2				物価変動※5	物価変動について、発注者負担としたうえで一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う。とあります。ここで明記された「一定の費用変動以上」に関して、具体的な数値または算定方法など考え方をご教示いただけますでしょうか。	詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
523	実施方針	27	別紙	2				施設性能	提供された情報を元に正に設計・建設された場合のリスクはどちらが担いますか？	本市から提供された情報に不備や誤りがあった場合は基本的に市のリスクとして設計変更対象とすることを想定しています。ただし、実際に設計・建設された施設の性能が運転維持管理期間に要求水準を満たさない場合、かつその理由が事業者の調査及び確認不足等に起因している場合、事業者の負担となります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
524	実施方針	27	別紙	2				施設の損傷	更新改良施設（竣工後）の劣化による損傷のリスクは事業者が担う事と分担されていますが、本件施設以外の施設や事象からの波及事故により、本件施設が損傷を受け配水供給または流下機能に支障をきたした場合のリスクについての見解をご教示ください。	個別案件によって判断が異なると考えますが、帰責事由によって判断するものと考えます。
525	実施方針	27	別紙	2				運転維持管理費増大	薬品費等とありますが、他の資機材、人件費の増減は「等」に含まれますでしょうか。「等」の例を具体的に示していただけませんか。	実施方針に記載のとおりです。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
526	実施方針	27	別紙	2				運転維持管理費増大	想定需要と比較した需要変動に起因した・・・とありますが、災害、事故、気象状況等による配水量の増加によるコスト増大のリスクはどちらが担いますか。	想定需要と比較した需要変動に対するものであるため、事象による差異や制限はありません。
527	実施方針	27	別紙	2				原水の水量・水質変化	「過去の実績から」とありますが、過去の期間はどの程度を示していますか？例えば5年など。自然災害や事故等の事象に起因する水質変化も含まれますでしょうか。	具体的な内容については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
528	実施方針	27	別紙	2				原水の水量・水質変化	「上記以外の事由による運転維持管理費の増大」とありますが、自然災害や事故等の事象が含まれるのでしょうか。	特段、発生事象による差異や制限はありません。具体的な内容については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
529	実施方針	27	別紙	2				修繕費の増大	起因の別は考慮しないのでしょうか。例えば不可抗力により、本件施設・設備機能の低下及び損傷が生じた場合など。	不可抗力が起因となる場合は、不可抗力のリスク分担により取り扱われることを想定しています。詳細については募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。
530	実施方針	27	別紙	2				リスク分担保設計・建設工事遅延	半導体、樹脂、金属などのような特定の企業で解決できない資材不足に伴う納期遅延のリスク分担保はどのようにお考えでしょうか。	実際の内容により判断されると想定します。
531	実施方針	27	別紙	2					「※2 不可抗力については、発注者負担とするが、追加費用が一定以下の場合は、事業者負担とする。」追加費用の一定以下の想定金額と年間の上限額があればご教示願います。	No. 368の回答をご参照ください。
532	実施方針	27	別紙	2				施設性能	原文ですと、要求水準の未達が事由によらず、全て事業者リスクとなっておりますので、「事業者の帰責事由により、更新対象施設が要求水準を満たさないため、改修が必要となった場合」と変更のご検討をお願いします。	ご意見として承ります。
533	実施方針	27	別紙	2					「※3 事業者が知りえた場合や一定期間経過後は事業者負担とする。」一定期間経過後とは、事業開始からどの程度の期間を想定されていますでしょうか。	ご質問を踏まえ、実施方針について修正します。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
534	実施方針	27	別紙	2					「※5 物価変動については、発注者負担とし、一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う。」について、採用する物価変動指数をご教示願います。また、急激な物価変動も考慮し、定期改定の他に臨時改定の設定をご検討願います。	募集要項等公表時に示す事業契約書にてお示しする予定です。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
535	実施方針	27	別紙	2					運転維持管理費増大リスクについて、民間帰責による電力費増は事業者負担とされております。一方、民間の工夫により電力費を削減できた場合の取り扱いについては明示されておられません。電力費を削減した場合、民間にインセンティブを付与することができるスキームにしたいとご予定でしょうか。貴市が動力費などとして確保していた予算を振り替え、民間にインセンティブとして付与する方法は可能ではないかと考えます。	電力費については、昨今の電力費高騰を考慮し本事業の対象外として考えています。ただし、電力費の削減の努力については、選定時の評価対象とすることを予定しています。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
536	実施方針	27	別紙	2				設計・建設（用地）	地中障害物と地中埋設物の区分に関して、事前に推測できるかどうかで判断が分かれるものと思いますが、推測できるものとできないものの区別の方法についてお考えをお聞かせください。	推測できるものは閲覧資料や現場状況等から確認できるものとし、推測できないものはそれ以外のものと考えています。
537	実施方針	27	別紙	2				運転維持管理（施設の損傷）	更新改良対象施設における更新対象外設備についての契約不適合や劣化による損傷は貴市の負担区分となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
538	実施方針	27	別紙	2				表欄外 ※2	「不可抗力については、発注者負担とするが、追加費用が一定以下の場合、事業者負担とする。」との記載が有りますが、「追加費用が一定以下」の意味する具体的内容についてご教示願います。	本件については、他事例も参考に軽微な損害について除外することを予定しています。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
539	実施方針	27	別紙	2				表欄外 ※5	「物価変動については、発注者負担とし、一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う。」との記載が有りますが、「一定の費用変動以上」の意味する具体的内容についてご教示願います。	詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
540	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	「施設の損傷」欄に「更新対象外施設」に関する記載がありますが、仮に、「更新対象施設」内において、「更新対象外設備」が含まれている場合も市がリスク負担するものという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、リスク分担表の更新対象外施設にあたり、基本的には本市のリスク負担となります。
541	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	地中埋設物(埋設管、電気ケーブル等事前に推測できるもの)は事業者負担とされていますが、「事前に推測できるもの」とは、図面等(既存台帳や出来高図)で確認できるものを指し、図面等の誤りは、事前に推測できない事項であるという認識でよろしいでしょうか。	地中埋設物についてはご理解のとおりです。ただし、応札前に事業者が実施する現地調査等によって目視確認できる情報から推測できる事項については「事前に推測できること」といたします。
542	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	地中埋設物(埋設管、電気ケーブル等事前に推測できるもの)は事業者負担とされていますが、「事前」とは具体的にいつを指していますでしょうか。提案書提出期間のことでしょうか、または更新改良業務における「事前調査業務」でしょうか。	「事前」は提案時前の期間という理解のとおりです。提案時には、本市による情報開示のほか、現地確認の機会を設けておりますので、これらにより知りうべきものについては「事前に推測することが困難なもの」には該当しません。
543	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	要求水準未達リスクとして、「事業者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備の不適合によるもの」とありますが、当該文における「施設・設備の不適合」とは、「施設・設備の能力の限界を超える場合」を指すとの理解でよろしいでしょうか。理解が正しい場合、既存施設・設備の不適合は事業者ではコントロールが困難なリスクであるため、市のリスクとしていただけないでしょうか。更新対象施設の場合は要求水準の範囲内であれば事業者のリスク、要求水準を超えるものであれば市のリスクと整理して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。具体的な基準・範囲については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
544	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	施設性能リスクとして「更新対象施設が要求水準を満たさないため、改修が必要となった場合」とあります。更新対象施設のうち、更新対象設備のみが事業者のリスクとなるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
545	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	施設性能リスクとして「更新対象施設が要求水準を満たさないため、改修が必要となった場合」とあります。事業者のリスクとなるのは竣工後であり、竣工前は市のリスクであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
546	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	施設性能リスクとして「更新対象施設が要求水準を満たさないため、改修が必要となった場合」とありますが、当該リスクは設計・建設におけるリスクに分類すべきではないでしょうか。	ご意見として承ります。
547	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	施設の契約不適合リスクとして「更新改良施設（竣工後）の契約不適合が見つかった場合」とあります。更新改良施設のうち、更新対象設備のみが事業者のリスクとなるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
548	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	施設の契約不適合リスクとして「更新改良施設（竣工後）の契約不適合が見つかった場合」とありますが、当該リスクは設計・建設におけるリスクに分類すべきではないでしょうか。	ご意見として承ります。
549	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	施設の損傷リスクのうち、「更新改良施設（竣工後）の劣化による損傷」は事業者に「△※3」とあります。更新改良施設のうち、更新対象設備のみが事業者のリスクとなるとの理解でよろしいでしょうか。	本件については、ご質問箇所が不明であるため、回答を控えさせていただきます。
550	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	施設の損傷リスクのうち、「更新改良施設（竣工前）の劣化による損傷」は事業者に「△※3」とあり、※3には「事業者が知りえた場合や一定期間経過後は事業者負担とする。」とありますが、どのような事例を想定されていますでしょうか。	ご質問を踏まえ、実施方針について修正します。詳細については募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
551	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	施設の損傷リスクのうち、「更新改良施設（竣工前）の劣化による損傷」とありますが、当該リスクは、運転維持管理ではなく、設計・建設リスクに分類すべきではないでしょうか。	ご意見として承ります。
552	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	運転維持管理費増大リスクとして、「想定需要と比較した需要変動に起因した薬品費等の増減」は事業者に「△※4」とあり、※4には「需要量に応じた支払費用の変更する仕組（変動費）を導入する。」とありますが、需要量に応じた変動費の支払方法（仕組）についてより具体的にお示しください。例えば、単位需要量あたりの薬品費（〇〇円/m ³ ）があらかじめ募集要項等において提示され、想定との乖離分が補正されるという仕組みでしょうか。	単位水量当たりの単価について提案を求めることを想定しています。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書及び様式集をご確認ください。

真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
553	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	<p>運転維持管理費増大リスクとして、「民間帰責による民間企業提案と異なる電力費増が市側に発生した場合」とありますが、ここでいう「民間帰責」とは、具体的にどのような場合が想定されますでしょうか。例えば、提案時に事業者が想定した電力使用量と比較して、実際の電力使用量が1割増加した場合、増加分の費用は事業者の負担となるのでしょうか。提案時より電力使用量が1割削減された場合の取り扱いはいかがでしょうか。</p> <p>別紙3（1）サービス対価の種類に、「※電力費については、大津市が支払を行うことを想定している。なお、電力費削減に関して提案評価を求める予定である。」とありますので、電力費削減に関する提案評価の方針とあわせてご教示ください。</p>	事業者が提案した電力使用量と比較して増加した場合を想定しています。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書及び様式集をご確認ください。
554	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	<p>運転維持管理費増大リスクとして、「想定需要と比較した需要変動に起因した薬品費等の増減」は事業者に「△※4」とあり、※4には「需要量に応じ支払費用の変更する仕組（変動費）を導入する。」とありますが、当該変動費の算定式を募集要項にてお示しただけですでしょうか。また、変動費の導入によって、リスク分担上は想定以上の需要変動に起因した薬品費等の増減については貴市の負担となると認識いたします。これを鑑みて、リスク分担表の事業者から「△」を削除のうえ、市に「○※4」としていただけないでしょうか。</p>	前段については、募集要項等公表時に示す事業契約書及び様式集をご確認ください。後段については、ご意見として承ります。
555	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	<p>機器更新として、「更新改良施設の機器更新について不具合が発生した場合」とありますが。更新改良施設のうち、更新対象設備のみが事業者のリスクとなるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
556	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	<p>機器更新として、「更新改良施設の機器更新について不具合が発生した場合」とありますが、施設性能リスク（更新対象施設が要求水準を満たさない場合）、施設の契約不適合リスク（更新改良施設の契約不適合が見つかった場合）、施設の損傷リスク（更新改良施設の劣化による損傷がある場合）との違いについてご教示ください。</p>	実施方針に記載のとおりです。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書及び要求水準書をご確認ください。
557	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	<p>施設の契約不適合欄、「更新改良施設（竣工後）の契約不適合が見つかった場合」のリスク負担が事業者となっておりますが、瑕疵担保責任の期間が長期にわたるため、事業者はリスクフィーを事業費に計上する必要があります。本項目は瑕疵担保責任期間内を事業者、同じく期間外を市がリスクを受け持つよう変更いただけないでしょうか。</p> <p>理由として、本事業はBTO方式であり、事業期間内に市の検査をもって施設の引き渡しが行われるため、引き渡し後の契約不適合責任（瑕疵担保責任）は、事業期間中であっても公共工事標準請負契約約款に準じて2年間が妥当と考えられます。</p>	該当箇所は、契約不適合責任のリスク分担の基本的な考え方を示したものです。実際の請求可能期間等、詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
558	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	修繕費の増大リスクとして、「更新改良施設について修繕費が長期修繕計画における予想を上回った場合」とあります。更新改良施設のうち、更新対象設備のみが事業者のリスクとなるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
559	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	修繕費の増大リスクとして、「更新対象外施設（計画外修繕）について修繕費が上回った場合」とありますが、「何の修繕費」（誰が計画又は想定した修繕費）を上回った場合を指しますでしょうか。	募集要項等公表時に示す要求水準書にてお示しする予定です。
560	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	修繕費の増大リスクとして、「更新改良施設について修繕費が長期修繕計画における予想を上回った場合」とありますが、（ ）書きで「物価の変動によるものは除く」を追記いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
561	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	物価変動リスクは事業者に「△※5」とあり、※5には「物価変動については、発注者負担とし、一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う。」とありますが、物価変動に伴う費用改定の方法（仕組）については募集要項等においてあらかじめご開示ください。具体的には、改定の頻度（定期改定として5年毎、臨時改定として一定以上の物価変動の発生時など）、採用する指標（公共工事設計労務単価の変動率など）、改定方法（具体的な計算式を事前に設定など）をご教示ください。	募集要項等公表時に示す事業契約書にてお示しする予定です。
562	実施方針	27	別紙	2				リスク分担表	物価変動リスクは事業者に「△※5」とあり、※5には「物価変動については、発注者負担とし、一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う。」とあります。改定方法について、従来型の包括委託案件では「一定以上の費用変動が発生した場合、費用改定について甲乙にて協議する。協議が整わない場合は、甲が決定する。」のような文言が記載されることがありました。「協議をする」ことのみが規定される場合、民間企業としては協議が整わないリスクが残る、企業の参画判断に影響を及ぼす他、協議が整わない場合のリスクフィーを事業費に計上する必要が出てきます。改定協議の条件が満たされる時の改定実施にあたっての基本コンセプトを、具体的な改定方法（具体的な計算式を事前に設定など）を含めてご教示ください。	募集要項等公表時に示す事業契約書にてお示しする予定です。
563	実施方針	28	別紙	3	(1)			補修業務、計画修繕業務	サービスCについて民間の提案額（甲定額、変動額）について四半期毎に業務対価を支払うとありますが、修繕業務、計画修繕業務の対象となる施設は、P.24運転維持管理対象施設で設備内容を把握する設備台帳及び修繕履歴リスト等はあるのでしょうか。ご教示下さい。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
564	実施方針	28	別紙	3	(1)			サービス対価の種類	運転管理費について、対象が「更新対象施設」と「更新対象外施設」で、「サービス対価B」と「サービス対価D」に分けられているかと存じますが、この二つの項目分けはどのような意味付けがされているのでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
565	実施方針	28	別紙	3	(1)			サービス対価の種類	「サービス対価B」には「変動額」が設定されており、「サービス対価D」には設定されていない理由をご教示願います。「変動額」は薬品費を対象としているかと存じますが、「サービス対価D」が対象とする「更新対象外施設」にも浄水場が含まれており、薬品を使用するかと存じます。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
566	実施方針	28	別紙	3	(1)			電力費	電力費の削減効果について、提案すべき範囲・削減対象について明確化していただくようお願いいたします。	ご意見として承ります。
567	実施方針	28	別紙	3	(1)			サービス対価の種類	修繕計画の決定プロセスについて具体的な明示をお願いいたします。	ご要望の点については、ご意見として承ります。詳細については募集要項等公表時に要求水準書にて提示いたします。
568	実施方針	28	別紙	3	(1)			サービス対価の種類	「サービス対価A」にSPC組成費用を含め、「サービス対価B」にSPC運営費用を含める根拠をご教示頂けますでしょうか。関連して、「サービス対価A」におけるSPC組成費用は工事期間において出来高に応じて支払われるという理解で正しいでしょうか。SPC運営費用については、「サービス対価B」として15年間にわたり毎四半期に1回（毎月を希望しますが）、支払われるということでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正を行います。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書をご確認ください。
569	実施方針	28	別紙	3	(1)			サービス対価の種類	「サービス対価B：運転管理費（更新対象施設等）」と「サービス対価D：運転管理費（更新対象外施設等）」に分ける理由は何でしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
570	実施方針	28	別紙	3	(1)			サービス対価の種類	「サービス対価C：補修・修繕費」と「サービス対価E：運転管理費（更新対象外施設）」に関して、年度毎の上限額は設定されますでしょうか。また募集要項において上限額は公表されますでしょうか。特に、更新対象外設備に耐用年数超過設備が含まれる場合、多大な補修・修繕費が発生することが懸念されます。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
571	実施方針	28	別紙	3				電力費削減に関する提案評価	電力費削減に関して提案評価を求める予定とあります。提案内容が評価され採用された場合の事業者に対するインセンティブとペナルティについて、ご教示願います。	事業者が提案した電力使用量と比較して増加した場合を想定していません。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書及び様式集をご確認ください。
572	実施方針	28	別紙	3				サービス対価の種類	電力費削減提案に対するインセンティブについて、具体的に計算基準等をご教授下さい。	電力費については、昨今の電力費高騰を考慮し本事業の対象外として考えています。ただし、電力費の削減の努力については、選定時の評価対象とすることを予定しています。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書、優先交渉権者選定基準をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
573	実施方針	28	別紙	3				サービス対価の種類	サービス対価の種類欄、サービス対価C及びEの記載において、「更新対象施設のうち更新対象外設備」の記載がありますが、「更新対象設備」と「更新対象外設備」の一覧を提示いただけないでしょうか。 理由として、サービス対価の見積りに対応できないことから、公表が必要と考えます。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
574	実施方針	28	別紙	3				サービス対価の種類	「※電力費については、大津市が支払を行うことを想定している。」とあります。国も脱炭素を掲げており、水道事業においては電力使用量の削減、効率化は今まで以上に重要となっています。その努力に対するインセンティブをご検討頂けないでしょうか。例えば、太陽光発電等を設置する、運転業務においては配水池への送水方法を見直す、などが考えられます。	電力費については、昨今の電力費高騰を考慮し本事業の対象外として考えています。 ただし、電力費の削減の努力については、選定時の評価対象とすることを予定しています。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
575	実施方針	28	別紙	3				サービス対価の種類	「※電力費については、大津市が支払を行うことを想定している。」とあります。更新改良業務における水処理プロセスにおいて、現存の凝集沈殿・急速ろ過と比べて電力使用量が大きくなるプロセスを事業者が選定した場合においても、その電力使用量は全て大津市の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。
576	実施方針	28	別紙	3				サービス対価の種類	「電力費削減に関しては提案評価を求める予定である。」とありますが、電力使用量の削減、効率化（特に運転業務における効率化）を実施するためには、事業運営を通じて得られるデータを蓄積、分析することにより、少しずつ成果が出てくる性質のものであり、データ蓄積のない事業開始前の提案時にお示しすることは困難です。事業期間を通じた電力費削減の努力に対するインセンティブをご検討いただけないでしょうか。	電力費については、昨今の電力費高騰を考慮し本事業の対象外として考えています。 ただし、電力費の削減の努力については、選定時の評価対象とすることを予定しています。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
577	実施方針	29	別紙	3	(2)			補修業務、計画修繕業務	「運転管理業務期間中、民間の提案額(固定額、変動額)に基づき、四半期毎に業務対価について支払いを請求することができる。」と記載されていますが、維持管理運転期間が15年間と長期にわたりますので、毎年人件費等の見直しを予定されているかご教示下さい。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
578	実施方針	29	別紙	3	(2)			サービス対価の支払い方法	サービス対価BとDについて、区別することが難しいかと思料します。変動費（薬品費）については、サービス対価Dでは記載がありませんが、更新対象外施設における薬品費については固定費の扱いでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
579	実施方針	29	別紙	3	(2)			サービス対価の支払い方法	「サービス対価B」に「※変動額については薬品費を対象としており、処理水量に連動した支払いを行う…」と記載されているが、価格(単価等)の変動は別途精算との認識でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
580	実施方針	29	別紙	3	(2)			サービス対価の支払い方法	「サービス対価C」に「運転管理業務期間中、民間の提案額(固定額、変動額)に基づき、四半期毎に業務対価について支払いを請求することができる。」と記載されています。人件費等については毎年見直しを行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
581	実施方針	29	別紙	3	(2)			サービス対価の支払い方法	「サービス対価E」に「毎年度協議に基づいた…」とありますが、協議内容により実施内容や修繕費用の変更があるとの認識でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
582	実施方針	29	別紙	3	(2)			サービス対価の支払い方法	「サービス対価E」に「…工事実績に基づき、業務対価について支払いを請求…」とありますが、工事実績の確認・証明はどのように行うかご教示願います。	事業者等から提示される見積書等を想定しています。
583	実施方針	29	別紙	3	(2)			サービス対価の支払方法	サービス対価Aの残額は引渡し後に請求できることとなっていますが、真野・新瀬田の両浄水場は竣工から引渡しまで6か月間の期間が設けられていることを勘案していただき、残額の一部を竣工時に請求できるよう変更していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
584	実施方針	29	別紙	3	(2)			サービス対価C	民間の提案額（固定額）について四半期毎に業務対価を支払うとありますが、修繕業務、計画修繕業務の対象となる施設は、P24運転維持管理対象施設で設備内容を把握する設備台帳及び修繕履歴リスト等はあるのでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
585	実施方針	29	別紙	3	(2)			サービス対価E	更新対象外設備の補修・修繕費については、毎年度協議に基づく計画・工事実績により四半期ごとに支払いを請求できるとあります。サービス対価Eは、プロポーザルにおける提案価格に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書・優先交渉権者選定基準をご確認ください。
586	実施方針	29	別紙	3	(2)			サービス対価の支払方法	サービス対価C：補修・修繕費（更新対象施設（但し、更新対象施設のうち更新対象外設備は含まない）については、「運転管理業務期間中、民間の提案額（固定額）に基づき、四半期毎に業務対価について支払いを請求することができる。」とあることから、更新対象施設の補修・修繕費には計画外（突発）修繕費（変動要素あり）は含まれず、かつ、計画外（突発）修繕費については別途精算させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
587	実施方針	29	別紙	3	(2)			サービス対価の支払方法	サービス対価E：補修・修繕費（更新対象外施設及び更新対象施設のうち更新対象外設備）については、「毎年度協議に基づいた計画・工事実績に基づき、四半期毎に業務対価について支払いを請求することができる。」とあることから、優先交渉権者の選定段階においては、このサービス対価Eに関する提案は求められないという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
588	実施方針	29	別紙	3	(2)			サービス対価の支払方法	サービス対価Cについて、例えば計画していた修繕を、施設の状態を鑑み次年度の先延ばしにした場合など、修繕実績が無い場合でも、当初の提案額が支払われると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、それによる事故等が生じた場合は事業者の負担となります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
589	実施方針	29	別紙	3	(2)			サービス対価の支払い方法	物価指数や改訂条件は、募集要綱の公表時に要求水準等の資料に条件が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
590	実施方針	29	別紙	3	(2)			サービス対価E	サービス対価Eは、「提案額」とはなっておらず「毎年度協議に基づく」となっています。従って、サービス対価Eは提案書の見積額には含まない費用と理解しますがよろしいでしょうか。	詳細については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
591	実施方針	30	別紙	4				大津市浄水場の概要	別紙4によると、取水設備が真野浄水場に含まれています。取水設備も今回の更新改良施設に含まれると考えてよろしいでしょうか。別紙7には真野取水場と記載がありますので、真野浄水場の取水設備と真野取水場は同一施設と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、真野浄水場の取水設備と真野取水場は同一施設であり、取水設備は今回の更新改良施設に含みます。ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
592	実施方針	31	別紙	4				大津市浄水場の概要	取水設備①～④が図面に記載されていますが、対象施設一覧に記載がありません。取水設備の更新等の予定はないものと考えてよろしいでしょうか。	真野取水場の取水設備のうち、取水ポンプは本事業の更新対象です。ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
593	実施方針	39	別紙	6	(1)			対象施設一覧	真野浄水場の増設（C）対象施設の濃縮槽は、39頁に記述されている濃縮槽（次期工事）箇所に増設する計画と解釈してよいでしょうか。ご教示下さい。	No. 322の回答をご参照ください。
594	実施方針	39	別紙	6				真野浄水場の濃縮槽増設	濃縮槽（次期工事）および排水池（次期工事）と記載された箇所が工事可能用地範囲となっていないですが、この用地も工事（濃縮槽の増設）可能との理解でよろしいでしょうか。	No. 322の回答をご参照ください。
595	実施方針	39	別紙	6				事業対象施設平面図	任意提案業務として浄水場の一部を占有したい場合、施設平面図のうち、工事可能用地範囲は占用可能と考えてよいでしょうか。	浄水場敷地内において占用は可能と考えますが、最終的には業務の提案内容によるものと考えます。
596	実施方針	39	別紙	6				事業対象施設平面図	「工事可能用地範囲」とは、何を意図しているかご教示下さい。（「工事エリアとして使用しても良い範囲」ということであれば、工事仮設や配管接続、そのエリアへのアクセスも含め、工事可能用地範囲の再設定をお願いします。）	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
597	実施方針	39	別紙	6				事業対象施設平面図	更新対象施設に管理本館が含まれておりませんが、薬品注入設備、中央監視室、電気設備等の更新は含まれることから、管理本館も更新対象施設に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No. 328の回答をご参照ください。
598	実施方針	39	別紙	6				事業対象施設平面図	赤色破線枠で「工事可能用地範囲」が示されていますが、真野浄水場では例えば、排水池と更新対象施設を接続する配管や、北側道路側に土留用の矢板など、この赤色破線枠外での工事が発生します。この「工事可能用地範囲」とは、更新対象施設の躯体をこの範囲に配置すれば良いという理解でよろしいでしょうか。	No. 596の回答をご参照ください。
599	実施方針	39	別紙	6				事業対象施設平面図	濃縮槽は（次期工事）と記載されており、赤色破線枠の「工事可能用地範囲」からも外れています。P. 23の対象施設一覧では、濃縮槽は増設となっています。この増設分の濃縮槽は、「濃縮槽（次期工事）」と示されている箇所のことで、この部分も「工事可能用地範囲」であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
600	実施方針	39	別紙	6				事業対象施設平面図	排水池は（次期工事）と記載されており、赤色破線枠の「工事可能用地範囲」からも外れています。P.23の対象施設一覧では、排水池は耐震補強となっています。 排水池は、耐震補強対象施設として着色されている一池のみ本事業範囲で、「排水池（次期工事）」と示されている部分は、本事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
601	実施方針	39	別紙	6				事業対象施設平面図 1)真野浄水場	図面にて排水池・濃縮槽は『次期工事』との記載ですが、対象工事一覧で濃縮槽は『増設』となっています。どちらが正しいでしょうか。	No. 322の回答をご参照ください。
602	実施方針	39	別紙	6				事業対象施設平面図 真野浄水場	工事可能用地範囲が示されておりますが、工事用車両の動線等を考慮すると、工事可能用地範囲内だけでは施工が出来ないと考えます。工事可能用地範囲は、あくまで竣工後において、土木構造物が築造可能な範囲であって、施工時において仮設等の設置が可能な範囲を示したのではないという認識でよいでしょうか。	No. 596の回答をご参照ください。
603	実施方針	40	別紙	6	2)			事業対象施設平面図	新瀬田浄水場には、「工事可能用地範囲」が示されていません。工事可能範囲N606圏は新瀬田浄水場敷地内全域という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
604	実施方針	41	別紙	6	3)			事業対象施設平面図	仰木低区配水池の「工事可能用地範囲」へのアクセスは、仰木低区配水池敷地内全域を工事用区画として使用できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
605	実施方針	42	別紙	6	4)			事業対象施設平面図	真野低区配水池には、「工事可能用地範囲」が示されていません。工事可能範囲は真野低区配水池敷地内全域という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
606	実施方針	44	別紙	8	(1)			施設能力	最大浄水量および、最小浄水量での処理を行う状況として、ご想定されているところをご教示下さい（定期的な清掃時を想定、などを教えて頂きたいです）。 また、平均浄水量を処理するための一日の中での処理水量の変動幅は発注者様が要求水準書にてご設定される予定でしょうか。または、事業者提案となりますでしょうか。	最大浄水量、最小浄水量は、現状の給水量実績を踏まえるとともに、将来における浄水場の統廃合による供給範囲の切り替え及び浄水施設の清掃・点検等を考量して設定しています。 また一日の中での処理水量の変動幅は、要求水準書においてお示しします。
607	実施方針	44	別紙	8	(1)			浄水場更新工事	1系列停止時の浄水量など、運用方法と設計水量の考え方について、要求水準書などで示していただけますでしょうか。	浄水場の運用に関わる基本的な考え方については、要求水準書においてお示しします。
608	実施方針	44	別紙	8	(1)			浄水場更新工事	新瀬田浄水場のブロック形成池、薬品沈澱池、急速ろ過池、活性炭ろ過池の耐震補強工事中は対象池を利用できないことから施設能力が低下すると想定されます。工事期間中の水運用は、大津市様から提示されますでしょうか。それとも、事業者が検討するものでしょうか。	新瀬田浄水場について、工事期間中、密接に関わる膳所浄水場を活用した水運用方法を要求水準書において提示します。 一方、本市の提示と異なる水運用方法もあると考えられるため、本市の提示を参考としつつ、工事期間中の運転維持管理と施工を勘案した水運用方法を事業者提案として求めます。
609	実施方針	44	別紙	8	(2)			配水池容量	「※なお、耐震補強後の配水池の確保容量はできるだけ多くすること。」とあります。最低限確保すべき容量があればお示しください。また、確保できる容量を提案書に明記する必要はないという理解でよいでしょうか。ご教示下さい。	最低限確保すべき容量は設定していません。 提案書には概略の確保容量を示してください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）**

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
610	実施方針	44	別紙	8				予備力について	「なお日常の運転管理上必要なものは含まない。」とは、どういうことでしょうか。	日常の運転管理上必要なものとは、ろ過池における予備池を示しています。
611	実施方針	45	別紙	9				水質基準項目及び基準値等	別紙9の「水質基準項目及び基準値等」に記載のない項目については、要求水準ではないと考えておりますが、この理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
612	現場見学	-	-	-	-	-	-	新瀬田浄水場	更新及び改良となる設備は『耐震補強（D）の対象となる構造物において、耐震補強時に支障となる設備、薬品注入設備』とあるが、耐震補強時に支障とならない設備は、更新及び改良の対象外設備との解釈でよいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
613	その他	-	-	-	-	-	-	新瀬田浄水場	活性炭ろ過池の増設部分は耐震補強の対象外と解釈して良いでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
614	実施方針	-	-	-	-	-	-		本事業の運転管理業務は、水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に基づく「第三者委託」により実施される事業ですか。	本事業につきましては、「第三者委託」により実施される事業ではありません。
615	現地調査	-	-	-	-	-	-	資機材等の貸与有無	新瀬田浄水場及び真野浄水場において、資機材を確認しております。また、タブレットや携帯電話などの情報機器端末も確認いたしました。本事業開始後に貴市から貸与いただける資機材や情報機器端末があればご提示願います。	ご要望の点については、ご意見として承ります。 詳細については募集要項等公表時に要求水準書にて提示いたします。
616	現地説明会	-	-	-	-	-	-	真野浄水場	真野浄水場の現地説明会にて、沈殿池から排泥池への流入管が排泥池から濃縮槽へ送泥するポンプの引抜管に接続されていました。排水処理の運用において、沈殿池から濃縮槽へ直接送泥しているのでしょうか。	ご質問の接続管は汚泥引抜管の維持管理用の連絡配管です。常時はバルブで閉まっており、沈殿池から汚泥を直接濃縮槽に移送することはありません。
617	現地説明会	-	-	-	-	-	-	真野浄水場 水質計器設置場所	連続水質計器は管廊内に設置しており、サンプリングポンプを介して管理棟内の水質計器室に配置していないと理解しましたが、そのような理解で宜しいでしょうか。更新後も同様のお考えをお持ちでしょうか。	前者については、ご理解のとおりです。 後者について、管理本館に連続水質計器類を集約して配置するシステムを否定するものではなく、連続水質計器の配置は事業者提案によるものとします。
618	現地説明会	-	-	-	-	-	-	真野浄水場 ブロウ棟	ブロウ棟から管理棟まで管廊でつながってございました。更新後に既設管廊を使用する場合、管廊の耐震補強が求められますでしょうか。	更新後においても、使用する既設管廊は耐震性を必要とします。
619	現地説明会	-	-	-	-	-	-	真野浄水場 薬品注入設備	更新する薬品注入設備は見学で見せて頂いたもの全てでしょうか（次亜ポンプ、次亜タンク、PACポンプ、PACタンク、硫酸ポンプ、硫酸タンク）。	具体的な内容については、募集要項等公表時に示す要求水準書をご確認ください。
620	現地説明会	-	-	-	-	-	-	真野浄水場	更新時に一時的に取水停止することが可能でしょうか。可能な場合、その停止可能時間は何時間でしょうか。	電力設備点検（全停作業）での作業可能時間である4時間程度と考えています。 仰木低区配水池の増設により、取水停止可能時間は増える可能性があります。
621	現地説明会	-	-	-	-	-	-	新瀬田浄水場	見学でご案内下さった排水処理関係の設備（排水池、排泥池、濃縮槽のポンプ、掻寄機等）についても更新をお考えでしょうか。	質問の排水処理関係の設備は更新対象設備ではありません。
622	現地説明会	-	-	-	-	-	-	新瀬田浄水場	耐震化対象の躯体の管廊側の配管、弁類も更新をお考えでしょうか。	躯体の管廊側の配管、弁類がどの配管、弁類を指すか不明確であるため、回答しかねますが、要求水準書において更新対象となる配管類は示します。

真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
実施方針に対する質問への回答（令和4年8月29日公表）

No.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答
623	現地説明会	—	—	—	—	—	—		施設設計に関する要求水準を案として公告に先行してご提示頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。
624	現地説明会	—	—	—	—	—	—		上記の要求水準書案のご提示後に、再度、施設見学をさせて頂けませんでしょうか。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項をご確認ください。
625	現地説明会	—	—	—	—	—	—		真野浄水場の原水、沈澱池引抜汚泥を採水させて頂けませんでしょうか。	原水は着水井にて沈澱池引抜汚泥は排泥池で採水ならば可能ですが、採水方法について本市と協議していただく必要があります。
626	その他	—	—	—	—	—	—		既設に関連する資料（完成図書等）の貸与あるいはPDFデータの配布をしていただきますようお願いいたします。	本事業に関する情報については、可能な限り募集要項等公表時に参考資料として提示予定です。
627	現場説明会	—	—	—	—	—	—	他施設の見学について	今回、現場説明のあった施設は更新対象が主でしたが、維持管理を行う上で他の浄水場や加圧ポンプ場の状況を確認したいと考えています。全施設でなく主要な施設だけでも、見学することは可能でしょうか。また、施設内の見学はできなくとも、施設位置や施設外観だけでも確認することは可能でしょうか。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項をご確認ください。
628	その他	—	—	—	—	—	—		貴市管理規定は各浄水場で閲覧可能でしょうか	管理規定の意味するところが不明確のため、お答えしかねますが、開示可能な資料は公募時に開示いたします。
629	実施方針	—	—	—	—	—	—		既設施設の運用を理解するため、運転マニュアル・運転方法の開示を要望いたします。	ご意見として承ります。開示する場合は、募集要項等公表時に参考資料として提示いたします。
630	実施方針	—	—	—	—	—	—		再度現地調査をさせていただきたく要望いたします。	ご意見を踏まえて、検討を行います。詳細については募集要項をご確認ください。
631	その他	—	—	—	—	—	—		リスクにおける事業者の責任上限金額は今後公表される募集要項等で明記されますでしょうか？ 責任上限金額の設定をご検討願います。	ご意見として承ります。